

別添 2

信用事業検査の手引き  
(第 4 の 2 の ( 6 ) 及び ( 10 ) 関係)

(制 定 令和 8 年 3 月 31 日)

# 信用事業検査の手引き

## 【目次】

はじめに	1
本手引きにより検査を行うに際しての留意事項	2
第1 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリスト	5
1. 経営方針等の策定について	5
2. 理事の役割・責任について	6
3. 組織体制の整備について	7
4. モニタリング及び見直しについて	9
5. 理事会等による内部監査態勢の整備・確立について	9
6. 内部監査部門の役割・責任について	11
7. 評価・改善活動について	12
8. 監事・監事会の監査環境の整備について	13
9. 監査の実施について	13
10. 外部監査態勢の整備・確立について	14
第2 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト	16
1. 管理者の役割・責任について	16
2. コンプライアンス統括部門の役割・責任について	18
3. マネロン・テロ資金供与等管理態勢について	19
4. 不祥事件等の未然防止態勢について	31
5. 個別の留意事項について	33
6. リーガル・チェック等態勢について	37
第3 利用者保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト	38
1. 利用者説明管理態勢について	38
2. 利用者サポート等管理態勢について	39
3. 利用者情報管理態勢について	40
4. 外部委託管理態勢について	41
5. 利益相反管理態勢について	42
(別紙) 金融商品窓口販売に係る利用者説明について	42
第4 統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	44
1. 管理者の役割・責任について	44
2. 統合的リスク管理部門の役割・責任について	45

第5	自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト	48
	1. 管理者の役割・責任について	48
	2. 自己資本管理部門の役割・責任について	49
	3. 自己資本比率の算定の正確性について	50
第6	信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	53
	1. 管理者の役割・責任について	53
	2. 信用リスク管理部門の役割・責任について	54
	3. 金融仲介機能の発揮について	55
	4. 地域密着型金融の推進について	56
	5. 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組について	57
	6. 信用リスク管理に係る個別業務について	57
第7	資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト	61
	1. 管理者及び資産査定管理部門の役割・責任について	61
	2. 自己査定結果の正確性及び償却・引当結果の適切性について	62
第8	市場リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	63
	1. 管理者の役割・責任について	63
	2. 市場リスク管理部門の役割・責任について	64
	3. 資産・負債運営管理態勢について	66
	4. 個別の留意事項について	67
第9	流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	71
	1. 流動性リスク管理部門の管理者の役割・責任について	71
	2. 流動性リスク管理部門の役割・責任について	72
	3. 資金繰り管理部門の役割・責任について	74
第10	オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	77
	1. 管理者の役割・責任について	77
	2. オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門の役割・責任について	78
	3. オペレーショナル・リスク計量手法を用いている場合の検証項目について	79
	4. 外部委託業務のオペレーショナル・リスク管理について	80
	5. 事務リスク管理態勢について	81
	6. システムリスク管理態勢について	81
	7. その他オペレーショナル・リスク管理態勢について	81
(別紙1)	事務リスク管理態勢について	82
	1. 管理者の役割・責任について	82
	2. 事務リスク管理部門の役割・責任について	82

3. 各業務部門及び支所・支店（事務所）における事務処理態勢について・・・	83
4. 市場取引の事務管理態勢について・・・・・・・・・・・・・・・・	84
(別紙2) システムリスク管理態勢について・・・・・・・・	86
1. 管理者の役割・責任について・・・・・・・・	86
2. システムリスク管理部門の役割・責任について・・・・・・・・	87
3. 情報セキュリティ管理について・・・・・・・・	88
4. サイバーセキュリティ管理について・・・・・・・・	91
5. 防犯・防災・バックアップ・不正利用防止について・・・・・・・・	92
6. 外部委託管理について・・・・・・・・	94
7. 貯金口座の名寄せについて・・・・・・・・	95
8. 外部の決済サービス事業者等との連携について・・・・・・・・	95
(別紙3) その他オペレーショナル・リスク管理態勢について・・・・・・・・	98
1. その他オペレーショナル・リスク管理部門のうち、主なリスク管理部門の 役割・責任について・・・・・・・・	98
2. 危機管理態勢の適切性について・・・・・・・・	98

【はじめに】

- (1) 系統金融検査の基本的考え方等については、「農林水産省協同組合等検査規程」（平成23年農林水産省訓令第20号）、「農林水産省協同組合等検査基本要綱」（平成23年9月1日付け23検査第1号農林水産省大臣官房検査部長通知）及び「協同組合検査実施要項」（平成9年10月1日付け9組検第3号農林水産省大臣官房協同組合検査部長通知）に示されており、本手引きの解釈及び運用に当たっては、当該訓令・通知を参照する。
- (2) 適切な検査を実施するため、検査官は、系統金融機関（注1）に対する検査の実施に当たり、特に以下の点に配慮する必要がある。
- ① 重要なリスクに焦点を当てた検証（「リスク・フォーカス、フォワード・ルッキング」アプローチ）

検査官は、立入検査開始前、立入検査中を通じて、入手した情報や検証内容を基に、各系統金融機関の持つリスクの所在を分析し、重要なリスク（注2）に焦点を当てたメリハリのある検証に努める必要がある。
  - ② 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明

検査官は、経営の健全性に重大な影響を与える問題点については、系統金融機関との間で、問題の本質的な改善のために必要な対応の方向性（改善の方向性）に関する認識を共有することにつながるよう、双方向の議論により、特に深度ある原因分析を行い、原因の解明に努める必要がある。
  - ③ 問題点の指摘と適切な取組の評価、静的・動的な実態の検証

検査官は、(i)問題点については的確に指摘するとともに、改善・向上につながる適切な取組については評価すること、(ii)検査時点における問題点等の静的な実態のみならず、態勢整備の進捗状況等の動的な実態（注3）についても検証すること、の二点に留意し、的確な実態把握を行う必要がある。
  - ④ 指摘や改善を検討すべき事項の明確化

検査官は、指摘事項や改善を検討すべき事項に関する対話・議論を進めるに当たっては、具体的かつ論理的に根拠を示すとともに、より高い水準の内部管理態勢の構築に向け、改善を検討すべき点が明確になるよう、具体的に示す必要がある。
  - ⑤ 検証結果に対する真の理解（納得感）

検査官は、系統金融機関の主体的・能動的な経営改善に向けた取組につながるよう、的確な検証、役員その他の責任者との対話、双方向の議論を通じて、検証結果に対する真の理解（納得感）を得るよう努める必要がある。
- (3) 本手引きは、検査官が、系統金融機関を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであり、各系統金融機関においては、自己責任原則に基づき、経営陣のリーダーシップの下、創意・工夫を生かし、それぞれの規模・特性に応じた方針、内部規程等を策定し、系統金融機関の業務の健全性と適切性の確保を図ることが期待される。
- また、本手引きの適用に当たっては、系統金融機関の規模・特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある（注4）。
- したがって、チェックリストに記載されている個々のチェック項目について、記述

されている字義どおりの対応が系統金融機関においてなされていない場合であっても、系統金融機関の業務の健全性及び適切性の観点からみて、系統金融機関の対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは系統金融機関の規模・特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。

例えば、各態勢のチェックリストに記載された部門が設置されていない場合には、検査官は、当該系統金融機関の規模・特性を踏まえ、必要な機能を十分に発揮することができ、かつ、相互けん制が機能する組織態勢が整備されているかを検証するものとする。また、例えば各態勢のチェックリストに記載された方針、要領、規程等が、チェックリストどおりに制定されていない場合には、実際に制定されている方針、内部規程等が、チェックリストが求める機能を十分に発揮することができ、かつ、相互けん制が機能する内容となっているかを検証するものとする。

(注1) 【本手引きにより検査を行うに際しての留意事項】 (1) 参照

(注2) ここでは、系統金融機関の業務の健全性及び適切性の確保に重大な影響を及ぼし得るリスク全てを対象としており、本手引きにおける各リスク管理態勢でいうリスクに限定するものではない。また、新たな商品の取扱いや管理手法の発達等により、本手引きに記載のないリスクも重要なリスクに含まれ得る。その判断に当たっては、問題が発生した場合に経営に及ぼす影響度に加え、問題が発生する可能性も勘案して検討する必要がある。

(注3) 改善・向上に向けたベクトル（改善・向上に向かっているのか、取組は広範囲なものか、取組はスピード感をもって行われているか等）を十分見極める必要がある。

(参考) 「金融サービス業におけるプリンシプル」(平成20年4月18日公表：金融庁)

(注4) 運用等の目標、規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った態勢の整備を求めるものであり、高度かつ精緻な管理手法を必須とするものではないことに留意する。

【本手引きにより検査を行うに際しての留意事項】

(1) 本手引きは、系統金融機関を対象としている。

「系統金融機関」とは、農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「農協法」という。）第10条第1項第3号に定める事業を行う農業協同組合（以下「総合農協」という。）及び水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「水協法」という。）第11条第1項第4号に定める事業を行う漁業協同組合（以下「漁協」という。）並びに水協法第87条第1項第4号に定める事業を行う漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）のうち、一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とするものをいう。

(2) 系統金融機関に対する検査の実施に当たっては、系統金融機関の事務負担の軽減等の観点や系統金融機関の規模・特性等を踏まえ、以下の対応をとることとする。

① 立入検査の実施に当たっては、総会（総代会）の開催日や決算期末には、総会や決算に関する業務の円滑な遂行に支障が生じないよう、当該業務の担当部署に対するヒアリングを控える等の措置をとるよう配慮する。

- ② 資料等の徴求に当たっては、系統金融機関の既存資料等や監督部局が系統金融機関から徴求した資料等の活用に努めるとともに、系統金融機関から既存資料等以外の資料等を徴求する場合には、その必要性を検討し、真に必要なものに限定するよう配慮する。
- ③ 系統金融機関の支所・支店（事務所）については、その規模・特性による対応能力を踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないように配慮する。
- (3) チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特に断りのない限り、当該系統金融機関が達成していることを前提として検証すべき項目である。一方、チェック項目において「例えば」として着眼項目を列記してあるのは、全ての内容を字義どおり達成することを求めるものではなく、当該系統金融機関の業務の規模・特性等に応じて実質的な機能達成のための必要性を判断すべき例示項目である。
- (4) 本手引き中の用語については以下による。
- ① 「組合」とは、個々の法人としての総合農協、漁協及び一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする信漁連をいう。
- ② 「理事会」の役割とされている項目については、理事会自身において実質的議論を行い内容を決定することが求められるが、その原案の検討を他の会議体、部門又は部署で行うことを妨げるものではない。
- また、農協法第34条及び水協法第38条（第92条第3項の規定により準用する場合を含む。）に規定する経営管理委員会は、組合の業務の基本方針の決定、重要な財産の取得及び処分その他の定款で定める組合の業務執行に関する重要事項を決定する機関であることから、経営管理委員会を置く場合には、各組合の実態に応じて、チェック項目の「理事会」については、「経営管理委員会又は理事会」と読み替えて適用するものとする。
- 同様に、「理事」についても、経営管理委員会を置く場合には、「経営管理委員又は理事」と読み替えて適用するものとする。
- ③ 「理事会等」には、理事会、経営管理委員会のほか、常勤理事会等も含む。なお、「理事会等」の役割とされている項目についても、理事会自身において決定することが望ましいが、常勤理事会等に委任している場合には、理事会による明確な委任があること、常勤理事会等の議事録の整備等により事後的検証を可能としていることに加え、理事会への結果報告や常勤理事会等に監事の参加を認める等の適切な措置により、内部けん制が確保されるような態勢となっているかを確認する必要がある。
- ④ 「管理者」とは、各管理部門においては、各部門の上級管理職（理事を含む。）を表す。また、支所・支店（事務所）においては、支所・支店（事務所）長及び支所・支店（事務所）長と同等以上の職責を負う上級管理職（理事を含む。）を表す。
- ⑤ 「内部規程」とは、経営方針等に則り、業務に関する取決め等を記載した系統金融機関内部に適用される規程をいう。内部規程においては、手続の詳細を記載することまでは必ずしも要さないことに留意する。
- ⑥ 「事業推進部門等」とは、信用事業に係る部門・部署・渉外拠点等をいい、例え

ば、信用事業を直接・間接に行う部門、これを推進するための企画・立案等を行う部門等をいう。

- ⑦ 「市場部門」とは、市場取引を行う部門・部署等をいう。
- ⑧ 「リーガル・チェック等」とは、コンプライアンス・チェックを含み、例えば、法務担当者、法務担当部署、コンプライアンス担当者、コンプライアンス統括部門又は弁護士等の専門家により内部規程等の一貫性・整合性や、取引及び業務の適法性について法的側面から検証することをいう。
- ⑨ 「モニタリング」には、監視することのみならず、警告その他の具体的な抑止行動を行うことも含む。
- ⑩ 「リスク・プロファイル」とは、各リスクが有する特徴を表す様々な要素により構成されるものを総称していう。
- ⑪ 「代理事業」とは、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成8年法律第118号）第42条第1項又は第2項の規定により総合農協又は漁協が農林中央金庫、信農連（農協法第10条第1項第3号に定める事業を行う農業協同組合連合会をいう。以下同じ。）又は信漁連に事業を譲渡した場合に農林中央金庫、信農連又は信漁連の代理として行うことができる事業をいい、「業務代理組合」とは、代理事業を行う総合農協又は漁協をいう。

## 第1 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリスト

### 【経営管理（ガバナンス）について】

- ・ 系統金融機関における業務の健全性及び適切性を確保し、信用の維持及び貯金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るためには、適切な経営管理（ガバナンス）の下、経営相談・経営指導等をはじめとした金融仲介機能の発揮、当該系統金融機関の業務の全てにわたる法令等遵守、利用者保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理が行われる必要がある。
- ・ 系統金融機関の経営管理（ガバナンス）が有効に機能するためには、適切な内部管理の観点から、各役職員及び各組織が、それぞれ求められる役割と責任を果たしていなければならない。具体的には、理事をはじめとする役員は、高い職業倫理観を涵養し、全ての職員に対して内部管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成する責任があり、代表理事、理事、監事をはじめとする各役職員は、内部管理の各プロセスにおける自らの役割を理解し、プロセスに十分に関与する必要がある。  
また、理事会、監事会（監事会を置く系統金融機関に限る。以下同じ。）が十分に機能し、各部門・部署間のけん制や内部監査部門による内部監査等の機能が適切に発揮される態勢となっていることが重要である。

### 1. 経営方針等の策定について

#### （1）着眼点

- ① 理事会は、農協法、水協法に基づき、系統金融機関に求められる社会的責任と公共的使命等を果たすため、農漁協系統組織としての倫理の構築を重要課題として位置付け、経営方針・経営計画の策定等目標の達成に向けた管理態勢を整備することが求められる。
- ② 理事会は、経営方針・経営計画に基づき、その実効性を担保するために内部管理基本方針、戦略目標、統合的リスク管理方針及び各リスクの管理方針を定めることが求められる。

#### （2）チェックリスト

- ① 理事及び理事会は、系統金融機関に求められる社会的責任と公共的使命等を柱とした農漁協系統組織としての倫理の構築を重要課題として位置付け、具体的に担保するための態勢を整備しているか。
- ② 理事会は、当該系統金融機関が目指す目標の達成に向けた経営方針を明確に定めているか。また、理事会は、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、これらを組織全体に周知させているか。
- ③ 理事会は、経営方針・経営計画について、信用の維持及び貯金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るという系統金融機関の役割を踏まえた内容としているか。
- ④ 理事会は、経営方針に則り、代表理事等に委任することなく、当該系統金融機関

の業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備に係る基本方針（以下「内部管理基本方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。

- ⑤ 理事会は、経営方針に則り、代表理事等に委任することなく、当該系統金融機関全体の経営の目標及びそれに向けたリスクテイクや人的・物的資源配分の戦略等を定めた当該系統金融機関全体の戦略目標を明確に定めているか。また、理事会は、当該系統金融機関全体の戦略目標を踏まえた各業務分野の戦略目標を明確に定め、全体の戦略目標とともに組織内に周知させているか。
- ⑥ 理事会は、当該系統金融機関全体の戦略目標を踏まえ、系統金融機関全体のリスク管理に関し、以下の各リスク管理方針について定め、組織内に周知させているか。
  - i 法令等遵守に係る基本方針（以下「法令等遵守方針」という。）
  - ii 利用者保護及び利便の向上に向けた管理の方針（以下「利用者保護等管理方針」という。）
  - iii 統合的リスク管理に関する方針（以下「統合的リスク管理方針」という。）
  - iv 自己資本管理に関する方針（以下「自己資本管理方針」という。）
  - v 信用リスク管理に関する方針（以下「信用リスク管理方針」という。）
  - vi 市場リスク管理に関する方針（以下「市場リスク管理方針」という。）
  - vii 流動性リスク管理に関する方針（以下「流動性リスク管理方針」という。）
  - viii オペレーショナル・リスク管理に関する方針（以下「オペレーショナル・リスク管理方針」という。）
  - ix システムリスク管理に関する方針（以下「システムリスク管理方針」という。）

## 2. 理事の役割・責任について

### （1）着眼点

- ① 代表理事は、経営方針、経営計画、内部管理基本方針、戦略目標及び各リスク管理方針に基づき、適切なリスク管理を行うため、適切な人的・物的資源の配分等態勢を整備することが求められる。
- ② 理事は、農協法等に基づき、系統金融機関の業務の健全性及び適切性を確保するため、業務執行の意思決定及び業務執行の監督の職責を十分に果たすことが求められる。

### （2）チェックリスト

- ① 理事は、法令等遵守、利用者保護等及びリスク管理を経営上の重要課題として位置付けているか。
- ② 代表理事は、経営方針、経営計画、内部管理基本方針、戦略目標及び各リスク管理方針に沿って適切な人的・物的資源配分を行い、かつ、それらの状況を機動的に管理する態勢を整備するため、適切に権限を行使しているか。
- ③ 代表理事は、経営相談・経営指導等、法令等遵守、利用者保護等及びリスク管理に対する取組姿勢を役職員に対し積極的に明示する等、当該系統金融機関としての法令等遵守、利用者保護等及びリスク管理に対する取組姿勢を役職員に理解させるための具体的方策を講じているか。

- ④ 理事は、業務執行に当たる代表理事の独断専行をけん制・抑止し、適切な業務執行を実現する観点から、理事会において業務執行の意思決定及び業務執行の監督の職責を果たしているか。
- ⑤ （員外理事が選任されている場合、）員外理事は、経営の意思決定の客観性を確保する観点から、自らの意義を認識し、積極的に理事会に参加しているか。理事会は、員外理事が理事会において適切な判断をすることができるよう、員外理事に対し、当該系統金融機関の状況に関する情報提供を継続的に行う等、適切な方策を講ずる態勢を整備しているか。
- ⑥ 理事は、職務の執行に当たり、系統金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から、善管注意義務・忠実義務（農協法第30条の3及び第35条の2第1項、水協法第34条の3及び第39条の2第1項（第92条第3項の規定により準用する場合を含む。）並びに民法（明治29年法律第89号）第644条）を十分果たしているか。

### 3. 組織体制の整備について

#### （1）着眼点

- ① 理事会は、農協法第1条及び第7条、水協法第4条及び第11条の2（第92条第1項の規定により準用する場合を含む。）、定款等に基づき、業務及びリスクの管理を全体として適切かつ実効的に機能させるため、組織体制を整備することが求められる。
- ② 理事会等は、内部管理基本方針や各リスク管理方針に基づき、適切なリスク管理態勢を構築するため、新規商品等（新規の商品の取扱い及び新規の業務の開始その他の事項をいう。以下同じ。）の事前の審査・承認を行う態勢、子会社等の業務運営を適正に管理する措置、各リスクの管理態勢及び危機管理態勢等を整備することが求められる。

#### （2）チェックリスト

- ① 系統金融機関全体の組織体制の整備
  - ア 理事会は、利益相反が生じる可能性がある部門相互につき、連携しつつ、けん制機能が有効に発揮される形態で設置及び権限の付与を行う等、当該系統金融機関の業務及びリスクの管理が全体として適切かつ実効的に機能する組織体制の整備を行っているか。
  - イ 理事会は、財務情報その他当該系統金融機関に関する情報を適正かつ適時に開示するための態勢を整備しているか。
  - ウ 理事会は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従って財務諸表（連結財務諸表を含む。以下同じ。）を作成し、適正かつ適時に表示するための態勢を整備しているか。
  - エ 理事会等は、当該系統金融機関の内部及び外部から、法令等遵守、利用者保護等及びリスク管理に関し、経営管理上必要となる情報等を適時に取得する態勢を整備しているか。
  - オ 理事会等は、内部管理基本方針に則り、理事等の職務の執行に係る情報の保存

及び管理に関する態勢を整備しているか。

- カ 議事録は、原資料と併せて、理事会等に報告された内容や、理事会等の承認・決定の内容等、議案及び議事の内容の詳細が確認できるものとなっているか。また、原資料は、議事録と同期間保存及び管理させる態勢を整備しているか。
- キ 理事会等は、役員を選任その他の総会（総代会）議案を、農協法又は水協法に従って作成しているか。
- ク 監事が理事会等の議事録その他理事等の職務の執行に係る情報に容易にアクセスできるようにしているか。
- ケ 理事会等は、法令等遵守、利用者保護等管理（利用者説明管理、利用者サポート管理、利用者情報管理、外部委託管理、利益相反管理）、統合的リスク管理、自己資本管理、信用リスク管理、市場リスク管理、流動性リスク管理、オペレーショナル・リスク管理及びシステムリスク管理をそれぞれ統括する部門（以下「各リスク管理統括部門」という。）を設置し、各リスク管理方針、各リスク管理規程に基づく業務を担わせる態勢を整備しているか。なお、小規模な組合にあっては、個別のリスク管理部門を置かず、一つの部署が全てのリスク管理部門を兼ねる場合があることに留意する必要がある。
- コ 理事会は、各リスク管理統括部門に、当該部門を統括するのに必要な知識と経験を有する管理者を配置し、当該管理者に対し管理業務の遂行に必要な権限を与えているか。
- サ 理事会等は、各リスク管理統括部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を業務量に見合った規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。
- シ 理事会は、報告事項及び承認事項を明確に設定した上で、管理者に、定期的には又は必要に応じて随時、理事会等に対し状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。

## ② 新規商品等審査に関する取扱い

- ア 理事会等は、統合的リスク管理方針等において事前の審査及び承認を必要と定めた新規商品等に関し、新規商品等の審査の担当部門や担当委員会（以下「新商品委員会等」という。）による事前の審査・承認（以下「新規商品等審査」という。）を行う態勢を整備しているか。
- イ 理事会等は、新規商品等審査の対象となるか否かの判定基準及び判断権者を明確にし、各役職員に周知徹底させているか。
- ウ 理事会等は、新規商品等審査について、新商品委員会等に新規商品等の妥当性や適法性についての情報を集約し、十分な検討を行わせる態勢を整備しているか。

## ③ 子会社等に関する管理態勢

- ア 理事会等は、子会社等の業務の規模・特性に応じ、子会社等の業務運営を適正に管理し、系統金融機関の子会社等が行う業務が経営相談・経営指導等、法令等

遵守、利用者保護等及びリスク管理の観点から適切なものとなるような措置を講じているか。

イ 理事会等は、当該系統金融機関と子会社等との取引が弊害防止措置の遵守やアームズ・レングス・ルール（注１）の遵守の観点から、適切なものとなるよう措置を講じているか。

（注１）アームズ・レングス・ルールとは、農協法第11条の9及び水協法第11条の15（第92条第1項の規定により準用する場合を含む。）に基づき、子会社等（特定関係者）との利益相反取引を通じて経営の健全性が損なわれること等を防止するための規定で、組合と特定関係者との間において「組合に不利な条件で行われる取引」や「特定関係者に不当に不利益を与える条件で行われる取引」などを禁止している。

#### ④ 危機管理態勢について

理事会等は、危機発生時において経営陣による迅速な対応及びリスク軽減措置等の対策を講ずるため、平時より危機管理について適切な態勢整備を行っているか。

### 4. モニタリング及び見直しについて

#### （１）着眼点

理事会は、農協法第1条及び第7条、水協法第4条及び第11条の2（第92条第1項の規定により準用する場合を含む。）、定款等に基づき、系統金融機関としての管理態勢を機能させるため、経営方針・経営計画、内部管理基本方針、各リスク管理方針の有効性・妥当性等を検証することが求められる。

#### （２）チェックリスト

理事会は、定期的に又は必要に応じて随時、業務運営の状況及び当該系統金融機関が直面するリスクの報告を受け、必要に応じて調査等を実施させた上で、経営方針、経営計画、内部管理基本方針、戦略目標、統合的リスク管理方針、各リスク管理方針、法令等遵守方針、利用者保護等管理方針その他の方針の有効性・妥当性及びこれらに則った当該系統金融機関全体の態勢の実効性を検証し、適時に見直しを行っているか。

### 5. 理事会等による内部監査態勢の整備・確立について

#### （１）着眼点

① 理事会等は、定款、経営方針等に基づき、内部監査方針を策定するとともに、内部監査規程、内部監査実施要領及び内部監査計画を承認することが求められる。

また、内部監査部門を設置し、その機能が十分発揮される態勢を整備することが求められる。

② 理事会は、内部監査方針等に基づき、内部監査の結果を報告させる態勢を整備するとともに、適切な改善措置を講ずることが求められる。

## (2) チェックリスト

### ① 方針の策定

- ア 理事は、業務の規模・特性、業務に適用される法令等の内容及びリスク・プロフィールに応じた実効性ある内部監査態勢を整備することが、経営相談・経営指導等、適切な法令等遵守、利用者保護等及びリスク管理に必要不可欠であることを十分に認識しているか。
- イ 理事会は、経営方針及び内部管理基本方針に則り、内部監査の実効性の確保に向けた方針（以下「内部監査方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。

### ② 規程・組織体制の整備

- ア 理事会等は、内部監査に関する内部規程（以下「内部監査規程」という。）を内部監査部門又は内部監査部門長に策定させ、内部監査方針に合致することを確認した上で、内部監査規程を承認しているか。
- イ 理事会等は、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）を内部監査部門又は内部監査部門長に策定させ、承認しているか。
- ウ 理事会等は、被監査部門等における経営相談・経営指導等、法令等遵守、利用者保護等及びリスク管理の状況を把握した上で、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性のある内部監査の計画（以下「内部監査計画」という。）を内部監査部門又は内部監査部門長に策定させ、その重点項目を含む基本的事項を承認しているか。また、理事会等は、内部監査計画が必要に応じて随時追加的な監査が可能なものとなっていることを確認した上で、これを承認しているか。
- エ 内部監査計画は、子会社等の業務について、法令等に抵触しない範囲で監査対象としているか。また、内部監査の対象とできない子会社等の業務及び外部に委託した業務については、当該業務の所管部門等による管理状況等を監査対象としているか。
- オ 理事会は、内部監査方針及び内部監査規程に則り、内部管理態勢の適切性・有効性を検証する内部監査部門を設置し、その機能が十分発揮される態勢を整備しているか。
- カ 理事会は、内部監査部門に、内部監査部門を統括するのに必要な知識と経験を有する内部監査部門長を配置し、当該内部監査部門長の業務の遂行に必要な権限を付与して管理させているか。また、内部監査部門長に被監査部門等を兼任させる場合には、内部監査部門の独立性を確保するための措置を講じているか。
- キ 理事会等は、内部監査部門に、人員を適切な規模で配置し、業務の遂行に必要な権限を与えているか。また、内部監査の従事者の専門性を高めるための方策を講じているか。
- ク 理事会は、内部監査部門について、被監査部門からの独立性を確保し、けん制機能が働く体制を整備しているか。また、理事会は、内部監査部門が、被監査部門等から不当な制約を受けることなく監査業務を実施できる態勢を確保してい

るか。

ケ 理事会は、内部監査部門に、業務活動そのものや、財務情報その他業務情報の作成等、被監査部門が行うべき業務に従事させることを防止する態勢を整備しているか。

コ 理事会は、通常の監査とは別に、法令等違反が生じやすい業務、システム等について、特別な監査を実施できる態勢を整備しているか。また、現行の内部監査態勢で十分な監査業務を遂行し得ないと判断した業務等について、外部の専門家を活用することにより内部監査機能を補強・補完している場合においても、その内容、結果等に引き続き責任を負っているか。

サ 理事会は、内部監査規程に則り、内部監査の従事者に対し、職務遂行上必要とされる全ての資料等の入手や、職務遂行上必要とされる全ての役職員等を対象に面接・質問等できる権限を付与しているか。

シ 理事会は、内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲等を役職員等に周知徹底する態勢を整備しているか。

ス 理事会は、内部監査の結果について適時適切に報告させる態勢を整備しているか。

### ③ フォローアップ態勢

理事会は、内部監査部門からの内部監査報告書の提出又は報告を受け、経営に重大な影響を与える問題、被監査部門等のみで対応できない問題等について、速やかに適切な措置を講じているか。また、内部監査部門に必要なフォローアップを実施させ、被監査部門の改善状況に問題がある場合には理事会へ報告させる態勢を整備しているか。

## 6. 内部監査部門の役割・責任について

### (1) 着眼点

内部監査部門は、内部監査方針に基づき、内部監査の実効性を確保するため、以下の措置を講ずることが求められる。

- ① 内部監査実施要領や内部監査計画等の策定
- ② 効率的かつ実効性のある内部監査の実施及び重要な指摘事項の理事会への報告  
また、内部監査の過程で法令違反行為等を認識した場合、コンプライアンス統括部門への報告
- ③ 被監査部門等の改善状況の確認及びその結果の内部監査計画への反映

### (2) チェックリスト

- ① 内部監査部門は、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた内部監査実施要領を策定し、理事会等による承認を受けているか。
- ② 内部監査部門は、被監査部門等における経営相談・経営指導等、法令等遵守、利用者保護等及びリスク管理の状況を把握した上で、頻度及び深度等を勘案した効率的かつ実効性のある内部監査計画を立案し、重点項目を含む基本的事項について理

事会等の承認を受けているか。

- ③ 子会社等の業務について、法令等に抵触しない範囲で監査対象としているか。また、内部監査の対象とできない子会社等の業務及び外部に委託した業務については、当該業務の所管部門等による管理状況等を監査対象としているか。
- ④ 内部監査部門は、内部監査実施要領及び内部監査計画に基づき、各被監査部門等に対し、頻度及び深度等を勘案した効率的かつ実効性ある内部監査を実施しているか。
- ⑤ 内部監査の従事者は、内部監査実施要領及び内部監査計画に基づき、内部監査で発見・指摘した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を作成しているか。
- ⑥ 内部監査部門長は、内部監査報告書の内容を確認し、そこで指摘された重要な事項について、問題点の発生頻度、重要度及び原因等を分析した上、理事会に提出し又は報告しているか。特に、経営に重大な影響を与える問題点又は利用者の利益が著しく阻害される問題点は、速やかに理事会に報告しているか。
- ⑦ 内部監査部門長は、必要に応じて内部管理等に関する会議に出席し、内部監査の状況の報告及び情報収集を行っているか。
- ⑧ 内部監査部門は、内部監査の過程で法令違反行為又はそのおそれのある行為を認識した場合、速やかにコンプライアンス統括部門に報告しているか。また、内部監査の結果を分析して問題点等を的確に指摘し、コンプライアンス統括部門、各業務部門及び支所・支店（事務所）に通知しているか。
- ⑨ 被監査部門等は、内部監査報告書等で指摘された問題点について、その重要度合い等を勘案した上、遅滞なく改善し、改善計画等を作成しているか。  
また、内部監査部門は、被監査部門等の改善状況を適切に確認し、その後の内部監査計画に反映させているか。

## 7. 評価・改善活動について

### (1) 着眼点

理事会は、内部管理基本方針等に基づき、監事監査、内部監査及び外部監査の結果明らかになった態勢上の弱点や改善すべき点を検討することが求められる。また、改善策の実施状況を検証する等のフォローアップを行うことが求められる。

### (2) チェックリスト

#### ① 分析・評価

ア 理事会は、監事監査、内部監査及び外部監査の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等の内部監査の状況に関する情報に基づき、内部監査の状況を的確に把握し、内部監査の実効性の分析・評価を行った上で、態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を検討するとともに、原因を検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

イ 理事会は、定期的に又は必要に応じて随時、内部監査の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価プロセスの有効性を検証し、見直しているか。

② 改善活動

理事会は、上記①の分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定し、これを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

8. 監事・監事会の監査環境の整備について

(1) 着眼点

監事及び監事会は、農協法、水協法、定款等に基づき、内部管理態勢の実効性を確保するため、監事の独立性を確保するとともに、理事、内部監査部門、コンプライアンス統括部門等と緊密な連携を図り、内部監査部門、コンプライアンス統括部門等から定期的な報告を求める等、監査の環境を整備することが求められる。

(2) チェックリスト

- ① 監事は、その職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部門の管理者、子会社等の取締役等との間の緊密な連携を図り、定期的な報告を求める等、情報の収集及び監査の環境の整備をしているか。
- ② 監事会を設置している場合、監事会は、監事や他の関係者から監査に関する重要な事項について報告を受け、協議及び決議を行っているか。
- ③ 監事及び監事会を補佐する者は、監事の補佐業務の遂行に関し、理事及び理事会からの指揮命令を受けない等の態勢となっているか。
- ④ 監事及び監事会は、組織上及び業務の遂行上、独立性が確保される態勢となっているか。

9. 監査の実施について

(1) 着眼点

監事及び監事会は、農協法、水協法、定款等に基づき、適切な監査を実施するため、監査方針及び監査計画を策定し、会計監査に加え業務監査を実施することが求められる。また、監査において理事の不正行為や法令違反を認めた場合には、理事会への報告を行うことが求められる。

(2) チェックリスト

- ① 監事は、監査すべき事項を特定し、監査方針及び監査計画を策定しているか。
- ② 監事及び監事会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え、業務に関する監査を実効的に実施しているか。監事会が設けられている場合であっても、各監事は、あくまでも独任制の機関として、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。
- ③ 監事は、子会社等を含めた系統金融機関内において適切な内部管理態勢が整備されているかに留意し、子会社等の経営管理態勢及び内部管理態勢の状況等について、必要に応じて調査等を行っているか。
- ④ 監事は、理事会に出席し、必要に応じて意見を述べるなど、理事の職務執行状況

について適切に監査を行っているか。また、監事は、必要に応じ、理事会以外の会議体（経営管理委員会、常勤理事会等）に出席して意見を述べる等、適切な監査のための権限行使を行っているか。

- ⑤ 監事及び監事会は、その機能発揮の補完のために、必要に応じ、弁護士・公認会計士等の外部の専門家を活用しているか。
- ⑥ 監事及び監事会は、会計監査人による会計監査のプロセス及び監査結果が相当なものであるか否かをチェックしているか。
- ⑦ 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく理事会に報告しているか。また、監事が、理事の法令・定款違反行為により当該系統金融機関に著しい損害が生ずるおそれがあると認めるときは、当該行為を阻止するため、適切な措置を講じているか。
- ⑧ 員外監事は、監査機能の発揮のため、常勤監事との意思疎通・連携等を十分に図っているか。

## 10. 外部監査態勢の整備・確立について

### （1）着眼点

理事会は、農協法、水協法、定款等に基づき、内部管理態勢の有効性等を確保するため、外部監査（注2）を活用するとともに、外部監査人に指摘された問題点の改善に取り組むことが求められる。

（注2）ここでいう外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものではない。また、農協法及び水協法において会計監査人の設置が義務付けられている組合に限定するものではなく、任意で外部監査を活用している組合も含まれる。なお、会計監査人による財務諸表監査以外の外部監査を受けていないことを直ちに問題とするものではなく、組合の規模・特性に応じ、内部管理態勢の有効性等を確保するための実質的な取組が行われているかを検証する必要があることに留意する。

### （2）チェックリスト

- ① 内部管理態勢の有効性等について、年1回以上、会計監査人、弁護士等の外部の専門家による外部監査を受けているか。また、理事会又は監事会は、監査結果を受領しているか。
- ② 理事会は、外部監査人が実効的な監査を実施することができるよう、系統金融機関内の各部門・部署等に協力させるための措置を講じているか。
- ③ 理事会及び監事会は、外部監査が有効に機能していることを定期的に確認しているか。
- ④ 理事及び理事会等は、子会社等において実施された外部監査の結果についても、必要に応じて適切に報告を受け、問題点を把握するなど子会社等における外部監査が有効に機能していることを把握しているか。
- ⑤ 理事会は、外部監査人により指摘された問題点を改善する態勢を整備しているか。

被監査部門等は、指摘された問題点について、その重要度合い等を勘案した上で、改善し、必要に応じて改善計画等を作成しているか。また、内部監査部門等は、進捗状況を適切に確認しているか。

## 第2 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

### 【法令等遵守について】

- ・ 系統金融機関にとって法令等遵守態勢（「法令等」には、法令及び定款等の内部規程に加え、業界の行動規範等の社会規範を含む。）の整備・確立は、系統金融機関の業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つであり、経営陣には、法令等遵守態勢の整備・確立のため、法令等遵守に係る基本方針を決定し、組織体制の整備を行う等、系統金融機関の業務の全般にわたる法令等遵守態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。
- ・ 組織犯罪等への対応として、取引時確認等の措置及び「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（令和3年11月金融庁。以下「マネロン等ガイドライン」という。）に定める措置を的確に実施し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与等」という。）、貯金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するための態勢整備状況を確認する必要がある。
- ・ 反社会的勢力との関係を遮断し、排除することが、系統金融機関に対する公共の信頼を維持する上で必要不可欠であり、暴力団等との取引排除に向けた取組の適切性を確認する必要がある。
- ・ 法令等違反行為への適切な対応や、法令等違反を未然に防止するためのリーガル・チェック等態勢の整備について、その適切性を確認する必要がある。

### 1. 管理者の役割・責任について

#### (1) 内部規程等の策定

##### ① 着眼点

管理者は、法令等遵守方針に基づき、法令等遵守に係る管理態勢を構築するため、法令等遵守規程、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムを策定し、組織内に周知することが求められる。

##### ② チェックリスト

ア 管理者は、法令等遵守方針に則り、法令等遵守規程を策定し、組織内に周知しているか。

イ 法令等遵守規程の内容は、業務の特性に応じ、役職員が遵守すべき法令等の遵守に関する取決めを網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

- コンプライアンス統括部門の役割・責任及び組織に関する取決め
- コンプライアンス関連情報の収集、管理、分析及び検討に関する取決め
- 法令等遵守のモニタリングに関する取決め
- リーガル・チェック等に関する取決め（例えば、各部門が業務上作成し又は関与する内部規程、契約書、広告等の文書、取引、業務等のうち、リーガル・チェック等を行うべきもの）

- v 研修・指導等の実施に関する取決め
- vi コンプライアンス統括部門が行った調査に関する記録の保存・管理等に関する取決め
- vii 新規商品等の承認・審査に関する取決め
- viii 理事会等及び監事への報告に関する取決め
- ウ 管理者は、法令等遵守方針及び法令等遵守規程に沿って、コンプライアンス・マニュアルを策定し、組織内に周知しているか。
- エ 管理者は、法令等遵守方針及び法令等遵守規程に沿って、年度ごとにコンプライアンス・プログラムを策定し、組織内に周知しているか。

## (2) 態勢の整備

### ① 着眼点

ア 管理者は、法令等遵守方針、法令等遵守規程、コンプライアンス・マニュアル等に基づき、法令等遵守に係る管理態勢を構築するため、コンプライアンス統括部門を整備し、けん制機能を発揮させるための施策を実施することが求められる。

また、コンプライアンス関連情報を収集する手段を講ずるとともに、収集した情報を分析する態勢を整備することが求められる。

イ 管理者は、法令等遵守方針、法令等遵守規程、コンプライアンス・マニュアル等に基づき、法令等遵守態勢の実効性を確保するため、各部門における法令等遵守の状況を継続的にモニタリングするとともに、法令等違反行為の疑いがあると判断した場合には、速やかに事実関係を調査することが求められる。

ウ 管理者は、法令等遵守方針、法令等遵守規程、コンプライアンス・マニュアル等に基づき、法令等遵守状況を経営陣に認識させるため、理事会等が定めた報告事項を理事会、監事会等に報告する態勢を整備することが求められる。

### ② チェックリスト

ア 管理者は、法令等遵守方針及び法令等遵守規程に基づき、法令等違反行為の未然防止及び再発防止を徹底するため、コンプライアンス統括部門の態勢を整備し、けん制機能を発揮させるための施策を実施しているか。

イ 管理者は、コンプライアンス統括部門の法令等遵守に関する能力・知識を向上させるための研修・教育態勢を整備しているか。

ウ 管理者は、系統金融機関の業務の特性に応じ、系統金融機関の各部署に散在するコンプライアンス関連情報を適時かつ効率的に収集する手段を講じているか。また、収集したコンプライアンス関連情報を分析し、法令等違反行為の未然防止、再発防止を含む法令等遵守態勢の改善に役立てることができるような態勢を整備しているか。

エ 管理者は、管理者自ら又はコンプライアンス統括部門を通じ、各種コンプライアンス関連情報が所在する部門との情報の連絡及び連携を密接にしているか。

- オ 管理者は、業務部門及び支所・支店（事務所）ごとに配置したコンプライアンス担当者との連携をとる態勢を整備しているか。
- カ 管理者は、各部門における適切な法令等遵守を確保するため、各部門における法令等遵守の状況を継続的にモニタリングする態勢を整備しているか。
- キ 管理者は、法令等違反行為の疑いの通報があった場合等、コンプライアンス関連情報の分析や通報を通じて、法令等違反行為の疑いがあると判断した場合には、速やかに事実関係を調査させ、その事実が法令上の届出の対象となる不祥事件に該当するか検証し、必要な場合には速やかに届出を行う態勢を整備しているか。また、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）上の適時開示を適切に行う態勢となっているか。
- ク 管理者は、コンプライアンス・マニュアルの内容を各役職員に周知徹底させているか。また、各業務において遵守すべき法令等について、研修・指導を行わせる態勢を整備しているか。
- ケ 管理者は、理事会等に対し、理事会等が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。
- コ 管理者は、理事会の決定事項に従い、監事へ直接報告を行っているか。

### （3）評価・改善活動

#### ① 着眼点

管理者は、法令等遵守方針、法令等遵守規程、コンプライアンス・マニュアル等に基づき、法令等遵守に係る取組向上のため、法令等遵守の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、理事会等に対し改善のための提言を行うことが求められる。

#### ② チェックリスト

管理者は、コンプライアンス・マニュアルをはじめとする各種関連規程の遵守状況等、法令等遵守の状況に関する報告・調査結果、モニタリングの結果等を踏まえ、コンプライアンス統括部門による法令等遵守の徹底の実効性を検証し、適時に各種関連規程、組織体制、研修・指導の実施、モニタリングの方法等の見直しを行い、理事会等に対し改善のための提言を行っているか。

## 2. コンプライアンス統括部門の役割・責任について

### （1）着眼点

- ① コンプライアンス統括部門は、法令等遵守方針、法令等遵守規程、コンプライアンス・マニュアル等に基づき、コンプライアンス・プログラムによる取組を推進するため、コンプライアンス・プログラムの進捗状況をフォローアップし、その結果を理事会等へ報告することが求められる。
- ② コンプライアンス統括部門は、法令等遵守方針、法令等遵守規程、コンプライアンス・マニュアル等に基づき、法令等遵守に係る取組の徹底を図るため、法令等違反行為の疑いがある事象について事実確認を行った上で、法令等違反の有無や管理態勢上の弱点について検証を行うことが求められる。

## (2) チェックリスト

- ① コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス・プログラムの内容を実施するとともに、進捗状況や達成状況をフォローアップし、理事会等へ報告しているか。
- ② コンプライアンス統括部門は、系統金融機関の様々な部署に散在するコンプライアンス関連情報の一元的な収集、管理、分析及び検討を行い、その結果に基づき措置・方策を講じているか。
- ③ コンプライアンス統括部門は、各業務部門及び支所・支店（事務所）の法令等遵守の状況につき、継続的なモニタリングを実施しているか。
- ④ コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス関連情報の分析や通報を通じて、法令等違反行為の疑いがある事象について、当該行為の事実の有無及び問題点の有無について、直ちに事実確認を実施し、又は事件と利害関係のない部署に事実確認をさせた上で、法令等違反行為の事実の有無やコンプライアンス上の弱点の有無について検証しているか。
- ⑤ コンプライアンス統括部門は、上記の事実確認の結果、法令等違反行為に該当する又はそのおそれが強いと判断した事象について、直ちに管理者に報告し、関連する部門又は部署等と連携して適切な対応を行っているか。また、この時点において、法令上求められる不祥事件の届出の要否、疑わしい取引の届出の要否、適時開示の要否等について検討しているか。
- ⑥ コンプライアンス統括部門は、法令等違反行為についてその背景、原因、影響の範囲等について調査し、又は事件と利害関係のない部署に調査させた上で分析し、その結果を管理者に報告しているか。
- ⑦ コンプライアンス統括部門は、上記の分析結果を、再発防止の観点から関連業務部門の管理者や支所・支店（事務所）長等に還元するとともに、未然防止のための措置を速やかに講じ、又は他の部門に講じさせているか。
- ⑧ コンプライアンス担当者は、配置された当該部署におけるコンプライアンス関連情報を集約し、コンプライアンス統括部門に伝達するとともに、当該部署における法令等遵守の取組を適切に行っているか。

## 3. マネロン・テロ資金供与等管理態勢について

マネロン・テロ資金供与等の防止により、国民の安全な暮らしを守り、経済の健全な発展を実現するためには、とりわけ金融機関等におけるマネロン・テロ資金供与等対策が重要であることに加え、系統金融機関自身の経済的損失やレピュテーション（評判）の悪化等を予防・抑制するという観点からも、当該対策は重要である。このため、系統金融機関においては、その取り扱う商品・サービス、取引形態、国・地域、利用者の属性等を組織全体で把握してマネロン・テロ資金供与等リスクを特定・評価しつつ、自らを取り巻く事業環境・経営戦略等も踏まえた上で、当該リスクに見合った低減措置を講ずることが求められている。

また、時々変化する国際情勢や、これに呼応して進化する他の金融機関等の対応等を踏まえて機動的にリスクに見合った措置を講ずるには、個別の問題事象への対応のみに

とどまらず、将来を見据えた（フォワード・ルッキング）態勢面の見直しの必要性も含めて幅広い検証を行い、経営陣の関与・理解の下、組織全体として実効的な管理態勢の構築を行うことも重要とされている。

なお、マネー・ローンダリングを行う者は、マネロン・テロ資金供与等対策が弱い「穴」を常に探しており、ひとたび悪用されると、その金融機関は対応に追われるのみならず、社会的な批判にさらされるリスクを負うことに留意する必要がある。

したがって、系統金融機関において、経営陣の主導的な関与の下、自らのマネロン・テロ資金供与等リスクを特定・評価し、これをリスク許容度の範囲内に実効的に低減するため、当該リスクに見合った低減措置を講ずる（リスクベース・アプローチ）態勢を継続的に維持・高度化しているか、検証する。当該検証に当たっては、以下に記載する着眼点及びチェックリストに加え、マネロン等ガイドラインを踏まえて行う必要があることに留意する。

### （１）三線管理態勢の整備

#### ① 経営陣による態勢整備

##### ア 着眼点

マネロン等ガイドラインⅢ－２及び３に基づき、業務の内容・規模等に応じ、有効なマネロン・テロ資金供与等リスク管理態勢を構築するため、事業推進部門（第１線）、コンプライアンス部門等の管理部門（第２線）及び内部監査部門（第３線）の機能を踏まえ、各部門等が担う役割・責任を、経営陣の責任の下で明確にして、適切な資源配分を行い、組織的に対応（「三つの防衛線」の概念での整理を含む。）を進めることが求められる。

##### イ チェックリスト

- （ア）理事会等は、マネロン・テロ資金供与等対策を経営戦略等における重要な課題の一つとして位置付けているか。
- （イ）理事会等は、マネロン・テロ資金供与等への対応に係る内部規程を定め、組織内に周知させるとともに、三線管理態勢を整備し、けん制機能を発揮させるための施策を実施しているか。
- （ウ）理事会等は、マネロン・テロ資金供与等への対応に係る内部規程に基づき、マネロン・テロ資金供与等対策の方針・手続・計画等の策定及び見直しについて承認するとともに、その実施状況についても、定期的及び随時に報告を受け、必要に応じて議論を行うなど、主導的に関与しているか。
- （エ）理事会等は、マネロン・テロ資金供与対策等への対応に係る内部規程の中で、AML/CFT/CPF（注１）担当役員を明確化しているか。

（注１）AMLとは「Anti-Money Laundering（アンチ・マネー・ローンダリング）」の略であり、マネー・ローンダリングを防ぐための対策をいい、CFTとは「Countering the Financing of Terrorism」の略であり、テロ資金供与を防ぐ対策をいい、CPFとは「Countering Proliferation Financing」の略であり、大量破壊兵器（核・化学・生物兵器）等の開発、保有、輸出

等に関与するとして資産凍結等措置の対象となっている者に、資金又は金融サービスの提供をしないことをいう。

(オ) 理事会等は、組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与等リスクを評価する過程で主管部署に対する質疑を行うなど、議論をした上で、必要な指導・支援を行い、最終的に、リスク評価の結果を承認しているか。

## ② 第1線（事業推進部門）の態勢整備

### ア 着眼点

マネロン等ガイドラインⅢ-3-(1)に基づき、第1線が実効的に機能するためには、そこに属する全ての職員が、自らが関わりを持つマネロン・テロ資金供与等リスクを正しく理解した上で、日々の業務運営を行うことが求められる。

系統金融機関においては、マネロン・テロ資金供与等対策に係る方針・手続・計画等を整備・周知し、研修等の機会を設けて徹底を図るなど、第1線が行う業務に応じて、その業務に係るマネロン・テロ資金供与等リスクの理解の促進等に必要な措置を講ずることが求められる。

### イ チェックリスト

(ア) 口座開設の申込みがあった際、取引時確認、系統マネロン管理システムによる検索等が実施されているか。

(イ) 域外居住者の口座開設において、申告のあった勤務先に懸念がある場合には、勤務先を確認するなど追加確認を行っているか。域内への転居予定者は転居先住所が確認できないため、転居が完了して調査可能になってから、再度口座開設の申込みを依頼しているか。

(ウ) 来日外国人であることが判明した場合又は在留カードの提示を受けた場合は、帰国時の口座解約手続や口座売却の禁止等について、「案内文書(注意喚起)」等による説明が行われているか。また、在留カードの写しを取得し、在留期間を確認するとともに、系統マネロン管理システム(顧客管理システム)により在留期間の管理が行われているか。

(エ) 異常取引検知システム(偽造・盗難カード等)で検知した先について、出力した異常取引検知口座一覧表等で内容を確認した上で、不正利用の有無が確認されているか。

(オ) GPLEX(注2)の取引モニタリングにより検知された取引の内容について、第2線から利用者に対するヒアリングを依頼された場合は、対応の上、確認結果を第2線に回答しているか。

(注2) GPLEXとは、系統マネロン管理システムのうち、取引モニタリング、顧客フィルタリング、格付付与を行うシステムをいう。

## ③ 第2線（コンプライアンス部門・リスク管理部門等の管理部門）の態勢整備

### ア 着眼点

マネロン等ガイドラインⅢ-3-(2)に基づき、第2線は、第1線の自律的

なリスク管理に対して、独立した立場からけん制を行うと同時に、第1線を支援する役割も担っている。

第1線に対するけん制と支援という役割を果たすために、管理部門には、第1線の業務に係る知見と、同業務に潜在するマネロン・テロ資金供与等リスクに対する理解を併せ持つとともに、リスクの特定・評価やこれに伴う分析を踏まえ、第1線におけるマネロン・テロ資金供与等対策に係る方針・手続・計画等の遵守状況の確認や、リスク低減措置の有効性の検証等、マネロン・テロ資金供与等リスク管理態勢が有効に機能しているか確認することが求められる。

## イ チェックリスト

- (ア) 第3線の第1線に対するけん制のみならず、第2線の第1線に対するけん制が行われているか。
- (イ) 第1線に対して、マネロン・テロ資金供与等対策に係る情報の提供や質疑への応答を行うほか、具体的な対応方針等について協議するなど、十分な指導が行われているか。
- (ウ) 第1線におけるマネロン・テロ資金供与等対策に係る方針・手続・計画等の遵守状況の確認や低減措置の有効性の検証等により、マネロン・テロ資金供与等リスク管理態勢が有効に機能しているか、独立した立場から監視が行われているか。
- (エ) リスク評価の結果を文書化したリスク評価書において、犯罪収益移転危険度調査書（National Risk Assessment：NRA）を勘案しながら、包括的かつ具体的にリスクを特定・評価しているか。
- (オ) リスク評価書において、取引実績、営業地域の犯罪傾向、疑わしい取引の分析等自らの個別具体的な特性を考慮しているか。
- (カ) 疑わしい取引の届出の状況等の分析に当たっては、届出件数等の定量情報について、部門・拠点・届出要因・検知シナリオ別等に行うなど、リスクの評価に活用しているか。
- (キ) 定期的にはリスク評価を見直すほか、マネロン・テロ資金供与等対策に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、リスク評価を見直しているか。
- (ク) 系統マネロン管理システムによる日次・月次の確認（GPLEXによる顧客フィルタリング（反社会的勢力、凍結口座名義人等）及び取引モニタリングの検知結果の日次確認、顧客管理システムによる来日外国人の在留期限の月次確認）は適切に実施されているか、系統マネロン管理システム（GPLEX）で確認できる顧客リスク格付件数等の計数情報等を活用したリスク評価書の見直し等が行われているか。
- (ケ) GPLEXによる顧客フィルタリング（反社会的勢力、凍結口座名義人等）及び取引モニタリングの検知結果については、支所・支店（事務所）を通じて内容を確認の上、疑わしい取引の判断を行い、該当した場合には「疑わしい取引発生報告書」等により報告しているか。

(コ) マネロン・テロ資金供与等対策の主管部門にとどまらず、マネロン・テロ資金供与等対策に関係する全ての管理部門とその責務を明らかにし、それぞれの部門の責務について認識を共有するとともに、主管部門と他の関係部門が協働する態勢を整備し、密接な情報共有・連携が図られているか。

(サ) 管理部門にマネロン・テロ資金供与等対策に係る適切な知識及び専門性等を有する職員が配置されているか。

#### ④ 第3線（内部監査部門）の態勢整備

##### ア 着眼点

マネロン等ガイドラインⅢ－3－（3）に基づき、第3線には、第1線と第2線が適切に機能しているか、更なる高度化の余地はないかなどについて、これらと独立した立場から、定期的に検証していくことが求められる。

また、内部監査部門は、独立した立場から、マネロン・テロ資金供与等対策に係る方針・手続・計画等の有効性についても定期的に検証し、必要に応じて、方針・手続・計画等の見直し、対策の高度化の必要性等を提言・指摘することが求められる。

##### イ チェックリスト

(ア) 内部監査のチェックリストにAML/CFT/CPFに関する事項を含めるとともに、第1線と第2線が適切に機能しているかなど管理態勢に関する内部監査が実施されているか。

(イ) 以下の事項を含む監査計画を策定し、実施しているか。

- i マネロン・テロ資金供与等対策に係る方針・手続・計画等の適切性
- ii 監査方針・手続・計画等を遂行する職員の専門性・適合性等
- iii 職員に対する研修等の実効性
- iv 事業推進部門における異常取引の検知状況
- v 検知基準の有効性等を含むITシステムの運用状況
- vi 検知した取引についてのリスク低減措置の実施、疑わしい取引の届出状況

(ウ) 自らの直面するマネロン・テロ資金供与等リスクに対応した監査の対象・頻度・手法等となっているか。

(エ) リスクが高いと判断した業務等以外についても、一律に監査対象から除外せず、頻度や深度を調整して監査を行う等の必要な対応を行うこととなっているか。

(オ) 内部監査部門が実施した内部監査の結果を監事及び経営陣に報告するとともに、当該監査結果のフォローアップや改善に向けた助言が行われているか。

(カ) 内部監査部門にマネロン・テロ資金供与等対策に係る必要な知識、専門性等を有する職員が配置されているか。

#### ⑤ 職員の確保、育成

##### ア 着眼点

マネロン等ガイドラインⅢ－５に基づき、系統金融機関においては、専門性・適合性等を有する職員を必要な役割に応じて確保・育成（関係する資格取得を含む。）しながら、継続的な研修等（自組合以外が主催する研修等の受講を含む。）を行うことにより、組織全体として、マネロン・テロ資金供与等対策に係る理解を深め、専門性・適合性等を維持・向上させていくことが求められる。

## イ チェックリスト

- (ア) マネロン・テロ資金供与等対策に関わる職員（第１線、第２線及び第３線）や犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）第11条第3号に定める統括管理者向けにマネロン・テロ資金供与等対策に関する外部研修の受講及び試験の受験を推奨するなど、専門人材の育成・配置のための取組が実施されているか。
- (イ) マネロン・テロ資金供与等対策に関わる職員について、その役割に応じて必要とされる知識、専門性のほか、研修等を経た上で取引時確認等の措置を的確に行うことができる適合性等を、継続的に確認することとしているか。
- (ウ) 取引時確認等を含む利用者管理の具体的方法について、役職員が、その役割に応じて的確に理解することができるよう、分かりやすい資料等を用いて周知徹底を図るほか、継続的な研修等を行うこととしているか。
- (エ) 当該研修等の内容が、自らの直面するリスクに適合し、必要に応じ最新の法規制、内外の当局等の情報を踏まえたものとなっているか。また、役職員等への徹底の観点から改善の余地がないか分析・検討することとなっているか。
- (オ) 研修等の効果について、研修内容の遵守状況の検証や役職員等に対するフォローアップ等の方法により、確認することとなっているか。
- (カ) 当組合内で疑わしい取引の届出状況や、管理部門に寄せられる質問内容・気づき等を事業推進部門に還元するほか、事業推進部門内においてもこうした情報を各職員に的確に周知するなど、事業推進部門におけるリスク認識を深めるための措置を講じているか。
- (キ) 経営陣は、職員へのマネロン・テロ資金供与等対策に関する研修等につき、自ら参加するなど、積極的に関与しているか。

## (2) 利用者管理（取引時確認を含む。）

### ① 着眼点

マネロン等ガイドラインⅡ－２－（３）－（ii）に基づき、系統金融機関が利用者と取引を行うに当たっては、当該利用者がどのような人物・団体で、団体の実質的支配者は誰か、どのような取引目的を有しているか、資金の流れはどうなっているかなど、利用者に係る基本的な情報を調査し、講ずべき低減措置を判断・実施することが必要不可欠である。

利用者との取引関係の開始時、継続時、終了時それぞれの段階において、個々の利用者やその行う取引のリスクの大きさに応じて調査し、講ずべき低減措置を的確に判断・実施することが求められる。

系統金融機関においては、これらの過程で確認した情報、自らの規模・特性や業務実態等を総合的に考慮し、全ての利用者について利用者リスク評価を実施するとともに、自らが、マネロン・テロ資金供与等リスクが高いと判断した利用者については、リスクに応じた厳格な利用者管理を行うことが求められる。

一方、リスクが低いと判断した場合には、リスクに応じた簡素な利用者管理を行うなど、円滑な取引の実行に配慮することが求められる。

## ② チェックリスト

ア 自らが行ったリスクの特定・評価に基づいて、リスクが高いと思われる利用者・取引とそれへの対応を典型的・具体的に判断することができるよう、利用者の受入れに関する方針を定めているか。

イ 利用者の受入れに関する方針の策定に当たっては、利用者及びその実質的支配者の職業・事業内容のほか、例えば、経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等、利用者が利用する商品・サービス、取引形態等、利用者に関する様々な情報を勘案しているか。

ウ 利用者及びその実質的支配者の本人特定事項を含む本人確認事項、取引目的等の調査に当たっては、信頼に足る証跡を求めているか。

エ 利用者及びその実質的支配者の氏名と関係当局による制裁リスト等とを照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他リスクに応じて必要な措置を講じているか。

オ 信頼性の高いデータベースやシステムを導入するなど、系統金融機関の規模・特性に応じた合理的な方法により、リスクが高い利用者を的確に検知する枠組みを構築しているか。

カ 商品・サービス、取引形態、国・地域、利用者属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与等リスクの評価の結果を踏まえて、全ての利用者について利用者リスク評価を行うとともに、講ずべき低減措置を利用者リスク評価に応じて判断しているか。

キ マネロン・テロ資金供与等リスクが高いと判断した利用者については、以下を含むリスクに応じた厳格な利用者管理を実施しているか。

(ア) 資産・収入の状況、取引の目的、職業・地位、資金源等について、リスクに応じ追加的な情報を入手すること

(イ) 当該利用者との取引の実施等につき、管理者の承認を得ること

(ウ) リスクに応じて、当該利用者が行う取引に係る敷居値の厳格化等の取引モニタリングの強化や、定期的な利用者情報の調査頻度の増加等を図ること

(エ) 当該利用者と属性等が類似する他の利用者につき、利用者リスク評価の厳格化等が必要でないか検討すること

ク 利用者の事業内容、所在地等が取引目的、取引態様等に照らして合理的ではないなどのリスクが高い取引等について、取引開始前又は多額の取引等に際し、事業実態や所在地等を把握するなど追加的な措置を講じているか。

ケ マネロン・テロ資金供与等リスクが低いと判断した利用者については、当該リ

スクの特性を踏まえながら、当該利用者が行う取引のモニタリングに係る敷居値を上げたり、利用者情報の調査範囲・手法・更新頻度等を異にしたりするなどのリスクに応じた簡素な利用者管理を行うなど、円滑な取引の実行に配慮しているか。

- コ 疑わしい取引の届出について対応が求められる事項のほか、以下を含む、継続的な利用者管理を実施しているか。
  - (ア) 取引類型や利用者の属性等に着目し、これらにかかる自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、調査の対象及び頻度を含む継続的な利用者管理の方針を決定し、実施すること
  - (イ) 各利用者に実施されている調査の範囲・手法等が、当該利用者の取引実態や取引モニタリングの結果等に照らして適切か、継続的に検討すること
  - (ウ) 調査の過程での照会や調査結果を適切に管理し、関係する役職員と共有すること
  - (エ) 各利用者のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合等の機動的な利用者情報の確認に加え、定期的な確認に関しても、確認の頻度を利用者のリスクに応じて異にすること
  - (オ) 継続的な利用者管理により確認した利用者情報等を踏まえ、利用者に対するリスク評価を見直し、リスクに応じたリスク低減措置を講ずること  
特に、取引モニタリングにおいては、継続的な利用者管理を踏まえて見直した利用者に対するリスク評価を適切に反映すること
- サ 必要とされる情報の提供を利用者から受けられないなど、自らが定める適切な利用者管理を実施できないと判断した利用者・取引等については、取引の謝絶を行うこと等を含め、リスク遮断を図ることを検討しているか。その際、マネロン・テロ資金供与等対策の名目で合理的な理由なく謝絶等を行っていないか。
- シ 生活利用が認められない口座の貯金取引停止登録を行った後、任意解約依頼・強制解約検討まで確実に実施しているか、また、第1線は「疑わしい取引発生報告書」等により報告しているか。

### (3) 個別の重点項目

#### ① 送金業務

##### ア 着眼点

マネロン等ガイドラインⅡ-2-(4)-(i)に基づき、不正な資金の送金を行わせないため、第1線が利用者から送金申出を受け付けた場合における具体的な検証項目を設定するとともに、系統金融機関自らがその適切性を検証することが求められる。

##### イ チェックリスト

- (ア) 送金業務について、窓口等において、送金申出の適切性を検証しているか。
- (イ) 窓口での検証が、犯収法に基づく取引時確認を形式的に繰り返すといったものとなっていないか。

(ウ) 自組合等が行う取引のリスクの特定・評価を踏まえ、リスクが高いと考える取引への対応が類型的、具体的に判断できるものとなっているか。

## ② 記録の保存

### ア 着眼点

犯収法に基づき系統金融機関が保存する確認記録や取引記録は、自らの利用者管理の状況や結果等を示すものであるほか、当局への必要なデータの提出や、疑わしい取引の届出の要否の判断等にも必須の情報であるため、適切に保存することが求められる。

### イ チェックリスト

本人確認資料等の証跡のほか、顧客との取引・照会等の記録等、適切なマネロン・テロ資金供与等対策の実施に必要な記録を保存しているか。

## ③ 疑わしい取引の届出

### ア 着眼点

犯収法の「特定事業者」である系統金融機関は、犯収法第8条に基づく疑わしい取引の届出等の義務を果たすとともに、疑わしい取引の届出の状況等を他の指標等と併せて分析すること等により、自らのマネロン・テロ資金供与等リスク管理態勢の強化に活用することが求められる。

### イ チェックリスト

- (ア) 疑わしい取引の参考事例等を踏まえながら、取引モニタリングで検知した取引等について、疑わしい取引の該当性を適切に検討・判断し、疑わしい取引に該当すると判断した場合には、速やかに届出を行っているか。
- (イ) 提出した疑わしい取引の届出について、分析し、自らのリスクの特定・評価に活用しているか。

## ④ ギャップ分析

### ア 着眼点

経営陣は、マネロン等ガイドラインⅠ-2-(2)に基づき、ギャップ分析等により、マネロン等ガイドラインにおいて求められているマネロン・テロ資金供与等対策と組合における現状の取組を比較し、対応が不十分である部分を洗い出すとともに、不十分と認められる取組について、その改善を図ることが求められる。

### イ チェックリスト

- (ア) 組合の取組事項について、安易に「ギャップなし」と評価せず、現状との差異を客観的事実に基づき分析しているか。
- (イ) ギャップ分析の結果等を踏まえて、管理態勢の構築に向けた改善策を実施し

ているか。

## ⑤ 在留外国人との取引

### ア 着眼点

- (ア) マネロン等ガイドラインⅡ-2-(3)-(ii)に基づき、在留期間の定めのある在留外国人については、リスクベースで利用者リスクに応じた利用者管理を行うことが求められる。
- (イ) 在留期限の到来により、口座取引の終了が見込まれる場合には、当該口座が売却され、金融犯罪に悪用されるリスクを特定・評価し、適切なリスク低減措置を講ずることが求められる。

### イ チェックリスト

- (ア) 外国人の口座開設の申込みにおいて、系統マネロン管理システムの個別確認により資産凍結等経済制裁措置対象者でないか確認しているか。
- (イ) 外国人との取引において、在留資格・在留期限を把握し、在留期限に基づいた利用者管理を実施しているか。
- (ウ) 在留外国人に対するリスク評価は、実施しているか。実施している場合、どのような評価か。
- (エ) 在留期間が満了した外国人利用者の貯金口座からの現金出金や他口座への振込が行われる場合に、①在留カード表面の在留期間満了日、②在留カード裏面の在留期間更新等許可申請欄又は出入国在留管理庁からの申請受付に係るメール等により、当該利用者について在留期間更新等がなされたことや在留期間更新許可申請等を行っていること等特段の事情の有無を確認しているか。
- (オ) 当該利用者と自称する者の説明を聴取するなどし、その者が当該利用者に「なりすましている疑いがある場合」に該当すると判断したときは、犯収法第4条第2項の厳格な取引時確認を行っているか。
- (カ) 外国人利用者の在留期間満了日の翌日以降、在留期間更新等がなされたことや在留期間更新許可申請等を行っていること等特段の事情があることが確認されるまでの間、当該口座からの現金出金や他口座への振込が行われないよう制限措置を講じているか。  
また、当該制限措置のために必要となるシステム改修等を行っているか。

## ⑥ 反社会的勢力との取引

### ア 着眼点

マネロン等ガイドラインⅡ-2-(3)-(ii)に基づき、系統金融機関として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組むことが求められる。

### イ チェックリスト

- (ア) 反社会的勢力との取引については、利用者受入方針において、取引を行わな

い利用者属性として分類するとともに、反社会的勢力に関する情報等を活用した事前審査を実施するなど、未然に防止しているか。

- (イ) 既に取り引関係のある利用者が反社会的勢力であると判明した場合には、取引解消に向けた検討を行うとともに当該利用者の取引をモニタリングし、不適切取引・異例取引を行わないように継続的な利用者管理を厳格に行っているか。
- (ウ) 反社会的勢力に対するリスク評価を実施しているか。実施している場合、合理的な評価を行っているか。

## ⑦ 貯金口座を通じて行われる金融犯罪への対応

### ア 着眼点

SNS等を通じたやりとりで相手を信頼させ、投資等の名目で金銭をだまし取る「SNS型投資・ロマンス詐欺」が急増しているほか、法人口座やインターネットバンキングを悪用した事案がみられるなど、貯金口座を通じて行われる金融犯罪への対策が急務であることから、マネロン等ガイドラインⅡ-2-(3)-(ii)、(iii)及び「法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」（令和7年9月12日付警察庁・金融庁通知）を踏まえて取り組むことが求められる。

### イ チェックリスト

- (ア) 口座開設時における不正利用防止及び実態把握について、以下の取組を行っているか。
  - i 口座の売買・譲渡・譲受・貸借が犯罪であること、金融機関として厳格に対応する方針であることの利用者への周知
  - ii 本人確認の方法に応じた本人確認書類の真正性を確認する仕組みの構築
  - iii 疑わしい取引の届出や警察からの凍結依頼対象等、口座の不正利用リスクが高い利用者の属性・傾向の調査・分析、これらの特徴に合致する利用者の口座開設時審査における、より厳格な実態・利用目的の確認
  - iv 一利用者に対して複数口座の開設を許容する場合の利用目的の確認と利用状況の継続的なモニタリング
- (イ) 利用者側のアクセス環境や取引の金額・頻度等の妥当性に着目した多層的な検知について、以下の取組を行っているか。
  - i 不正利用が確認された口座と同一の端末・アクセス環境からの取引の検知
  - ii 利用者の申告情報や過去のアクセス情報と整合しない接続の検知
  - iii 口座開設時審査において把握した利用者の実態、口座の利用目的に見合わない取引の検知
- (ウ) 不正の用途や犯行の手口に着目した検知シナリオ・敷居値の充実・精緻化について、以下の取組を行っているか。
  - i 口座の不正利用リスクが高い利用者に対する固有のシナリオの適用
  - ii 足下で発生している詐欺被害に特有の入出金・送金パターンに着目した

### シナリオの適用

- iii 不正利用の発生状況や詐欺事例の継続的な調査・分析及び機動的なシナリオ・敷居値の見直し

(エ) 検知（注3）及びその後の利用者への確認、出金停止・凍結・解約等の措置について、以下の取組を迅速に行っているか。

（注3）警察等から口座凍結の依頼があった場合を含む。

- i 口座の不正利用状況に応じ、モニタリングの頻度・即時性を高めた、より早期の不正取引の検知
- ii 検知した取引の疑わしさの度合いに応じた対応内容の細分化と速やかな措置  
（不正の確認が得られる場合）リスク遮断措置（謝絶・凍結・入出金停止等）  
（不正の確認が得られない場合）リスク低減措置（取引の一時保留・利用者への架電確認等）
- iii 取引制限等を行うべき判断基準・判断プロセス・必要な利用者への確認事項等の明確化
- iv （特に口座開設後の早期に不正利用が多い場合）開設後一定期間の取引種類・金額等の制限
- v 業務・サービスの提供時間や不正利用の多い時間に応じ、夜間・休日にも速やかに取引制限等を行える態勢の構築

(オ) インターネットバンキングに係る対策について、以下の取組を行っているか。

- i 利用者に対し、第三者からの依頼による利用申込みや振込は詐欺等のおそれが高いことの注意喚起
- ii （利用開始後早期の不正利用が顕著な場合）利用開始後、一定期間は取引種類・金額を限定する等のリスク軽減措置
- iii ATM その他のチャネルと比べ過度に高額とならぬよう、適切な初期利用限度額の設定
- iv 利用開始・利用限度額引上げ後の早期に多額・多頻度の送金を行っている利用者等に対する取引背景等の確認
- v 利用限度額引上げ時は利用目的等を勘案した適切な額の設定、また、一定額以上への引上げ時はリスクに配慮して対応
- vi 詐欺等被害の発生状況を踏まえた、利用限度額の機動的な制限・見直し

(カ) 暗号資産交換業者及び資金移動業者の金融機関口座に対する異名義送金を拒否しているか。また、異名義送金の拒否について、ウェブページ等により利用者に周知しているか。

(キ) 不正等の端緒・実態の把握に資する観点から、口座の不正利用手口や対応事例など金融機関間での情報共有と対応能力の向上に向けた取組を行っているか。

(ク) 警察への情報提供・連携の強化について、以下の取組を行っているか。

- i 詐欺のおそれが高い取引を検知した場合の都道府県警察への迅速な情報の提供、そのための連携体制の構築に向けた都道府県警察との具体的協議
- ii 都道府県警察と構築した連携体制の実効性向上
- iii 都道府県警察からの協力依頼（被害届の提出・不正と判断するに至った情報の提供等）に対する適切な対応

#### 4. 不祥事件等の未然防止態勢について

不祥事件等を未然に防止するためには、経営陣の倫理的行動を背景とした倫理観の高い職場風土の醸成と内部統制が整備されている体制の確立が重要である。

そのためには、以下の3項目を軸とした取組を進めることが求められる。

- ① 法令等遵守（コンプライアンス）態勢の整備
- ② 業務・事務管理体制の確立
- ③ 内部統制組織（内部監査の充実等）の確立

（不祥事件等とは、農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第231条第5項及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号）第58条第2項並びに漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第2号）第51条第2項に定められている不祥事件のほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に違反する行為により組織として処分を受けた場合を含む。）

##### （1）法令等遵守（コンプライアンス）態勢の整備

- ① 経営陣による法令等遵守（コンプライアンス）重視の姿勢の明確化

###### ア 着眼点

経営陣が率先して法令等遵守（コンプライアンス）重視の姿勢を明確にするため、法令等遵守方針において、意義・重要性などについて明確なメッセージを継続的に発信することが求められる。

###### イ チェックリスト

理事会は、法令等遵守方針において、以下の項目を規定しているか。

- （ア）コンプライアンス・プログラムの策定
- （イ）コンプライアンス統括部門の設置
- （ウ）部署ごとのコンプライアンス責任者と担当者の選任
- （エ）コンプライアンスに関する役職員研修の実施
- （オ）組合員・利用者等からの苦情等に対応する部署の設置
- （カ）人事ローテーションの実施
- （キ）内部の不正に対する懲戒委員会要領の制定

- ② 法令等遵守（コンプライアンス）態勢を整備する上での留意事項

###### ア 着眼点

経営陣が法令等遵守（コンプライアンス）態勢を整備するに際して、役職員が

職場環境の改善のために将来ビジョンの明確化、報告・連絡・相談態勢の整備、過重な業務やノルマの抑制等具体的な取組を実践することが求められる。

#### イ チェックリスト

経営陣は、以下の取組に係る関係規定の整備や確認項目の設定に取り組んでいるか。

- (ア) 組合の将来ビジョンを明確化
- (イ) 職員が働きやすい職場環境の整備（時間外・休日労働の削減を含む。）
- (ウ) 職員の士気が低下したり、職員の心身の健康を損なったりするような無理な目標設定、実績管理等の禁止
- (エ) 各部署の適正な人員体制（業務量に見合った最低人員配置基準）の確保
- (オ) 人事ローテーションの実施
- (カ) 業務知識の取得を目的にしたOJT、職場内研修及び資格取得の奨励
- (キ) 不正を行った役職員に対する厳格な懲罰制度の構築

#### (2) 業務・事務管理体制の確立

##### ① 着眼点

役職員の不正を未然に防止するとともに、不正を早期に発見して組合の被る損失を最小限に抑えるため、経営陣は、役席者を含めた複数の職員で業務がチェックでき、不祥事や事故等の未然防止や早期発見を可能とする内部けん制体制を構築することが求められる。

##### ② チェックリスト

ア 経営陣は、不祥事対応要領を策定し、組織内に周知させているか。

イ 経営陣は、自主検査（自店検査）要領を策定しているか。

ウ 自主検査（自店検査）要領には、以下の項目を整備しているか。

- (ア) 検査実施者及びリスク管理部門（第2線）の役割
- (イ) 実施頻度
- (ウ) 検査項目
- (エ) 検査結果の報告手順
- (オ) 不備事項の改善指示手順
- (カ) 不備事項の改善報告手順

エ 人事ローテーションを実施しているか。（人事ローテーションについて、同一利用者など関係先の長期化や同一場所での長期勤務を避けているか。）

また、事業や業務の特性上、やむを得ず長期間にわたり同一業務に従事する場合は、現金を取り扱わない等のその他の諸施策を組み合わせることにより、人事ローテーションを実施するのと同等の効果を得られる対策を講じているか。

オ 連続職場離脱（内部規程に定める頻度及び期間以上、連続して職員が職場を離れる方策）が採り入れられているか。

また、連続職場離脱中の職員の担当業務について、役席者等による点検・確認

が行われているか。

さらに、職場離脱中の職員に業務（利用者からの問合せ対応を含む。）を行わせることや、属人的な業務を点検・確認の対象から除外する等、職場離脱制度の無効化が行われていないか。

カ 公益通報者保護制度（内部公益通報受付窓口：いわゆる1号通報ほか）の利用普及のための態勢を整備しているか。

キ 各部署における最低限必要となる要員配置が行われているか。

ク 金融商品取引法に規定する登録金融機関業務に関して外務員登録を行っている役職員について、その名義にかかわらず、自己の計算において信用取引、同法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法第40条の7第1項に規定する特定店頭デリバティブ取引（これら取引の精算のために行われる反対売買又は現引き及び現渡しを除き、外為証拠金取引（いわゆるFX取引）を含む。）を行っていないか。

### （3）内部統制組織（内部監査の充実等）の確立

#### ① 着眼点

組合の健全性及び透明性を確保し、経営責任を果たすため、経営者による適正な内部統制の確立と併せて内部監査の整備・充実が求められる。

#### ② チェックリスト

（内部監査の基本的な事項については、経営管理態勢に記載しており、ここでは不祥事の未然防止及び再発防止に係る事項を記載する。）

内部監査に当たって、以下の事項に留意しているか。

ア 被監査部門との兼務禁止

イ 最低全店年1回は監査可能な態勢を確保できる要員の配置

ウ 必要に応じ無通告監査の実施

エ 会計上の不正リスクへの対応（例えば、売上と比して過大な棚卸資産の有無、仮払金・前払金勘定の長期滞留の有無等）

## 5. 個別の留意事項について

### （1）現預金管理

#### ① 着眼点

不祥事を未然に防止するためには、現預金が各種会計帳簿と一致しているか、また、伝票の検印処理等内部けん制が機能しているか確認することが求められる。

#### ② チェックリスト

ア 現金は現物を出納担当者と役席者により確認した上で、「現金有高票」等が作成されているか。

イ 「現金有高票」等とシステム管理上の現金の金種毎有高が一致しているか。

ウ 金庫内に職員の私物現金を混合保管していないか。

- エ 役席者等による伝票の検印は漏れなく行われているか。
- オ ATM現金の補充及び回収は複数職員の立会いの下に行われているか。
- カ 現金残高相違が発生した場合、発生原因の究明は行われているか。
- キ 役席者取引は役席者自身により事前の承認が行われているか（事後承認や承認印を預けて他の職員に行わせていないか。）。
- ク 金庫室のダイヤルは定期的に変更しているか。
- ケ 金庫室の入退室は帳簿等により管理しているか。
- コ 金庫室の開錠及び施錠は役席者により行われているか。

## （２）重要用紙管理

### ① 着眼点

重要用紙（注４）については、貯金証書の偽造による金銭着服等、不祥事の手口として多く見られるものであることを踏まえ、不祥事を未然に防止するため、厳正な管理を行うことが求められる。

（注４）重要用紙とは、貯金証書、貯金通帳、当座小切手帳（送金小切手・自己宛小切手帳を含む。）、約束手形帳、為替手形帳、預かり証、他行から交付を受けた手形帳・小切手帳をいう。なお、手形・小切手は令和８年度末までに廃止される予定であることに注意。

### ② チェックリスト

- ア 重要用紙の在 High（枚数又は冊数）は、重要用紙管理簿（貯蔵分、小出し分それぞれについて作成）と一致しているか。
- イ 役席者による重要用紙管理簿の検印は漏れなく行われているか。
- ウ 重要用紙の現物と重要用紙管理簿の相違が発生した場合、発生原因の究明は行われているか。
- エ 役席者取引は役席者自身により事前の承認が行われているか（事後承認や承認印を預けて他の職員に行わせていないか。）。
- オ 書損となった重要用紙は要部にペイド（穿孔）<sup>せん</sup>処理されているか。

## （３）便宜支払い

### ① 着眼点

便宜支払い（注５）については、利用者の貯金を無断で引き出す手段となり得るものであることを踏まえ、不祥事を未然に防止するため、安易に取り扱わないとともに、必要やむを得ない場合に限り厳正な管理の下で行われることが求められる。

（注５）便宜支払いとは、通帳、証書又は印鑑のないまま貯金者に払戻し等を行うことをいう。

### ② チェックリスト

- ア 便宜支払いについて、担当者が「便宜支払い整理票」等を起票した上で、「便宜支払い管理簿」等の記録により役席者の承認を得ているか。

イ 便宜支払いの理由について、真にやむを得ない事情があると判断された場合に限り、本人確認を行った上で取り扱われているか。

#### (4) 便宜預かり

##### ① 着眼点

便宜預かり（注6）については、利用者から貯金通帳や貯金証書等を預かり不正に解約、改ざん又は担保として融資金を着服する等の手段となり得るものであることを踏まえ、不祥事を未然に防止するため、厳正な管理の下で行われることが求められる。

（注6）便宜預かりとは、1営業日を超えて貯金通帳・貯金証書・払戻請求書・契約書等を預かることをいう。

##### ② チェックリスト

ア 便宜預かりについて、「預かり書」等の書面を作成して利用者に交付した上で、「便宜預かり管理簿」等の記録により支所・支店（事務所）において管理しているか。

イ 預かり期間が内部規程に定める日数を超えている場合、役席者はその理由を確認した上で、承認しているか。

ウ 日次で預かり品の在庫を現物、便宜預かり管理簿及び在庫点検表により確認しているか。

エ 預かり品の現物と便宜預かり管理簿又は在庫点検表の相違が発生した場合、発生原因の究明は行われているか。

#### (5) 渉外集金管理

##### ① 着眼点

渉外による集金については、職員が単独で現金を取り扱う業務であることを踏まえ、不祥事を未然に防止するため、内部けん制を機能させることが求められる。

##### ② チェックリスト

ア 集金によって現金等を受け入れる際には、受取書等を発行しているか。また、帰店後、渉外担当役席者は受取書（控）等とオープン出納機への現金格納金額等との照合を行っているか。

共用携帯用端末機を使用している場合は、集金先から電子サインを受けるか、受取書等を出力の上、集金先へ交付しているか。また、帰店後、渉外担当役席者は「電子サイン取引一覧表」又は「受取書発行一覧表（兼印紙管理表）等」等の記録により把握されている現金等受入金額とオープン出納機への現金格納金額等との照合を行っているか。

イ 定期積金等について、集金日と入金日が相違しているものはないか。相違している場合、その理由（時間外集金となったため翌日入金処理等）を確認しているか。

ウ 集金扱いの定期積金について、履歴照会の入金履歴と集金カード又は証書裏面の掛込領収内容が相違しているものはないか。相違している場合、その理由（時間外集金となったため翌日入金処理等）を確認しているか。

エ 集金担当者以外の職員が集金先への定期的又は不定期での訪問、架電等を通じて、集金担当者が集金業務を適正に実施しているかを確認しているか。

オ 集金担当者以外の職員が延滞（掛込遅延）者に対して入金督促を行い、その結果を定期積金延滞一覧表に記録しているか。

#### （６）渉外釣銭管理

##### ① 着眼点

渉外による釣銭の管理については、職員が単独で現金を取り扱う業務であることを踏まえ、不祥事を未然に防止するため、内部けん制を機能させることが求められる。

##### ② チェックリスト

ア 渉外用釣銭を業務終了時に回収し、必要な額を翌日に渉外担当者に交付しているか。

イ 当日の業務終了時に渉外用釣銭の在高を確認していない場合、その理由（渉外担当者の帰店が業務時間外となったため等）を確認しているか。

#### （７）起算日取引

##### ① 着眼点

起算日取引（注７）については、過去の取引を修正する処理であり、取引記録の改ざんや不正の隠蔽に使われるおそれがあることから、不祥事を未然に防止するため、内部けん制を機能させることが求められる。

（注７）ここでいう起算日取引とは、取引日以外の過去の特定日付に遡って取引したもものとして取り扱うことをいい、内部規程に定める日数以上の起算日取引は役席承認取引、同日数以内の取引は役席報告取引となっている。

##### ② チェックリスト

役席者は、「役席承認取引明細一覧表」、「重要取引明細一覧表」等の記録により、起算日取引の内容に問題がないか確認しているか。

#### （８）貸金庫

##### ① 着眼点

貸金庫サービスの運営については、窃取等の不正事案防止、マネロン・テロ資金供与等の防止の実効性確保等の管理態勢を整備することが求められる。

##### ② チェックリスト

ア 貸金庫の入退室・開閉管理に係る規程が整備されているか。

- イ 貸金庫の予備鍵を含む重要物の保管方法について、予備鍵を本店等の貸金庫管理者に限定した取扱いとすること等を含む規程が整備されているか。
- ウ 副鍵は借主が届け出た印章により封印しているか。また、封印の印章と届出の印章を照合しているか。
- エ 貸金庫の開庫は、利用者からの開庫依頼書に基づき行われているか。
- オ 利用者から貸金庫の保管物に係る苦情又は相談を受けた場合、コンプライアンス部門への報告及び内部調査が行われているか。
- カ 本店等による定期的な点検・確認が行われているか。
- キ マネー・ローンダリングや貸金庫の不正利用等防止の観点から、リスクが高いと考えられる物品等（現金を含む。）が格納可能な物品から除外されているか。
- ク 契約に際して利用目的等の確認は行われているか。また、利用時の立会いを通じて格納品が規程等に定められた範囲から逸脱していないことを確認しているか。
- ケ 利用者の資産の窃取・横領事案については、原則、公表しているか。

## 6. リーガル・チェック等態勢について

### (1) 着眼点

リーガル・チェックの所管部署は、法令等遵守規程に基づき、取引及び業務の適法性を確保するため、適切なリーガル・チェック等を実施することが求められる。

### (2) チェックリスト

- ① 法令等遵守規程に則り、適切なリーガル・チェック等を実施する態勢が整備されているか。また、事前のリーガル・チェック等が必要な文書、取引及び業務の範囲並びにリーガル・チェック等の責任の所在が、明確化され、組織全体に周知されているか。
- ② リーガル・チェック等を行うに際し、各部門が業務上作成し又は関与する内部規程、契約書、広告等の文書、取引、業務等について、適法性等の判断の前提となる背景事情や前提事実が適切に提供され、判断されているか。
- ③ 外部の弁護士等によるリーガル・チェック等を経た場合にも、取引等の実行前に法律意見の内容の十分な吟味・検討がなされているか。

### 第3 利用者保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト

#### 【利用者保護等について】

- ・ 「利用者保護等」とは、以下の①から⑥までをいい、「利用者保護等管理」とは、系統金融機関の利用者の保護及び利便の向上の観点から、①から⑥までを達成するため必要となる管理をいう。
  - ① 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等及びその他利用者との間で業として行われる取引（以下本チェックリストにおいて「取引」という。）に関し利用者に対する説明が適切かつ十分に行われることの確保（経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化の観点から利用者説明が適切かつ十分に行われることの確保を含む。）
  - ② 利用者からの問合せ、相談、要望、苦情及び紛争（以下「相談・苦情等」という。）への対処が適切に処理されることの確保
  - ③ 利用者の情報が漏えい防止の観点から適切に管理されることの確保
  - ④ 系統金融機関の業務が外部委託される場合における業務遂行の的確性を確保し、利用者情報や利用者への対応が適切に実施されることの確保
  - ⑤ 系統金融機関又はグループ関連会社による取引に伴い利用者の利益が不当に害されることのないよう行われる利益相反の管理（以下「利益相反管理」という。）が適切に行われることの確保
  - ⑥ その他系統金融機関の業務に関し利用者保護や利便の向上のために必要であると系統金融機関において判断した業務の管理が適切になされることの確保

#### 1. 利用者説明管理態勢について

##### （1）着眼点

- ① 系統金融機関は、農協法第11条の6第2項、水協法第11条の12第2項（第92条第1項の規定により準用する場合を含む。）、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第15条及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第13条に基づき、利用者説明を行うための態勢を整備し、その実効性を確保するための施策を実施することが求められる。

また、利用者説明管理部門は、関係業務部門及び支所・支店（事務所）に対し、利用者に対する説明をするための方策を指示し、各部署における利用者説明が行われるよう管理することが求められる。

なお、投資信託等リスク性のある金融商品の販売に係る検証については、

「（別紙） 金融商品窓口販売に係る利用者説明について」を参照する。

- ② 利用者説明に関する法令等違反行為の防止及び法令上義務付けられた情報の提供・誤認防止のための方策を講ずることが求められる。
- ③ 利用者説明マニュアルを遵守し、利用者に対する説明がなされているかモニタリング等により継続的に確認することが求められる。

##### （2）チェックリスト

- ① 金融商品の販売等に係る勧誘に関する方針を策定し、公表しているか。また、勧誘方針と利用者説明に関する内部規程は整合的なものとなっているか。
- ② 利用者説明管理部門は、利用者保護等管理方針に則り、当該業務についての管理を行うための内部規程（利用者説明管理規程等）を策定し、組織内に周知しているか。
- ③ 利用者説明管理部門は、利用者説明の事務手続を整備し、その実効性を確保するための施策を実施しているか。  
また、利用者説明管理部門は、関係業務部門及び支所・支店（事務所）に対し、利用者に対する説明をするための方策を指示し、各部署において適切な利用者説明が行われるよう管理しているか。
- ④ 利用者説明管理責任者は、広告及び勧誘に用いる資料等における表示について事前にリーガル・チェック等を受けているか、また、利用者に対する説明として適切なものとなっているか確認し、又は広告審査担当者等に確認させる態勢を整備しているか。
- ⑤ 利用者説明管理部門は、事業推進部門等へのモニタリング等により、利用者に対する適切な説明が行われているか継続的に確認しているか。
- ⑥ 利用者説明管理部門は、利用者に対する説明を行う者が、利用者に対する説明の記録を作成し、保管していることをモニタリングし、事後検証を行うことを可能にしているか。

## 2. 利用者サポート等管理態勢について

### (1) 着眼点

相談・苦情等への対応を適切に行うとともに、相談・苦情等の原因の本質的な改善につなげるため、利用者サポート等を行う態勢を整備し、その実効性を確保する施策を実施することが求められる。

### (2) チェックリスト

- ① 利用者サポート等管理部門は、利用者保護等管理方針に則り、当該業務についての管理を行うための内部規程（以下「利用者サポート管理規程等」という。）を策定し、組織内に周知しているか。
- ② 利用者からの相談・苦情等への対応は、相談・苦情等の内容に応じ、利用者の理解と納得を得て解決することとなっているか。
- ③ 利用者サポート管理部門は、幅広く相談・苦情等を受け付ける取組について広く公開するとともに、分かりやすく周知しているか。
- ④ 利用者サポート管理部門は、利用者に対して外部機関等の紹介及び当該外部機関等の手続の概要等について情報を提供しているか。
- ⑤ 利用者サポート管理部門は、金融ADR制度（注）への対応についての手続を整備しているか。

（注）金融ADR（Alternative Dispute Resolution）制度とは、金融機関と利用者との紛争について、中立・公正な機関が仲介する等、裁判以外のあっせん

・調停・仲裁等の当事者の合意に基づく方法で解決を図る制度をいう。なお、系統金融機関においては、指定ADR機関が存在せず、弁護士会を通じた紛争解決を実施している。

- ⑥ コールセンターにより相談窓口を設置している場合には、利用者サポート管理規程等の周知を行っているか。
- ⑦ 利用者からの相談・苦情等を受けた役職員は、利用者サポート管理規程等に従い相談・苦情等の解決に向けた進捗管理を行い、長期未済案件の発生を防止するとともに、未済案件の解消を行う態勢となっているか。
- ⑧ 反社会的勢力による相談・苦情等を装った圧力に対しては、通常の相談・苦情等と区別し、断固たる対応をとるためコンプライアンス統括部門等に速やかに連絡し、必要があれば警察等関係機関との連携をとり対処しているか。
- ⑨ 利用者サポート管理部門は、利用者からの相談・苦情等の内容について、その対処結果を含めて、記録簿等により記録・保存するとともに、一元的に管理しているか。
- ⑩ 利用者サポート管理部門は、利用者からの相談・苦情等の内容及び対処結果を、コンプライアンス統括部門、内部監査部門、理事会等に報告しているか。
- ⑪ 利用者サポート等管理部門は、相談・苦情等の内容及び対処結果について分析し、必要な調査を行って発生原因を把握した上、理事会等に対する改善のための提言や関連部署に対し報告・改善を求める等、改善に向けた取組を行っているか。
- ⑫ 利用者サポート等管理部門は、利用者サポート等が確保されているか確認し、コールセンターにより相談窓口を設置している場合には、適切な利用者サポート等が迅速に行われているか検証しているか。

### 3. 利用者情報管理態勢について

#### (1) 着眼点

利用者情報管理部門は、利用者保護等管理方針に則り、当該業務についての管理を行うための内部規程（以下「利用者情報管理規程等」という。）を策定し、組織内に周知するとともに、関係業務部門及び支所・支店（事務所）に対して、けん制機能を発揮する態勢を整備し、その実効性を確保するための施策を実施することが求められる。

#### (2) チェックリスト

- ① 利用者情報管理部門は、利用者保護等管理方針に則り、利用者情報管理規程等を策定し、組織内に周知しているか。
- ② 利用者情報管理部門は、利用者情報の安全管理、職員及び委託先の監督において、情報の漏えい、滅失又は毀損等の防止を図るための措置を講じているか。
- ③ 利用者情報管理部門は、個人データの第三者提供に関して、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第1号）第12条等を遵守するための措置を講じているか。
- ④ 利用者情報管理部門は、利用者情報管理規程等に基づく管理事務を実施できるよ

- う、関係業務部門及び支所・支店（事務所）に対して、指導・監督を行っているか。
- ⑤ 利用者情報管理部門は、システム担当部門又はシステム担当者を通じて、システム上の情報保護措置を講じているか。
  - ⑥ 利用者情報管理部門は、利用者情報の漏えいが発生した場合、利用者情報管理担当者に、利用者情報統括管理責任者に対して報告させる態勢を整備しているか。
  - ⑦ 利用者情報管理部門は、利用者情報の漏えいが発生した場合、利用者情報管理規程等に従い、コンプライアンス統括部門及び理事会等に報告する態勢となっているか。
  - ⑧ 利用者情報管理部門は、利用者情報の漏えいが発生した場合、行政庁への報告、情報のアクセス制限や利用者説明など情報漏えいによる二次被害を防止するための方策などを行い、利用者情報の漏えいが発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策を講じているか。
  - ⑨ 各部門の内部規程及び利用者情報管理規程等の遵守状況並びに利用者情報の管理状況についてモニタリングを実施しているか。
  - ⑩ 業務代理組合及び外部委託先が利用者情報の管理、事故発生時においても所定の対応を行っているかについて把握しているか。

#### 4. 外部委託管理態勢について

##### (1) 着眼点

系統金融機関が業務を第三者に委託する場合、外部委託管理部門は、委託者に対して業務の規模・特性に応じ、業務の健全かつ適切な運営を確保する態勢整備が行われるよう、措置を講ずることが求められる。

##### (2) チェックリスト

- ① 外部委託管理部門は、利用者保護等管理方針に則り、当該業務についての管理を行うための内部規程（外部委託管理規程等）を策定し、組織内に周知しているか。
- ② 外部委託管理部門は、外部委託の実施前に当該外部委託業務に内在するオペレーショナル・リスクを特定し、認識した上で、外部委託業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置を講じているか。
- ③ 外部委託管理部門は、外部委託先が当該業務を委託契約に従って的確に遂行しているかを検証し、改善させる等、外部委託先に対する監督等を行うための措置を講じているか。
- ④ 外部委託先が行う外部委託業務に係る利用者からの相談・苦情等を適切かつ迅速に処理するために必要な措置を講じているか。
- ⑤ 外部委託先が外部委託業務を行うことができない事態が生じた場合には、他の外部委託先を選定し、当該外部委託業務を移管する等、利用者の保護を図る観点から当該外部委託業務に支障が生じることを防止するための措置を講じているか。
- ⑥ 外部委託管理部門は、外部委託業務に係る利用者の保護を図るため必要がある場合には、当該外部委託業務の委託契約の変更又は解除等の必要な措置を講ずるための方策を講じているか。

- ⑦ ATMシステムに関し、必要なセキュリティ対策が講じられるよう外部委託先の管理状況をモニタリングし、監督しているか。

## 5. 利益相反管理態勢について

### (1) 着眼点

利益相反管理部門は、利益相反管理を行うための態勢を整備し、利益相反管理に係る内部規程を遵守させる等、その実効性を確保するための施策を実施することが求められる。

### (2) チェックリスト

- ① 利益相反管理部門は、利用者保護等管理方針に則り、当該業務についての管理を行うための内部規程（以下「利益相反管理規程等」という。）を策定し、組織内に周知しているか。
- ② 利益相反管理部門は、関係業務部門及び支所・支店（事務所）に対して、利益相反管理規程等に基づく取組について指導・監督を行っているか。
- ③ 利益相反管理部門は、利益相反管理規程等に基づき、利益相反のおそれがある取引を特定しているか。
- ④ 利益相反管理部門は、利益相反管理の方法等について、適切に記録・保存しているか。
- ⑤ 利益相反管理部門は、利益相反管理規程等の遵守状況が確保されているか継続的に確認し、抑止行動をとっているか。

## (別紙) 金融商品窓口販売に係る利用者説明について

### (1) 着眼点

金融商品の窓口販売に当たっては、金融商品取引法第 38 条、第 39 条及び第 44 条の 2 に定める禁止行為を行わないとともに、同法第 40 条に基づき、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引の目的に照らし、不適當な金融商品の勧誘を行い、利用者の保護に欠け、又は欠けるおそれがないように業務を行うことが求められている。

このことを踏まえ、系統金融機関においても、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成 12 年法律第 101 号）の遵守はもとより、①提供する金融商品の商品性や投資に係るリスクの把握、②利用者が投資を行う上で必要とする情報の提供、③金融商品の内容が利用者に適合すると考えられる合理的根拠の確保を行うことが求められる。

### (2) チェックリスト

- ① 利用者の知識、経験、財産の状況及び取引の目的に照らして、当該利用者に理解されるために必要な方法及び程度を選択し、適合性原則を踏まえて契約内容について適切な説明がなされる態勢が整備されているか。
- ② 取引を行うメリットのみを強調し、取引による損失の発生やリスク等のデメリット

- トの説明が不足していないか。
- ③ 利用者向け説明資料等に虚偽や断定的な判断の表示となるようなものはないか。
  - ④ 商品や取引を説明する際の内容は客観的なものか、恣意的、主観的なものになっていないか。
  - ⑤ 商品や取引の内容（基本的な商品性及びリスクの内容、種類や変動要因等）を十分理解させるように説明しているか。
  - ⑥ 当該金融商品取引に関して誤解を与える説明をしていないか。特に、元本が保証されているとの誤解を与えるおそれのある説明をしていないか。
  - ⑦ 市場動向の急変や市場に重大なインパクトを与える事象の発生が、商品の価格等に重大な影響を与えた場合において、利用者に対して適時適切な情報提供に努め、利用者の投資判断をきめ細かくサポートしているか。
  - ⑧ 第三者が作成した相場予測等を記載した資料（新聞記事、アナリストレポート等を含む。）を用いて勧誘を行う場合において、当該相場予測等の内容が偏ったもののみを恣意的に利用していないか。
  - ⑨ 利用者に不当な負担となる、あるいは経済合理性に欠ける商品や取引の勧誘又は投資判断上の重要な事項の説明不足はないか。

## 第4 統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

### 【統合的リスク管理について】

- ・ 統合的リスク管理とは、系統金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリーごと（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、系統金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことをいう。「統合リスク管理」とは、統合的リスク管理方法のうち各種リスクをVaR（バリュー・アット・リスク）等の統一的な尺度で計り、各種リスクを統合（合算）して、系統金融機関の経営体力（自己資本）と対比することによって管理するものをいう。他方、「統合リスク管理」によらない統合的リスク管理とは、例えば、各種リスクを個別の方法で質的又は量的に評価した上で、系統金融機関全体のリスクの程度を判断し、系統金融機関の経営体力（自己資本）と対照することによって管理するものが考えられる。
- ・ 系統金融機関全体のリスク管理態勢の整備・確立は、系統金融機関の業務の健全性及び適切性の確保の核心部分の一つであり、経営陣は、経営の基本方針（経営方針）の決定を行い、これに則り戦略目標を決定し、系統金融機関全体のリスクを統合的に管理する機能の実効性確保に向けた組織体制の整備を行う等、態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。
- ・ 統合的リスク管理態勢については、系統金融機関の業務の健全性及び適切性の確保のため、戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルを踏まえ、その必要性を自らが認識し、自発的な取組によって整備すべきである。

### 1. 管理者の役割・責任について

#### （1）着眼点

管理者は、統合的リスク管理方針に基づき、統合的リスク管理態勢を機能させるため、統合的リスク管理規程の策定、統合的リスクの報告方法の整備等の統合的リスク管理の態勢を整備するとともに、特定したリスクに対するモニタリングを行うことが求められる。

#### （2）チェックリスト

- ① 管理者は、統合的リスク管理方針に沿って、リスクの特定、評価及びモニタリングの方法を決定し、これに基づいたリスクのコントロール及び削減に関する取決めを明確に定めた統合的リスク管理規程を策定しているか。統合的リスク管理規程は、理事会等の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。
- ② 管理者は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に基づき、適切な統合的リスク管理を行うため、統合的リスク管理部門の態勢を整備し、けん制機能を発揮させるための施策を実施しているか。

- ③ 管理者は、適切に統合的リスク管理を行う上で、系統金融機関全体のリスク管理の遺漏が発生しない態勢を整備しているか。また、各リスク管理部門の管理者に、各リスク管理部門において統合的リスク管理に影響を与える態勢上の弱点、問題点等を把握した場合、統合的リスク管理部門へ速やかに報告させる態勢を整備しているか。
- ④ 管理者は、統合的リスク評価方法の限界及び弱点を理解し、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合ったリスク管理の高度化に向けた態勢を整備しているか。
- ⑤ 管理者は、統合的リスク管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。
- ⑥ 管理者は、理事会等が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、理事会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。
- ⑦ 管理者は、継続的に統合的リスク管理部門の職務の執行状況に関するモニタリングを実施しているか。また、統合的リスク管理態勢の実効性を検証し、統合的リスク管理規程及び組織体制の見直しを行い、又は理事会等に対し改善のための提言を行っているか。

## 2. 統合的リスク管理部門の役割・責任について

### (1) 着眼点

- ① 統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に基づき、各種リスクを統合的に管理するため、管理対象とするリスクを特定し、統合的に評価・計測しているか確認することが求められる。
- ② 統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に基づき、統合的リスクの評価を経営陣等に認識させるため、リスク限度枠の遵守状況等のモニタリングを行い、理事会等に報告することが求められる。
- ③ 統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に基づき、計測したリスク量がリスク限度枠を超過した場合に適切な対応を図るため、リスクの削減又はリスク限度枠の変更等の意思決定に必要な情報を理事会に報告することが求められる。
- ④ 統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に基づき、合理的な統合的リスクの評価方法を確保するため、現在の評価方法の適切性を検証し、必要に応じて見直すことが求められる。

### (2) チェックリスト

- ① 統合的リスク管理部門は、各リスク管理部門に直面するリスクをカテゴリーごとに網羅的に洗い出させ、洗い出したリスクの規模・特性を踏まえ、統合的リスク管理の管理対象とするリスクを特定しているか。洗い出しの際、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等のリスク・カテゴリーの網羅性に加え、支所・支店（事務所）、連結対象子会社、業務委託先等の業務範囲の網羅性も確保している

か。

- ② 統合的リスク管理部門は、与信集中リスク及び金利リスクを統合的リスク管理の管理対象とし、また、自己資本比率の算定において対象としていないリスクについても管理対象とすべきかを検討しているか。統合的リスク管理の管理対象としないリスクが存在する場合は、その影響が軽微であることを確認しているか。
- ③ 統合的リスク管理部門は、リスクを定量化できない場合に、可能な範囲で影響度の段階的評価や管理・制御水準の自己評価等を行う等、統合的リスク管理の管理対象とする各種リスクを適切に評価しているか。また、統合的リスク管理の管理対象とする各種リスクに関する必要な情報（大口債権の貸倒れ、保有有価証券の価格下落等）を各リスク管理部門から報告させているか。
- ④ 統合的リスク管理部門は、各リスク評価・計測手法、前提条件等の妥当性について検討しているか。または、各リスク管理部門がそれらの妥当性について検討していることを確認しているか。
- ⑤ 統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理の管理対象とする各種リスクを統合的に評価・計測しているか。統合的リスク管理の管理対象とする各リスク量を合算する場合には、その合算方法は適切なものとなっているか。統合リスク計測手法を用いている場合には、各種リスクを合算しているか。
- ⑥ 統合的リスク管理部門は、当該系統金融機関に重大な影響を及ぼし得る事象を包括的に捉えたストレス・シナリオ等を用いて、リスクを統合的に評価・計測しているか。
- ⑦ 統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に基づき、当該系統金融機関の内部環境（リスク・プロファイル、リスク限度枠等の使用状況等）や外部環境（経済循環、市場等）の状況に照らし、リスク全体の状況を統合的に適切な頻度でモニタリングしているか。また、内部環境及び外部環境の状況並びに前提条件等の妥当性のモニタリングも行っているか。
- ⑧ 統合的リスク管理部門は、リスク限度枠又はリスク資本枠（資本配賦運営を行っている場合）の遵守状況及び使用状況について、定期的にモニタリングしているか。
- ⑨ 統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に基づき、統合的リスク管理の状況及び統合的に評価したリスクの状況に関して、理事会等が適切に評価及び判断できる情報を報告しているか。
- ⑩ 統合的リスク管理部門は、リスク限度枠又はリスク資本枠（資本配賦運営を行っている場合）を超過した場合に、理事会等がリスクの削減又はリスク限度枠等の変更の是非について意思決定できる情報を報告しているか。
- ⑪ 統合的リスク管理部門は、各リスク管理部門に対し、リスクの状況について評価し、分析・検討した結果等を還元しているか。
- ⑫ 統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理の管理対象外とするリスクの影響が軽微でない場合や適切な管理が行えない管理対象リスクがある場合、当該リスクに関連する業務等の撤退・縮小等の是非について意思決定できる情報を理事会等に報告しているか。
- ⑬ 統合的リスク管理部門は、内部環境及び外部環境の変化並びに統合的リスク評価

方法の限界及び弱点を把握し、系統金融機関全体の戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な統合的リスク管理方法であるかを定期的に検証し、見直しているか。

## 第5 自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト

### 【自己資本管理について】

- ・ 自己資本管理とは、自己資本比率の算定及び自己資本充実度の評価を行い、自己資本充実に関する施策を実施することをいう。
- ・ 系統金融機関における自己資本管理態勢の整備・確立により、自己資本比率に加え、当該系統金融機関の直面するリスクに見合った十分な自己資本を確保することは、系統金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から極めて重要であり、経営陣には、これらの態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。
- ・ 自己資本管理態勢については、経営方針等によってその管理方法は様々である。例えば、資本計画等の立案・実行、自己資本充実度の評価、自己資本比率の算定、資本配賦運営等、役割が多岐にわたることから、複数の方針・内部規程が策定され、複数の部門が役割を分担している場合や、統合的リスク管理部門が自己資本管理の役割も担っている場合もある。自己資本管理の役割を担う独立した部門の整備を求めるものではなく、上記のように、複数の部門が、複数の方針・内部規程に従って自己資本管理業務を行うことを否定するものではない。

### 1. 管理者の役割・責任について

#### (1) 着眼点

管理者は、経営計画、資本計画及び自己資本管理方針に基づき、自己資本比率の適切な算定と自己資本充実度の評価を行うため、自己資本管理規程の策定や自己資本管理部門の整備等の措置を講ずることが求められる。

#### (2) チェックリスト

- ① 管理者は、経営計画、資本計画等及び自己資本管理方針に沿って、自己資本充実度の評価及びモニタリングの方法を決定し、自己資本管理規程を策定しているか。また、自己資本管理規程は、理事会等の承認を受けた上で、関係する職員に周知しているか。
- ② 管理者は、経営計画、資本計画等、自己資本管理方針及び自己資本管理規程に基づき、自己資本管理部門の態勢を整備し、けん制機能を発揮させるための施策を実施しているか。
- ③ 管理者は、取得すべき情報を特定し、当該情報を保有する部門から報告を受ける態勢を整備しているか。
- ④ 管理者は、自己資本比率を算定する上で、プロセスを明確化した手順書等を定め、算定する態勢を整備しているか。
- ⑤ 管理者は、自己資本管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。
- ⑥ 管理者は、理事会が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。
- ⑦ 管理者は、継続的に自己資本管理部門の職務の執行状況に関するモニタリングを実施し、自己資本管理態勢の実効性を検証し、見直しを行い、又は理事会等に改善

のための提言を行っているか。

## 2. 自己資本管理部門の役割・責任について

### (1) 着眼点

- ① 自己資本管理部門は、経営計画、資本計画等に基づき、自己資本充実に関する施策を推進するため、自己資本水準の維持のための分析や実行可能な対応策の検討が求められる。
- ② 自己資本管理部門は、経営計画、資本計画等に基づき、自己資本が自らの業務の規模・特性に見合った水準で確保されているか確認するため、自己資本充実度を評価することが求められる。
- ③ 自己資本管理部門は、自己資本管理方針及び自己資本管理規程に基づき、自己資本が内部環境や外部環境の状況に照らして十分な水準にあるかを把握するため、自己資本の充実の状況をモニタリングすることが求められる。また、モニタリングの評価及び対応策を判断できる情報を理事会等に報告することが求められる。
- ④ 自己資本管理部門は、自己資本管理方針及び自己資本管理規程に基づき、自己資本の充実度が十分でない場合に適切な対応策を講ずるため、実行可能な対応策を理事会等に報告することが求められる。
- ⑤ 自己資本管理部門は、自己資本管理方針及び自己資本管理規程に基づき、自己資本の充実度を適切に評価するため、自己資本充実度の評価方法の適切性を検証することが求められる。

### (2) チェックリスト

#### ① 自己資本充実に関する施策の実施

- ア 自己資本管理部門は、経営計画、資本計画等に基づき、自己資本充実に関する施策を実行しているか。
- イ 自己資本管理部門は、自己資本充実に関する施策の円滑な実行の観点から、経済循環を含む外部環境の変化について、モニタリングしているか。
- ウ 自己資本管理部門は、内部環境及び外部環境の状況並びに前提条件等の妥当性のモニタリングの結果を踏まえ、自己資本の水準の維持のための分析・検討を行っているか。
- エ 自己資本管理部門は、経営状態の悪化等により純資産が毀損して自己資本の充実度が不十分となる場合を想定して、自己資本増強等の実行可能な対応策を分析・検討しているか。

#### ② 自己資本充実度の評価

- ア 自己資本管理部門が独自にリスクを特定している場合、自己資本管理部門は、直面するリスクをカテゴリーごとに網羅的に洗い出し、洗い出したリスクの規模・特性を踏まえ、自己資本充実度の評価において管理対象とするリスクを特定しているか。
- イ 自己資本管理部門は、与信集中リスク及び金利リスクを自己資本充実度の評価

における管理対象とし、また、自己資本比率の算定において対象としていないリスクについても管理対象とすべきかを検討しているか。

ウ 自己資本管理部門が独自にリスクを評価している場合、自己資本管理部門は、当該系統金融機関の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合ったリスク評価方法を用い、自己資本充実度におけるリスク評価を行っているか。

エ 自己資本管理部門は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な自己資本充実度の評価を行っているか。

### ③ モニタリング

ア 自己資本管理部門は、自己資本管理方針及び自己資本管理規程に基づき、当該系統金融機関の内部環境や外部環境の状況に照らし、自己資本の充実の状況をモニタリングしているか。また、内部環境及び外部環境の状況並びに前提条件等の妥当性のモニタリングも行っているか。

イ 自己資本管理部門は、自己資本管理方針及び自己資本管理規程に基づき、理事会等が評価及び判断できる情報を報告しているか。

ウ 自己資本管理部門は、関連部門に対し、自己資本充実度の状況について評価し、分析・検討した結果等を還元しているか。

### ④ コントロール

ア 自己資本管理部門は、自己資本充実度の評価において管理対象外とするリスクの影響が軽微でない場合や適切な管理が行えない管理対象リスクがある場合、当該リスクに関連する業務等の撤退・縮小等の是非について意思決定できる情報を理事会等に報告しているか。

イ 自己資本管理部門は、自己資本の充実度が十分でない場合、自己資本増強等の実行可能な対応策を検討し、理事が対応について意思決定できる情報を理事会等に報告しているか。

### ⑤ 検証・見直し

自己資本管理部門は、系統金融機関全体の戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な自己資本充実度の評価方法であるか検証し、見直しを行い、又は理事会等が適切に評価及び判断できる情報を報告しているか。

## 3. 自己資本比率の算定の正確性について

### (1) 着眼点

系統金融機関の経営の健全性を判断する基準について、農協法第11条の2及び水協法第11条の8（第92条第1項の規定により準用する場合を含む。）において、保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準が規定されている。また、農協法第94条の2及び水協法第123条の2において、必要に応じて系統金融機関の経営の健全な運営を確保するよう、是正措置命令を迅速かつ適切に発動する基準（農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成12年

総理府・大蔵省・農林水産省令第13号) ) が定められているところであり、自己資本比率の正確な算出が求められる。

## (2) チェックリスト

### ① 自己資本比率の算式

自己資本比率は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成18年金融庁・農林水産省告示第2号。以下「農協健全性判断基準告示」という。）第2条若しくは第10条又は漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成18年金融庁・農林水産省告示第3号。以下「漁協健全性判断基準告示」という。）第2条若しくは第10条の規定に従って算出されているか。

### ② 連結の範囲

連結の範囲は、農協健全性判断基準告示第11条又は漁協健全性判断基準告示第11条の規定に従っているか。

### ③ 自己資本の額

ア コア資本に係る基礎項目及び調整項目の額は、農協健全性判断基準告示第4条若しくは第12条又は漁協健全性判断基準告示第4条若しくは第12条の規定に従って算出されているか。

イ 調整後非支配株主持分の額及び調整項目の額は、農協健全性判断基準告示第5条若しくは第13条又は漁協健全性判断基準告示第5条若しくは第13条の規定に従って算出されているか。

ウ 自己資本額の適格性について、以下の項目に留意しているか。

(ア) 「普通出資」は、農協健全性判断基準告示第4条第3項若しくは第12条第3項又は漁協健全性判断基準告示第4条第3項若しくは第12条第3項に掲げる要件の全てを満たしているか。

(イ) 「非累積的永久優先出資」は、農協健全性判断基準告示第4条第4項若しくは第12条第4項又は漁協健全性判断基準告示第4条第4項若しくは第12条第4項に掲げる要件の全てを満たしているか。

### ④ 信用リスク・アセットの額の合計額

信用リスク・アセットの額の合計額は、農協健全性判断基準告示第7条若しくは第16条又は漁協健全性判断基準告示第7条若しくは第16条の規定に従って算出されているか。

### ⑤ オペレーショナル・リスク相当額の合計額

オペレーショナル・リスク相当額の合計額は、農協健全性判断基準告示第8条若しくは第17条又は漁協健全性判断基準告示第8条若しくは第17条の規定に従って算出されているか。

### ⑥ 自己資本比率規制における信用リスク管理態勢

自己資本比率規制における信用リスク管理に関しては、標準的手法（注1）に対応した適切な態勢が整備されているか。

（注1）現時点で内部格付手法を採用している組合が存在していないため、標準的手法のみを想定している。

⑦ 外部格付の取扱い

リスク・ウェイトの判定に当たり、あらかじめ、適格格付機関（注2）の格付又はカントリー・リスク・スコア（注3）の使用基準を設け、適切に用いているか。

（注2）①株式会社格付投資情報センター、②株式会社日本格付研究所、③ムーデイズ・インベスターズ・サービス、④S & Pグローバル・レーティング、⑤フィッチ・レーティングスの5社を指す。

（注3）与信先の属する国・地域の政治、経済、社会情勢などの変化に起因するリスクの指標

⑧ リスク・ウェイトの適用

エクスポージャー（与信額）が農協健全性判断基準告示及び漁協健全性判断基準告示の定めに従って区分され、当該区分に応じたリスク・ウェイトが適用されているか。また、オフ・バランス取引、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額についても同様に算出されているか。

⑨ 信用リスク削減手法の利用

信用リスク削減手法を用いる場合に、適格金融資産担保（注4）が用いられているか。貸出金と自組合貯金を相殺する場合、保証又はクレジット・デリバティブ（注5）を信用リスク削減手法として用いる場合は、農協健全性判断基準告示及び漁協健全性判断基準告示に従って用いられているか。

（注4）現金、自組合貯金、国債等

（注5）債務不履行により元本が支払われなくなるリスクを他者に移転すること

⑩ 証券化エクスポージャーの取扱い

以下のものについて、1250パーセントのリスク・ウェイトを適用しているか。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。

ア 農協健全性判断基準告示第6章及び漁協健全性判断基準告示第6章の規定により、1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー  
イ 信用補完機能を持つ1/0 ストリップス（注6）

（注6）原資産から将来生じる見込みの金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、金融機関が留保し又は譲り受けた他の権利に劣後しているもの

## 第6 信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

### 【信用リスクについて】

- ・ 信用リスクとは、貸出先や債券・株式の発行元の破産等によって、貸出金の回収や債券の償還ができなくなり、資産（オフ・バランス資産を含む。）が減少し又は消失することにより、系統金融機関が損失を被るリスクである。
- ・ 系統金融機関における信用リスク管理態勢の整備・確立は、系統金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から極めて重要であり、経営陣には、これらの態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。また、債務者の実態を把握し、債務者に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組への支援を行うことは信用リスク削減の観点からも重要である。

### 1. 管理者の役割・責任について

#### (1) 着眼点

管理者は、信用リスクを適切に管理するため、信用リスク管理規程の策定や信用リスク管理部門の態勢整備を行い、信用リスクのコントロール及び削減を行うことが求められる。また、けん制機能を発揮させるため信用リスク管理部門の執行状況をモニタリングすることが求められる。

#### (2) チェックリスト

- ① 管理者は、信用リスク管理方針に沿って、信用リスクの特定、評価及びモニタリングの方法を決定し、これに基づいた信用リスクのコントロール及び削減に関する取決めを明確に定めた信用リスク管理規程を策定しているか。
- ② 管理者は、信用リスク管理における債務者の実態把握や債務者に対する経営相談、経営指導等を通じた経営改善支援の重要性を踏まえて、信用リスク管理規程を策定しているか。
- ③ 信用リスク管理規程は、理事会等の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。
- ④ 信用リスク管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、信用リスクの管理に必要な取決めを網羅しているか。
- ⑤ 管理者は、信用リスク管理方針及び信用リスク管理規程に基づき、適切な信用リスク管理を行うため、信用リスク管理部門の態勢を整備し、けん制機能を発揮させるための施策を実施しているか。
- ⑥ 管理者は、信用リスク管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。
- ⑦ 管理者は、理事会等が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、理事会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。

- ⑧ 管理者は、継続的に信用リスク管理部門の職務の執行状況に関するモニタリングを実施しているか。また、信用リスク管理態勢の実効性を検証し、必要に応じて信用リスク管理規程及び組織体制の見直しを行い、又は理事会等に対し改善のための提言を行っているか。

## 2. 信用リスク管理部門の役割・責任について

### (1) 着眼点

- ① 審査部門は、過度な信用リスクを引き受けることのないよう、与信先の返済財源等を評価し、融資担当部署等の事業推進部門等に保全等必要な指示を行う等審査態勢を整備することが求められる。
- ② 与信管理部門は、信用リスクが経営に与える影響を把握するため、管理対象とする信用リスクを特定するとともに、当該系統金融機関の業務の規模・特性に応じた信用リスクの評価・計測を行うことが求められる。
- ③ 問題債権（注1）の管理部門は、貸倒による経営への影響を最小限に抑えるため、問題先の経営状況等を把握し、経営再建の支援や債権の回収を図ることが求められる。

（注1）問題債権とは、例えば債権回収に懸念があるなど、管理が必要な債権として理事会等がその範囲等を定める債権をいう。

### (2) チェックリスト

#### ① 審査部門の役割・責任

- ア 審査部門は、融資担当部署等の事業推進部門等の影響を受けない体制となっているか。なお、審査部門が融資担当部署等の事業推進部門等から独立していない場合及び審査部門の担当理事が融資担当部署等の事業推進部門等の理事と兼務している場合には、適切な審査を行うためのけん制機能が確保されているか。
- イ 審査部門は、与信先の財務状況、資金使途、返済財源等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性を踏まえて適切な審査及び管理を行っているか。
- ウ 審査部門は、融資担当部署等の事業推進部門等において、審査部門の指示が適切に実行されているか検証しているか。
- エ 審査部門は、融資担当部署等の事業推進部門等に対して、健全な事業を営む融資先の技術力・販売力・成長性等や事業そのものの採算性・将来性を重視し、担保や個人保証に依存しすぎないように周知徹底を図るとともに、融資担当部署等の事業推進部門等が適切に実行しているか検証しているか。

#### ② 与信管理部門の役割・責任

- ア 与信管理部門は、与信先の業況推移等の状況等について、系統金融機関と連結対象子会社及び持分法適用会社とを、法令等に抵触しない範囲で、一体として管理する機能と権限を有しているか。また、貸出金のみならず信用リスクを有する資産及びオフ・バランス項目（市場取引に係る信用リスクを含む。）について、統合的に管理する態勢となっているか。

イ 与信管理部門は、直面する信用リスクを洗い出し、洗い出したリスク・プロファイルを踏まえ、管理対象とするリスクを特定しているか。また、当該系統金融機関の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、信用格付等を用いて信用リスクの評価・計測を行っているか。

ウ 与信管理部門は、クレジット・リミットの設定や与信集中リスクの管理等を通じて、信用リスクを適切にコントロールしているか。

エ 与信管理部門は、与信ポートフォリオの状況（特定の業種又は特定のグループに対する信用集中の状況等）を適切に把握・管理するとともに、定期的に理事会等に報告しているか。

オ 与信管理部門は、新規商品等の取扱い、子会社での業務開始を行う場合には、信用リスクを特定しているか。

カ 与信管理部門は、信用格付の正確性や与信先の管理などの与信管理の適切性について検証するとともに、その検証結果を定期的に及び必要に応じて随時、理事会等に報告しているか。

### ③ 問題債権の管理部門の役割・責任

ア 問題債権の管理部門は、問題債権が系統金融機関の経営の健全性に与える影響を認識し、信用リスク管理規程に基づき、問題債権として管理が必要な債権を早期に把握する態勢を整備しているか。

イ 問題債権の管理部門は、信用リスク管理規程に基づき、問題先の経営状況等を適切に把握・管理し、必要に応じて再建計画の策定の指導や整理・回収を行っているか。

ウ 問題債権の管理部門は、問題債権の状況について理事会等が定めた報告事項を報告するための態勢を整備しているか。

## 3. 金融仲介機能の発揮について

### (1) 着眼点

理事会は、金融仲介機能の発揮について具体的な方針を定め、当該方針に基づき、融資担当部門は農漁業者等や住宅ローン借入者など借り手の状況を把握し、関係する他の金融機関等と十分連携を図りながら、円滑な資金供給や貸付けの条件の変更等に取り組むことが求められる。

### (2) チェックリスト

① 農漁業者等や住宅ローン借入者など個々の借り手の状況をきめ細かく把握し、円滑な資金供給や貸付けの条件の変更等を行っているか。

また、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等（注2）、信用保証協会等（注3）及び中小企業活性化協議会を含む。）がある場合には、当該他の金融機関等と十分連携を図りながら、円滑な資金供給や貸付けの条件の変更等を行っているか。

（注2）株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、株式会社国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人

奄美群島振興開発基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人住宅金融支援機構をいう。

(注3) 信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、独立行政法人奄美群島振興開発基金及び独立行政法人農林漁業信用基金をいう。

- ② 農漁業者等の再生又は地域農林水産業・地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たっては、地域経済活性化支援機構との連携を図るとともに、自らも円滑な資金供給や貸付けの条件の変更等に取り組んでいるか。
- ③ 停止条件又は解除条件付保証契約、ABL（アセット・ベースド・レンディング）、金利の一定の上乗せ等の経営者保証の機能を代替する融資手法の充実を図っているか。
- ④ 法人と個人の一体性の解消が図られている主債務者が資金調達を要請した場合等について、経営者保証ガイドラインに基づき、経営者保証を求めないことや、代替的な融資手法の活用を検討しているか。

#### 4. 地域密着型金融の推進について

##### (1) 着眼点

利用者基盤の維持・拡大、収益力や財務の健全性の向上のため、経営戦略や経営計画等の中で、地域密着型金融の推進をビジネスモデルの一つとして位置付け、①農漁業者等に対するコンサルティング機能の発揮、②農山漁村等地域の面的再生や地域農林水産業の下支えへの積極的な参画、③農山漁村等地域や利用者に対する積極的な情報発信を推進することが求められる。

##### (2) チェックリスト

- ① 農漁業者等に対するコンサルティング機能の発揮について、以下の取組を行っているか。
  - ア 農漁業者等との日常的・継続的な関係強化と経営の目標や課題の把握・分析
  - イ 農漁業者等のライフステージ等に応じ、農漁業者等の立場に立った解決方策の提案
- ② 農山漁村等地域の面的再生や地域農林水産業の下支えへの積極的な参画について、地域農林水産業・地域経済の課題や発展の可能性等を把握・分析した上で、自らが貢献可能な分野や役割を検討し、積極的な役割を果たしているか。
- ③ 農山漁村等地域や利用者に対する積極的な情報発信について、コンサルティング機能や長期・安定的な金融仲介機能の提供ができることを積極的かつ具体的に発信しているか。
- ④ 地域密着型金融について、以下の事項について積極的な取組を行っているか。
  - ア 農山漁村地域の活性化のための融資をはじめとする支援
  - イ 担い手の経営のライフステージに応じた支援
  - ウ 経営の将来性を見極める融資手法をはじめ担い手に適した資金供給手法
  - エ 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

## 5. 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組について

### (1) 着眼点

系統金融機関が新たな取組を行う農漁業者等のバックアップ役としてそのサポートを適切に行うとともに、系統金融機関自体が成長するためには、系統金融機関が支援対象の特性等に適した資金を供給していくことが求められる。

### (2) チェックリスト

- ① 農漁業者等の成長性等を重視した融資等への取組を推進する担当部署又は職員の配置等体制が整備されているか。
- ② 農漁業者等の成長性等、事業分野別の業況等又は取引先である農漁業者等の利用者に関する情報（ニーズの動向）等について調査・分析の上、組織全体で情報等を共有し、事業推進（取引先である農漁業者等に対する経営相談等を含む。以下同じ。）及び融資審査の過程で適切に活用しているか。  
また、必要に応じて、事業推進及び融資審査の過程で農漁業者等の成長性等を客観的・合理的に評価しているか。
- ③ 内部規程において、融資審査の過程で農漁業者等の成長性等を適切かつ十分に評価することを定めているか。
- ④ 農漁業者等の成長性等を重視した融資等への取組について、研修・教育等を通じ、成長性等を適切に評価する能力の向上に取り組んでいるか。

## 6. 信用リスク管理に係る個別業務について

### (1) 着眼点

信用リスク管理部門は、信用リスク管理方針に基づき、問題債権の管理、信用格付制度の整備、クレジット・リミットの設定、大口与信先のモニタリング等、具体的な信用リスクのコントロール及び削減を行うことが求められる。

### (2) チェックリスト

#### ① 問題債権の管理

ア 問題債権の管理に当たっては、債務者の再生可能性を適切に見極め、再生可能な債務者については、極力、再生の方向で取り組むこととしているか。その際、必要に応じて会社分割、DES（デット・エクイティ・スワップ）（注4）、DDS（デット・デット・スワップ）（注5）、企業再生ファンド等を活用した市場に評価される再建計画の策定に努め、私的整理ガイドラインに沿った整理や法的手続による速やかな対応を実施する態勢となっているか。

（注4）DESとは、貸出債権を貸出先の株式と交換することをいう。

（注5）DDSとは、貸出債権を返済の優先順位が低い劣後ローンに変更することをいう。

イ 延滞が発生した債務者について、延滞の発生原因の把握・分析を行い、相談・助言を行うなどにより延滞長期化の未然防止に取り組んでいるか。

ウ 問題債権を売却・流動化（証券化）することによりオフ・バランス化する場合に

は、信用補完等により実質的に当該債権の信用リスクを負担し続けることなく、その信用リスクが明確に切り離されることを確認・検証できる態勢となっているか。また、問題債権の売却・流動化に当たっては、原債務者の保護に配慮し、債務者等を圧迫し又はその生活や業務の平穩を害するような者に対して譲渡しない態勢を整備しているか。

## ② 信用格付

- ア 信用リスクを的確に評価・計測するため、業務の規模・特性及びリスク・プロフィールに照らして適切な信用格付制度を整備しているか。格付区分は信用リスク管理の観点から有意かつ整合的なものとなっているか。
- イ 信用格付は、債務者の財務内容、信用格付業者による格付、信用調査機関の情報等に基づき、債務者の信用リスクの程度に応じて付与されているか。また、信用格付は債務者区分と整合的であるか。
- ウ 信用格付は、正確かつ検証可能な客観性のある形で付与されているか。また、適切な有効期限を設ける等により、見直す態勢となっているか。さらに、延滞の発生、資金繰り悪化、業績の悪化、親会社支援の変化、大口販売先の倒産等の情報を信用格付に反映する態勢となっているか。

## ③ クレジット・リミット

- ア 大口の与信や反復・継続的な与信を行う場合等においては、必要に応じてあらかじめクレジット・リミット（与信額の上限、与信総額に占める比率の上限、与信方針の再検討を行う与信額等）を設定しているか。具体的な設定や見直し等の管理は、理事会等の承認を受けて定められた基準に従い、事業推進部門等から独立した与信管理部門が行っているか。
- イ 与信管理部門は、クレジット・リミットを超えた際の与信管理部門（必要に応じ理事会等）への報告体制、権限、手続等を定めたクレジット・リミットに係る内部規程・業務細則等を策定しているか。また、当該規程等に従って適切にクレジット・リミットの管理を行っているか。

## ④ 信用集中リスクの管理

- ア 系統金融機関の経営に対して大きな影響を及ぼす可能性のある大口与信先については、合理的な基準により抽出・把握し、その信用状況や財務状況について個別かつ継続的にモニタリングを行い、個別に管理する態勢となっているか。大口与信先の抽出・把握は、関連企業も含めた企業グループを総体的に対象としたものとなっているか。
- イ 理事会等は、自ら大口与信先を的確に把握し、大口与信先の信用リスク管理を主体的に行っているか。

## ⑤ 株式の取得・保有に係るリスク管理

大口の株式や非上場株式を保有している場合、株式保有に係る減損リスクや処分

に係る売却損リスクだけでなく、売却が困難となるリスクがあることに留意する必要があるほか、株主の立場と債権者としての立場における利益相反による弊害を防止するための態勢を整備しているか。

⑥ デリバティブ取引等のリスク管理

デリバティブ取引等においては、主な取引先の信用リスクについて、以下の点も含め、適切な管理を行っているか。

ア 取引先別及び取引先の類型別のエクスポージャーの管理

イ デリバティブ取引の参照資産の時価の変化等によりエクスポージャーが拡大することによるリスクの把握

ウ 担保その他の信用補完措置の有効性の確認

エ 市場流動性が低下する状況等も勘案した適切なストレス・テストの実施

⑦ 中央清算機関（注6）との間の取引に係るリスク管理

清算集中されたデリバティブ取引等に係る中央清算機関との間の取引に係るリスクについて、以下のものも含め、適切な管理を行っているか。

ア 中央清算機関との取引固有のリスク

イ 適格中央清算機関又は当該適格中央清算機関が設置された国における中央清算機関への規制・監督の枠組みに重大な欠陥がある場合に生じるリスク

ウ 適格中央清算機関以外の中央清算機関について、当該中央清算機関の求めに応じて支払わなければならない未拋出の清算基金について、その全額が当該中央清算機関の損失補填に充てられるリスク

（注6）証券取引の決済において、売り手と買い手の間に入り、決済の履行を保証する機関をいう。

⑧ 信用リスクの計測手法を用いている場合の検証項目

ア 信用リスク計測態勢の確立

（ア）信用リスク計測態勢に概念上の問題がなく、かつ、遺漏のない形で運営されているか。

（イ）信用リスク管理方針の下で、信用リスク計測手法（モデル）の位置付けを明確に定めた上で運営しているか。また、連結対象子会社に対しても問題がないか確認しているか。

（ウ）資本配賦運営（注7）を行っている場合、信用リスク計測手法で算出された結果を踏まえ、資本配賦運営の方針を策定しているか。計測対象外の信用リスクがある場合には、計測対象外としたことについて合理的な理由があるか。また、当該対象外リスクを考慮してリスク資本を配賦しているか。

（注7）資本配賦運営とは、自己資本をリスク・カテゴリー別、部門別に配賦することをいう。その目的としては、リスク・カテゴリー別、部門別に配賦された資本をリスク許容の上限とすることで全体のリスク量を自己資本の範囲に収めること（経営の健全性（自己資本の十分性）の確保）

や、配賦されたリスク・カテゴリ、部門ごとの利益率を算出して効率性を評価すること（収益性（資本の効率性）向上）等が挙げられる。

イ 理事の適切な関与

（ア）信用リスク計測手法の把握

担当理事は、当該系統金融機関の業務について必要とされる信用リスク計測手法の特性（限界及び弱点）を把握しているか。

（イ）信用リスク管理への取組

理事は、信用リスク計測手法による信用リスク管理に積極的に関与しているか。

ウ 信用リスクの計測

（ア）統一的な尺度による信用リスク量の計測

統一的な尺度で把握・計測を行っていない信用リスクが存在している場合には、補完的な情報を用いることにより、経営上の意思決定に際して、必要な全ての要素を勘案していることを確保しているか。

信用リスク量の計測は、合理的かつ客観的で精緻な方式を採用して行っているか。

（イ）継続的な検証、ストレス・テスト

i 与信管理部門は、継続的な検証（バック・テスト等）により、計測手法の妥当性を定期的に分析しているか。また、計測手法の見直しは内部規程等に基づいて行われているか。

ii 与信管理部門は、ストレス・シナリオに基づくストレス・テストにより、信用リスクのストレス状況を把握し、適切に活用しているか。

（ウ）計測手法等の検証態勢及び管理態勢

信用リスク計測手法の開発から独立し、かつ能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、信用リスク計測手法、前提条件等の妥当性について検証されているか。信用リスク計測手法、前提条件等に不備が認められた場合には、適切に修正を行っているか。

また、信用リスク計測手法、前提条件等について、合理的な理由によらずに改変することができないような体制、内部規程等を整備し、その定められた内部規程等に従って適切に信用リスク計測手法の管理を行っているか。

（エ）信用リスク計測手法に関する記録

信用リスク計測手法、前提条件等を選択する際の検討過程及び決定根拠について、事後の検証や計測の精緻化・高度化のために必要な記録等を保存し、継承できる態勢を整備しているか。

## 第7 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト

### 【資産査定について】

- ・ 資産査定とは、系統金融機関の保有する資産を個別に検討して、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することであり、貯金者の貯金などがどの程度安全確実な資産に見合っているか、言い換えれば、資産の不良化によりどの程度の危険にさらされているかを判定するものであり、系統金融機関自らが行う資産査定を自己査定という。自己査定は、系統金融機関が信用リスクを管理するための手段であるとともに、適正な償却・引当を行うための準備作業である。また、償却・引当とは、自己査定結果に基づき、貸倒等の実態を踏まえ債権等の将来の予想損失額等を適時かつ適正に見積もることである。
- ・ 系統金融機関における資産査定管理態勢の整備・確立は、系統金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から極めて重要であり、経営陣には、これらの態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。

### 1. 管理者及び資産査定管理部門の役割・責任について

#### (1) 着眼点

管理者は、保有する資産を個別に検討して、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに従って区分した上で、資産の毀損の程度に応じた適正な償却又は引当を行うため、自己査定基準及び償却・引当基準を策定するとともに、自己査定及び償却・引当管理部門の態勢整備を行うことが求められる。

#### (2) チェックリスト

- ① 管理者は、自己査定基準及び償却・引当基準を策定しているか。自己査定基準及び償却・引当基準は、理事会の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。
- ② 自己査定基準は、関係法令等に定める枠組みに沿ったものとなっているか。  
なお、系統金融機関の自己査定基準の中の個別のルールを定めている場合、その内容が合理的・整合的で、当該枠組みとの相違が十分に説明可能なものとなっているか。
- ③ 自己査定基準の基本的な考え方を一貫した、かつ継続的なものとしているか。  
また、自己査定基準の基本的な考え方を変更する場合には、その変更は合理的で正当な理由によるものか。
- ④ 償却・引当基準は、関係法令、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に定める枠組みに沿ったものとなっているか。  
なお、系統金融機関が償却・引当の個別のルールを定めている場合、発生の可能性が高い将来の特定の費用又は損失が適切に見積もられるなど、その内容は合理的・整合的で、当該枠組みとの相違は十分に説明可能なものとなっているか。
- ⑤ 償却・引当基準の基本的な考え方を一貫した、かつ継続的なものとしているか。

また、償却・引当基準の基本的な考え方を変更する場合には、その変更は合理的で正当な理由によるものか。

- ⑥ 管理者は、自己査定基準及び償却・引当基準に基づき適切な自己査定及び償却・引当を行うため、自己査定及び償却・引当管理部門の態勢を整備し、けん制機能を発揮させるための施策を実施しているか。
- ⑦ 管理者は、自己査定及び償却・引当の実施の適正を確保するために、自己査定基準及び償却・引当基準にそれぞれ則り、具体的かつ合理的な内容の業務細則を策定しているか。
- ⑧ 管理者は、自己査定及び償却・引当を適切かつ正確に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。
- ⑨ 管理者は、理事会等が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、理事会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。
- ⑩ 管理者は、継続的に自己査定管理部門及び償却・引当管理部門の職務の執行状況に関するモニタリングを実施しているか。また、自己査定管理態勢及び償却・引当管理態勢の実効性を検証し、自己査定基準及び償却・引当基準並びに組織体制の見直しを行い、又は理事会等に対し改善のための提言を行っているか。

## 2. 自己査定結果の正確性及び償却・引当結果の適切性について

### (1) 着眼点

自己査定及び償却・引当部門は、自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、自己査定及び償却・引当額の算定を正確に行うことが求められる。

### (2) チェックリスト

- ① 実際の自己査定が自己査定基準に則って正確に行われているか。  
(参考) 協同組合検査実施要項別添5「資産分類及び償却・引当に関する要領」
- ② 自己査定結果が不適切又は不正確であると認められる場合には、問題の原因の把握・分析や必要な改善策の検討・実施が行われているか。
- ③ 自己査定実施部門に関し、必要な教育・指導が行われているか。
- ④ 実際の償却・引当額の算定が償却・引当基準に則って適切に行われているか。  
(参考) 協同組合検査実施要項別添5「資産分類及び償却・引当に関する要領」
- ⑤ 償却・引当結果が不適切又は不正確であると認められる場合には、問題の原因の把握・分析や必要な改善策の検討・実施が行われているか。
- ⑥ 償却・引当額の算定を行う部門等に対して、必要な教育・指導が行われているか。

## 第8 市場リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

### 【市場リスクについて】

- ・ 市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動して損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動して損失を被るリスクをいう。なお、主な市場リスクは以下の3つのリスクからなる。
  - ① 金利リスク（金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下し又は損失を被るリスク）
  - ② 為替リスク（外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク）
  - ③ 価格変動リスク（有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスク）

### 1. 管理者の役割・責任について

#### （1）着眼点

管理者は、市場リスク管理方針に基づき、市場リスクの適切なコントロール及び削減を行うため、市場リスク管理規程の策定や市場リスク管理部門の整備を行うことが求められる。

#### （2）チェックリスト

- ① 管理者は、市場リスク管理方針に沿って、市場リスクの特定、評価及びモニタリングの方法を決定し、これに基づいた市場リスクのコントロール及び削減の取決めを明確に定めた市場リスク管理規程を策定しているか。市場リスク管理規程は、理事会等の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。
- ② 市場リスク管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、市場リスクの管理に必要な項目を網羅しているか。
- ③ 管理者は、市場リスク管理方針及び市場リスク管理規程に基づき、適切な市場リスク管理を行うため、市場リスク管理部門の態勢を整備し、けん制機能を発揮させるための施策を実施しているか。
- ④ 管理者は、統合的リスク管理に影響を与える態勢上の弱点、問題点等を把握した場合、統合的リスク管理部門へ速やかに報告する態勢を整備しているか。
- ⑤ 管理者は、統合的リスク管理方針等に定める新規商品等に関し、統合的リスク管理部門の要請を受けた場合、事前に内在する市場リスクを特定し、統合的リスク管理部門に報告する態勢を整備しているか。
- ⑥ 管理者は、市場リスク計測・分析方法（手法、前提条件等）の限界及び弱点を理解し、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った市場リスク計測の範囲拡大、精緻化等の市場リスク管理の高度化に向けた態勢を整備しているか。
- ⑦ 管理者は、市場リスク管理部門が市場部門から必要な取引情報等の内部データ及

び市場データを直接、適切に入手できる態勢を整備しているか。

- ⑧ 管理者は、市場リスク管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。
- ⑨ 管理者は、理事会等が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。
- ⑩ 管理者は、継続的に市場リスク管理部門の職務の執行状況に関するモニタリングを実施しているか。また、市場リスク管理態勢の実効性を検証し、必要に応じて市場リスク管理規程及び組織体制の見直しを行い、又は理事会等に対し改善のための提言を行っているか。

## 2. 市場リスク管理部門の役割・責任について

### (1) 着眼点

市場リスク管理部門は、管理対象とする市場リスクを特定するとともに、市場リスクが経営に与える影響を把握するため、市場リスク管理方針及び市場リスク管理規程に基づき全ての市場リスクを計測・分析することが求められる。

### (2) チェックリスト

#### ① 市場リスクの特定・評価

- ア 市場リスク管理部門は、当該系統金融機関の直面する市場リスクを洗い出し、洗い出した市場リスクの規模・特性を踏まえ、市場リスク管理の管理対象とすべきリスクを特定しているか。
- イ 洗い出しの際、資産・負債（オフ・バランスを含む。）に対する金利リスク、為替リスク、株式リスク等のリスク・カテゴリー（又はリスク・ファクター）の網羅性に加え、固有・特定取引勘定、連結対象子会社等の業務範囲の網羅性も確保しているか。
- ウ 当該系統金融機関が保有するリスクを洗い出し、管理対象とすべきか検討しているか。
- エ 市場リスク管理部門は、市場リスク管理の管理対象とする全てのリスクについて計測・分析を行っているか。
- オ 市場リスク管理部門は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った頻度で、ポジションの現在価値（時価）を計測しているか。
- カ 市場リスク管理部門は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な市場リスク計測・分析方法（手法、前提条件等）を用い、市場リスクを適切に計測・分析しているか。また、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の現在価値に影響を与える要因及び期間収益に影響を与える要因の双方を踏まえ、市場リスクの計測・分析を行っているか。
- キ 市場リスク管理部門は、プライシング・モデル（注1）、リスク計測・分析手法（又は計測モデル）、前提条件等について、妥当性を確保しているか。プライシング・モデルやリスク計測手法は、金融界で一般に受け入れられている概念やリスク計測技術を活用しているか。

（注1）プライシング・モデルとは、ここでは金融商品の価格を設定する方法を

いう。

ク 市場リスク量を統一的な尺度で定量的に計測している場合、市場リスク管理部門は、市場リスク管理の管理対象として特定した全てのリスクについて、統一的な尺度で計測しているか。統一的な尺度で十分に把握できない又は計測を行っていないリスクが存在する場合には、補完的情報を用いることにより、市場リスク管理の管理対象として特定した全てのリスクを勘案しているか。

## ② モニタリング

ア 市場リスク管理部門は、市場リスク管理方針及び市場リスク管理規程に基づき、当該系統金融機関の内部環境（リスク・プロファイル、限度枠の使用状況等）や外部環境（経済、市場等）の状況に照らし、当該系統金融機関の市場リスクの状況を適切な頻度でモニタリングしているか。

イ 市場リスク管理部門は、市場リスク管理方針及び市場リスク管理規程に基づき、市場リスク管理の状況及び市場リスクの状況に関して、理事会等が適切に評価・判断できる情報を報告しているか。

ウ 市場リスク管理部門は、市場部門等に対し、市場リスクの状況について計測・分析し、検討した結果等を還元しているか。

## ③ コントロール及び削減

市場リスク管理部門は、市場リスク管理の管理対象外とするリスクの影響が軽微でない場合や適切な管理が行えない管理対象リスクがある場合、当該リスクに関連する業務等の撤退・縮小等の是非について意思決定できる情報を理事会等に報告しているか。

## ④ 検証・見直し

ア 市場リスク管理部門は、市場リスク計測・分析方法（手法、前提条件等）の限界及び弱点を把握するための検証を実施し、それを補うための方策を検討しているか。また、把握した限界及び弱点を踏まえ、リスク・プロファイルに見合った市場リスク管理の高度化に向けた、調査・分析及び検討を実施しているか。

イ 市場リスク管理部門は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルの変化や外部環境（経済、市場等）の変化等によって、市場リスク管理の管理対象外とするリスクの影響度が大きなものになっていないか確認しているか。また、その影響度が大きいと判断された場合、適切に対応しているか。

ウ 市場リスク管理部門は、市場リスクの計測・分析の範囲、頻度、手法等が、戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合ったものかを検証しているか。見直しの必要がある場合には、内部規程等に基づき、適切な手続を経た上で修正を行っているか。

エ 市場リスク管理部門は、プライシング・モデル、リスク計測・分析手法（又は計測モデル）、前提条件等の妥当性について、理論的及び実証的に検証し、見直しているか。また、市場リスク管理部門は、市場リスク計測結果と実際の損益動

向とを比較することによって、市場リスク計測方法の有効性を検証し、見直しているか。

オ 市場リスク管理部門は、市場リスク計測結果と実際の損益動向とを比較することによって、リスク・リターン戦略等の妥当性について検証しているか。市場リスク管理部門は理事会等が戦略目標等を見直すに当たり必要となる情報を報告しているか。

### 3. 資産・負債運営管理態勢について

#### (1) 着眼点

- ① 資産・負債の総合管理、運用戦略等の策定・実行に関わる組織であるALM委員会等は、市場部門の戦略目標等の策定に関与することが求められる。
- ② ALM委員会等は、金利及び為替予測、リスク把握、ヘッジ取引等の関連部門の分析・検討データを有効に利用し、政策投資やオフ・バランスも含めて、資産・負債の運営管理について議論し、戦略目標、市場リスク管理方針及び市場リスク管理規程に基づき、自己資本等の経営体力対比でリスクをコントロールすることが求められる。  
また、リスク特性の異なる資産によるリスクの相殺効果等についても、その影響等について検討することが求められる。
- ③ 市場部門等での重要情報は、ALM委員会等に適時適切に報告される体制としていくことが求められる。
- ④ 関連部門の担当理事や管理者は、ALM委員会等に毎回出席し、検討を行うことが求められる。また、市場環境の大幅な変動時等の経営に重大な影響を与える事案が発生した場合には適切にALM委員会等を開催し、代表理事が出席することが求められる。

#### (2) チェックリスト

- ① 市場リスク管理方針、市場リスク管理規程に基づき、資産・負債の総合管理において市場リスクの側面からの限度枠管理が行われているか。限度枠の設定は、自己資本や財務内容等を考慮し、経営体力と比較して過大な設定となっていないか。政策投資やオフ・バランスも含めて設定されているか。なお、必要に応じ、限度枠の手前に、警戒水準としてのアラーム・ポイントを設定し、アラーム・ポイントを超過した場合の報告体制等の対応を定めているか。また、限度枠及びアラーム・ポイント設定は見直しているか。
- ② 戦略目標等、市場リスク管理方針及び市場リスク管理規程に基づき、金利、為替、価格変動等の市場リスクをコントロールしているか。
- ③ 理事会における戦略目標及び市場リスク管理方針の策定に際して、ALM委員会等の分析結果を勘案しているか。
- ④ 市場リスク管理部門は、戦略目標、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程等に基づき、市場リスクのコントロールが行われているかを検証し、理事会等に報告しているか。戦略目標、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程等に基づく業務

運営が行われていない場合は、速やかに改善措置をとっているか。

#### 4. 個別の留意事項について

##### (1) 限度枠の管理

###### ① 着眼点

有価証券について、どのような目標（収益等）を達成するために運用を行うもので、その目標に照らしてどの程度まで損失が許容されるか明確にすることが求められる。

その上で、有価証券の運用について、巨額損失の発生リスクを回避するために、限度枠（リスク枠、保有限度枠、損失限度枠等）の設定をはじめ、保有する有価証券から損失が発生する条件やその程度を予測するために必要となる指標を定め、モニタリングを行うことが求められる。また、モニタリングの状況がリスク管理を行う組織に報告されていることが求められる。

###### ② チェックリスト

###### ア 限度枠

限度枠及び警戒水準（アラーム・ポイント）を設定しているか（デュレーション（注2）、BPV（注3）等、金利リスク等の感応度を含む。）。

（注2）デュレーションとは、債券投資の平均回収期間又は金利が一定程度変動した場合に債券価格がどの程度変化するかを示す指標をいう。

（注3）BPV（Basis Point Value）とは、金利が0.01パーセント（＝1bp（ベシス・ポイント））変化した時の債券などの価値の変化額を示す指標をいう。

###### イ 報告及び対応

（ア）担当役員、ALM委員会、リスク管理委員会等に、実現損益、評価損益、VaR（注4）、デュレーション、BPV等の金利感応度を分析した結果を報告しているか。また、ALM委員会やリスク管理委員会は必要に応じて対応を検討しているか。

（注4）VaR（Value at Risk）とは、過去のデータを基に、一定の確率で発生する最大損失額を推定するもの

（イ）限度枠や警戒水準に抵触した場合に強制的な売却処分や損失抑制策を協議する等の基準を整備しているか。

（ウ）市場リスク管理部門は、限度枠を超過した場合、速やかに、ポジション、リスク等の削減等の是非について意思決定できる情報を理事会等に報告しているか。

###### ウ 金利リスク（ $\Delta$ <sup>デルタ</sup>EVE（Economic Value of Equity）（注5））

金利感応性のある資産・負債（オフ・バランスを含む。）を洗い出し、金利リスクを正確に把握又は計測できないものが存在する場合はどのように金利リスクを評価し、算出しているか。

（注5） $\Delta$ EVEとは、金利上昇等一定の金利ショックを与えられた場合における保有有価証券等の価値の減少額をいう。

## エ 相場急変時の対応

通常の限度枠や警戒水準の管理とは別に、保有する有価証券の状況が急変した場合等の対応を整備しているか。また、急変の定義及びその際の対応を具体的に定めているか。

## (2) 売買取引等

### ① 着眼点

有価証券の運用について、巨額損失や不測の事態を招く可能性を排除するため、市場リスク管理部門（ミドル）、事務管理部門（バック）による市場部門（フロント）へのけん制が機能していることが求められる。

### ② チェックリスト

#### ア 売却・購入りん議書の訂正

りん議書の銘柄、単価、金額等が担当者の押印により訂正されていないか。りん議書はミドル部門に回覧するなど、取得時に必要に応じてミドル部門が確認する態勢となっているか。

#### イ 売却・購入時の確認

(ア) 株式や投資信託について、評価損の軽減を目的とした購入（いわゆるナンピン買い（注6））が行われている場合、ミドル部門による適否の検討が行われているか。

(注6) 株価や投資信託の基準価格が下落したタイミングで買い増しすることにより、平均取得価格を下げた評価損（時価と平均取得価格の差）を縮小すること。

(イ) 売却・購入りん議を分割して決裁権限を逸脱する取引が行われていないか。

(ウ) 証券会社から送付されてきた取引報告書とりん議書の照会はミドル、バック部門が行っているか。

#### ウ 時価の取得

時価は、当組合のミドル・バック部門が直接、証券会社のミドル・バック部門から取得しているか。

## (3) ファンド（投資信託等）

### ① 着眼点

ファンド投資について、投資リスクは購入者が負うこととなる一方、資金運用はファンドの運営者に委ねられるという特性を踏まえ、投資商品のリスク特性の把握、運営者の運用体制、リスク管理体制、投資戦略及び運用成績の評価等を行うことが求められる。

### ② チェックリスト

#### ア ファンドのベンチマーク

購入・保有の適否を判断するために、運用成績の良否を判断するための基準を

定めているか。

イ プロファイル

ファンドが保有している資産を把握しているか。債券が組み込まれている場合、金利リスクの計測対象としているか。目論見書、運営者へのヒアリング等により、運営者の運用体制及びリスク管理体制、ファンドの仕組みや運用戦略・方針、リスク特性を把握した上で、購入・保有の適否を判断しているか。

ウ 新規商品の取扱い

新たに購入する商品が既存商品と同様のリスク特性を有する商品に該当しているか確認しているか。また、該当していない場合はその商品固有のリスク特性を把握しているか。

(4) ストレス・テスト

① 着眼点

過去の実績データが十分でない又は信頼性が乏しい場合等について、リスク量の統計的な計測に限界があることを踏まえ、一定の前提条件の下にストレス・テストを実施することが求められる。

また、ストレス・テストの対象に保有する有価証券が網羅されていること、保有する有価証券の特性（株価が所定の水準を下回っている場合、償還時に元本が毀損する仕組みの商品等）を反映した複数のシナリオを作成することが求められる。

② チェックリスト

ア 範囲又は対象

保有する有価証券、貸出金等を網羅するものとなっているか。

イ シナリオの妥当性

過去に発生した外部環境（経済、市場等）の大幅な変化並びに現在の外部環境、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルの状況を踏まえ、株価の下落、金利の上昇、投資対象の価値の毀損等、主要なリスクの顕在化を想定した適切なストレス・シナリオを想定し、ストレス・テストを実施しているか。

ウ ストレス・テスト結果の評価

シナリオにより想定される損失額が自己資本等の経営に与える影響を評価し、リスク軽減策を検討しているか。

(5) VaRの計測（自主的に計測している場合）

① 着眼点

市場リスクの計測手法としてVaRを用いる場合について、算定に当たり保有する資産・負債（オフ・バランスを含む。）が網羅されていることが求められる。

また、リスク計測手法の妥当性を確認するため、計測されたリスク量と損益実績の対比（バック・テスト）を行い、実績との乖離が生じている場合の基準や対応策を定めていることが求められる。

② チェックリスト

ア 範囲又は対象

保有する資産・負債（オフ・バランスを含む。）を網羅するものとなっているか。

イ バック・テスト（注7）

VaRモデルを評価する基準を明確に定めているか。基準に達しなかった場合の対応を定めているか。当該対応が定めたものに基づき行われているか。

（注7）バック・テストとは、VaR計測等による推計値と実際に発生した実績値を比較し、VaR計測等の信頼性を検証するもの

## 第9 流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

### 【流動性リスクについて】

- ・ 流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等による取引不能や、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいう。
- ・ 系統金融機関における流動性リスク管理態勢の整備・確立は、系統金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から極めて重要であり、経営陣には、これらの態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。
- ・ 本チェックリストにおいては、流動性リスク管理部門を流動性リスクの管理を行う部門と、資金繰り管理部門を資金繰りの運営を行う部門と位置付けた上で検証項目を記載しており、検査官は、流動性リスク管理部門と資金繰り管理部門の果たすべき役割と追うべき責任の範囲が異なることに留意する必要がある。

### 1. 流動性リスク管理部門の管理者の役割・責任について

#### (1) 着眼点

- ① 流動性リスク管理部門の管理者は、流動性リスクのコントロール及び削減を行うため、流動性リスク管理規程の策定や流動性リスク管理部門の整備を流動性リスク管理方針に基づき行うことが求められる。
- ② 流動性リスク管理部門の管理者は、流動性リスク管理を行うためのリスク・プロフィールに見合った、情報を収集する態勢の整備を行うことが求められる。

#### (2) チェックリスト

- ① 流動性リスク管理部門の管理者は、流動性リスク管理方針に沿って、流動性リスクの特定、評価及びモニタリングの方法を決定し、これに基づいた流動性リスクのコントロール及び削減に関する取決めを明確に定めた流動性リスク管理規程を理事会等の承認を受けた上で、策定し、組織内に周知しているか。
- ② 流動性リスク管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロフィールに応じ、流動性リスクの管理に必要な取決めを網羅しているか。
- ③ 流動性リスク管理部門の管理者は、流動性リスク管理方針、流動性リスク管理規程に則り、流動性危機時の対応策（コンティンジェンシー・プラン）を策定しているか。当該対応策に、流動性危機の定義、流動性危機時の連絡・報告体制、対処方法（調達手段の確保）、決裁権限・命令系統等が明確に定められているか。流動性危機時の対応策（コンティンジェンシー・プラン）は、理事会等の承認を受けた上で、周知されているか。
- ④ 流動性リスク管理部門の管理者は、流動性リスク管理を行うため、流動性リスク管理部門の態勢を整備し、けん制機能を発揮させるための施策を実施しているか。

- ⑤ 流動性リスク管理部門の管理者は、統合的リスク管理に影響を与える態勢上の弱点、問題点等を把握した場合、統合的リスク管理部門へ速やかに報告する態勢を整備しているか。
- ⑥ 流動性リスク管理部門の管理者は、統合的リスク管理方針等に定める新規商品等に関し、統合的リスク管理部門の要請を受けた場合、事前に内在する流動性リスクを特定し、統合的リスク管理部門に報告する態勢を整備しているか。
- ⑦ 流動性リスク管理部門の管理者は、リスク・プロファイルに見合った適切な流動性リスク管理を行う観点から、取得すべき情報を特定し、当該情報を保有する部門から、報告を受ける態勢を整備しているか。
- ⑧ 流動性リスク管理部門の管理者は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った信頼度の高い流動性リスク管理システムを整備しているか。
- ⑨ 流動性リスク管理部門の管理者は、流動性リスク管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。
- ⑩ 流動性リスク管理部門の管理者は、理事会等が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、理事会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。
- ⑪ 流動性リスク管理部門の管理者は、継続的に流動性リスク管理部門及び資金繰り管理部門の職務の執行状況に関するモニタリングを実施しているか。

## 2. 流動性リスク管理部門の役割・責任について

### (1) 着眼点

- ① 流動性リスク管理部門は、流動性リスク管理方針及び流動性リスク管理規程に基づき、流動性リスクのコントロール及び削減を行うため、適切な流動性リスクの分析・評価を行うことが求められる。
- ② 流動性リスク管理部門は、流動性リスクに影響を与える要因をモニタリングするとともに、流動性リスク管理方針及び流動性リスク管理規程に基づき資金繰りや運用が行われているかモニタリングすることが求められる。
- ③ 流動性リスク管理部門は、流動性リスク管理方針及び流動性リスク管理規程に基づき、流動性リスクが高まった際、理事会等が速やかに対応するために必要な情報を提供することが求められる。
- ④ 流動性リスク管理部門は、流動性リスク管理方針及び流動性リスク管理規程に基づき、合理的な流動性リスクの評価方法を確保するため、定期的に評価方法の適切性を検証し、必要に応じて見直すことが求められる。

### (2) チェックリスト

- ① 流動性リスク管理部門は、流動性リスクに影響を与える内生的要因及び外生的要因を特定しているか。
- ② 流動性リスク管理部門は、新規商品等の取扱い、新システムの導入、子会社での業務の開始等を行う場合に、事前に流動性リスクの所在及びその影響を把握しているか。

- ③ 流動性リスク管理部門は、拠点・通貨ごとに流動性リスクを管理するだけでなく、それぞれの流動性リスクを統合して管理しているか。また、当該系統金融機関の流動性リスクに影響を与える連結対象子会社の資金繰りの状況も把握しているか。
- ④ 流動性リスク管理部門は、事業の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な流動性リスクの分析・評価を行っているか。
- ⑤ 流動性リスク管理部門は、資産・負債運営及び自己資本の状況を踏まえた上で、内生的要因及び外生的要因の両面について考慮した複数のシナリオを用いて流動性リスクの分析・評価を行っているか。
- ⑥ 流動性リスク管理部門は、資金繰り管理部門と連携し、当該系統金融機関のリスク・プロファイル等の内部環境、経済や市場等の外部環境等の情報を収集・分析し、当該系統金融機関が現状においてどの資金繰りのひっ迫度区分に該当するかを適切に判定しているか。
- ⑦ 流動性リスク管理部門は、流動性リスクを計量している場合や流動性リスクをオペレーショナル・リスクのカテゴリーにおいて計量している場合については、計量方法（手法、前提条件等）と各種流動性リスクに関するモニタリング方法及び自己資本充実度の評価方法との整合性を確保しているか。
- ⑧ 流動性リスク管理部門は、流動性リスク管理方針及び流動性リスク管理規程に基づき、資金繰り管理部門からの報告、当該系統金融機関のリスク・プロファイル等の内部環境、経済や市場等の外部環境等の情報を収集、分析し、それらの動向について継続的にモニタリングしているか。また、モニタリングしている情報は流動性リスク管理のために有効なものとなっているか。
- ⑨ 流動性リスク管理部門は、設定した資金ギャップ枠、ポジション枠等の限度枠について、適切にその遵守状況及び使用状況をモニタリングしているか。
- ⑩ 流動性リスク管理部門は、資金繰りのひっ迫度区分の判定基準となる各種指標等の状況及び判定基準の適切性についてモニタリングしているか。
- ⑪ 流動性リスク管理部門は、流動性リスク管理方針及び流動性リスク管理規程に基づき、流動性リスク管理の状況及び流動性リスクの状況に関して、理事会等が適切に評価・判断できる情報を報告しているか。
- ⑫ 流動性リスク管理部門は、資金繰り管理部門、市場部門等に対し、流動性リスクの状況について分析・評価し、検討した結果等を還元しているか。
- ⑬ 流動性リスク管理部門は、資金ギャップ枠、ポジション枠等の限度枠を超過した場合、速やかに、対応策を策定できる情報を理事会等に報告しているか。
- ⑭ 流動性リスク管理部門は、現状の資金繰りのひっ迫度区分が変更される場合又はそのおそれがある場合、速やかに、資金繰りのひっ迫度の状況及び今後の見通しなど対応策を策定できる情報を理事会等に報告しているか。
- ⑮ 流動性リスク管理部門は、国内外において即時売却可能な資産（国債等）の保有残高や系統金融機関等への流動性預金の残高など、危機時を想定した調達手段を確保させているか。
- ⑯ 流動性リスク管理部門は、流動性リスクに影響を与える内生的要因及び外生的要

因の特定の妥当性について、検証し、見直しているか。また、要因発生時の報告基準について、その基準が当該系統金融機関のリスク・プロファイル等の内部環境、経済や市場等の外部環境等に応じて適切であるかを検証し、見直しているか。

- ⑰ 流動性リスク管理部門は、流動性リスクの分析・評価方法が業務の規模・特性、リスク・プロファイル及び外部環境に見合ったものかを、検証し、見直しているか。特に分析・評価における仮定は継続的に有効なものとなっているか。
- ⑱ 流動性リスク管理部門は、複数のストレス・シナリオ等による影響度評価及び流動性リスクに影響を与える内生的要因及び外生的要因について分析・評価を行うことで、限度枠の設定方法及び設定枠が、業務の規模・特性、リスク・プロファイル、財務状況及び資金調達能力に見合ったものかを検証しているか。見直しの必要性が認められる場合には、速やかに、理事会等が適切に評価及び判断できる情報を報告しているか。
- ⑲ 流動性リスク管理部門は、以下の観点から複数のストレス・シナリオ等による影響度評価及び対応策の実効性についての確認等を行うことにより、資金繰りのひっ迫度区分、判定基準、管理手法、報告方法、決裁方法等の適切性を検証し、見直しているか。
  - ア 具体的な資金繰りひっ迫状況と資金繰りひっ迫への対応策を念頭に置いたひっ迫度区分となっているか。
  - イ 適時適切な対応策が取れるよう、資金繰りのひっ迫度区分の判定基準が可能な限り具体的で認識しやすい基準となっているか。
  - ウ 資産・負債両面にわたり幅広い対応策を考慮した、資金繰りのひっ迫度に応じた実効性ある管理手法、報告方法、決裁方法等となっているか。
- ⑳ 流動性リスク管理部門は、資金繰り管理部門や事業推進部門等に想定訓練等を行わせることにより、流動性危機時の対応策（コンティンジェンシー・プラン）の実効性を定期的に確認しているか。情勢の変化等により当該対応策の見直しの必要性が認められる場合には、遅滞なく、理事会等（重要な見直しの場合は、理事会）の承認を受けて、当該対応策を見直しているか。

### 3. 資金繰り管理部門の役割・責任について

#### (1) 着眼点

資金繰り管理部門は、流動性リスク管理方針及び流動性リスク管理規程等に基づき、流動性リスクのコントロール及び削減を行うため、運用限度枠の遵守や流動性危機への対応を行うことが求められる。

#### (2) チェックリスト

- ① 資金繰り管理部門は、流動性戦略、流動性リスク管理方針、流動性リスク管理規程等に基づき、当該系統金融機関のリスク・プロファイル等の内部環境、経済や市場等の外部環境等の情報を収集、分析し、適切な資金繰り運営を行っているか。なお、この運営に当たっては、資産・負債の両面から流動性についての評価を行うとともに、調達可能時点と金額、担保差入可能時点と金額などの流動性の確保状況を

把握しているか。

- ② 資金繰り管理部門は、拠点ごと及び通貨ごとの日次の資金繰り表並びに週次、月次及び四半期ベースの資金繰り見通しを作成しているか。
- ③ 資金繰り管理部門は、以下の管理を行うこと等により、資金繰りへの影響を早期に把握しているか。
  - ア 大口資金移動の集中管理
  - イ 運用・調達の通貨別・商品別・期間別の構成の管理
  - ウ 担保繰りの管理
  - エ 貯金の満期等による払出管理
  - オ 契約上の受信及び与信枠の残高管理
  - カ 支払準備資産の管理
  - キ キャッシュの管理（ＡＴＭ等を含む。） 等
- ④ 資金繰り管理部門は、事業推進部門等の報告等を踏まえ、運用予定額（ローン保証等の実行予定額）、調達可能額（インターバンク市場やオープン市場における調達可能額、貯金受入・解約見込額等）を把握しているか。運用予定額、調達可能額を的確に把握するため、事業推進部門等から必要な報告・情報を適時に受けているか。なお、運用予定額、調達可能額を把握するに当たっては、以下の項目について考慮しているか。
  - ア オフ・バランス取引
  - イ コミットメント・ライン
  - ウ 当座貸越契約
  - エ 実態に応じた運用期間の把握
  - オ 資金繰りのひっ迫度
  - カ 貯金の払戻し等に対する支払準備資産（手許現金、預け金等）
- ⑤ 資金繰り管理部門は、流動性危機時において、有価証券の処分など資金調達のための資産の流動化が円滑に行えるよう、常時、取引環境を踏まえて適切に対応しているか。
- ⑥ 資金繰り管理部門は、流動性戦略、流動性リスク管理方針、流動性リスク管理規程等に基づき、流動性リスクをコントロールしているか。
- ⑦ 資金繰り管理部門は、限度枠を遵守する運営を行っているか。
- ⑧ 資金繰り管理部門は、国内外において即時売却可能な資産（国債等）の保有残高や系統金融機関等への流動性預金の残高など、危機時を想定した調達手段を確保しているか。
- ⑨ 資金繰り管理部門は、当該系統金融機関のリスク・プロファイル等の内部環境、経済や市場等の外部環境等の情報を収集及び分析した結果並びに資金繰りの状況及び予測について、流動性リスク管理部門に対し、定期的に又はひっ迫度の状況に応じて随時、報告しているか。
- ⑩ 資金繰り管理部門は、資金繰りの状況及び予測について、代表理事及び担当理事に対し、定期的に又はひっ迫度の状況に応じて随時、報告しているか。また、理事会等に対しても報告しているか。さらに、理事会等は、報告を受けた内容が流動性

リスク管理方針を遵守したものであることを検証しているか。

## 第10 オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

### 【オペレーショナル・リスクについて】

- ・ オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であり、若しくは機能しないこと又は外生的な事象により損失を被るリスク（自己資本比率の算定に含まれる分）及び系統金融機関自らが「オペレーショナル・リスク」と定義したリスク（自己資本比率の算定に含まれない分）をいう。
- ・ オペレーショナル・リスクの総合的な管理とは、系統金融機関全体として総合的に、オペレーショナル・リスクを特定、評価、モニタリング、コントロール及び削減することをいう。

### 1. 管理者の役割・責任について

#### (1) 着眼点

管理者は、オペレーショナル・リスク管理方針に基づき、オペレーショナル・リスクを特定、評価、モニタリングし、評価された重要なオペレーショナル・リスクのコントロール及び削減に関する内部規程の策定やオペレーショナル・リスク管理部門の整備等を行うことが求められる。

#### (2) チェックリスト

- ① 管理者は、オペレーショナル・リスク管理方針に基づき、オペレーショナル・リスク管理規程を理事会等の承認を受けた上で策定し、組織内に周知しているか。
- ② 管理者は、オペレーショナル・リスク管理方針及びオペレーショナル・リスク管理規程に基づき、適切なオペレーショナル・リスクの総合的な管理を行うため、オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門の態勢を整備し、けん制機能を発揮させるための施策を実施しているか。
- ③ 管理者は、統合的リスク管理に影響を与える態勢上の弱点・問題点等を把握した場合、統合的リスク管理部門へ速やかに報告する態勢を整備しているか。
- ④ 管理者は、統合的リスク管理方針等に定める新規商品等に関し、統合的リスク管理部門の要請を受けた場合、事前に内在するオペレーショナル・リスクを特定し、統合的リスク管理部門に報告する態勢を整備しているか。
- ⑤ 管理者は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った信頼度の高いオペレーショナル・リスク管理システムを整備しているか。
- ⑥ 管理者は、オペレーショナル・リスクの総合的な管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。
- ⑦ 管理者は、理事会等が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。
- ⑧ 管理者は、継続的にオペレーショナル・リスクの総合的な管理部門の職務の執行状況に関するモニタリングを実施しているか。また、オペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢の実効性を検証し、必要に応じてオペレーショナル・リスク管理規程及び組織体制の見直しを行い、又は理事会等に対し改善のための提言を行っているか。

## 2. オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門の役割・責任について

### (1) 着眼点

オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、組合におけるオペレーショナル・リスクに関する情報を収集、管理、分析、検討して、適切に措置、対応等を講ずることが求められる。

### (2) チェックリスト

#### ① オペレーショナル・リスクの特定・評価

ア オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、オペレーショナル・リスクを特定するために、必要に応じて各業務部門及び支所・支店（事務所）が把握したデータ等を取得しているか。

イ オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、オペレーショナル・リスクがあらゆる部署で顕在化する可能性があるという特性を理解した上で、オペレーショナル・リスク管理方針及びオペレーショナル・リスク管理規程に基づき、当該組合の業務運営上で悪影響を与える内外の要因を幅広く特定しているか。

ウ オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、新規商品等の取扱い、新システムの導入、子会社での業務開始を行う場合には、オペレーショナル・リスクを特定しているか。

エ オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、スコアリング（CSA（注）等）、財務・経営指標等により、オペレーショナル・リスクを適切に評価しているか。

（注）CSA（Control Self-Assessment）とは、各業務の従事者自身が業務に潜在するリスクを識別・評価を行うための様々な手法の総称をいう。

オ オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、オペレーショナル・リスクの評価を行う過程で、オペレーショナル・リスク損失事象の発生原因を分析し、当該組合のオペレーショナル・リスクを網羅的に把握しているか。

カ オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、当該組合の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った、適切なオペレーショナル・リスクの定量（計量）化を行っているか。

キ オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、定量化手法として財務諸表の指標（粗利益、経費等）等に一定の掛目を掛けてオペレーショナル・リスク量を算出する場合、使用する指標の種類や掛目の水準を合理的に設定しているか。また、スコアリング手法等により、オペレーショナル・リスクの総合的な管理水準の向上、内外環境の変化、影響の大きい内部損失の発生等に応じて、指標や掛目を適切に見直しているか。

#### ② モニタリング

ア オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、オペレーショナル・リスク管理方針及びオペレーショナル・リスク管理規程に基づき、当該組合の内部環境（リスク・プロファイル等）や外部環境の状況に照らし、オペレーショナル・リ

スクの状況を適切な頻度でモニタリングしているか。

イ オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、オペレーショナル・リスク管理方針及びオペレーショナル・リスク管理規程に基づき、オペレーショナル・リスクの総合的な管理の状況に関して、理事会等が適切に評価及び判断できる情報を報告しているか。

ウ オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、必要に応じて、オペレーショナル・リスクの状況について、関連する各オペレーショナル・リスク管理部門に評価・分析、検討した結果等を還元しているか。

### ③ コントロール及び削減

ア オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、評価された重要なオペレーショナル・リスクに係るコントロール方法について、理事会等が意思決定できる情報を報告しているか。

イ オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、オペレーショナル・リスクを削減する方策（保険契約等を含む。）を実施する場合、新たなリスクの発生に注意を払っているか。

### ④ 検証・見直し

オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、業務環境の変化、リスク・プロファイルの変化並びにオペレーショナル・リスクの評価方法の限界及び弱点を把握し、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切なオペレーショナル・リスク管理方法であるかを定期的に検証し、見直しているか。

## 3. オペレーショナル・リスク計量手法を用いている場合の検証項目について

### (1) 着眼点

オペレーショナル・リスク計量手法を採用する場合には、当該組合の戦略目標や規模・特性を十分に考慮した上で計量手法を設計することが求められる。

### (2) チェックリスト

#### ① オペレーショナル・リスク計量態勢の確立

ア オペレーショナル・リスク管理方針の下で、オペレーショナル・リスク計量手法（モデル）の位置付けを明確に定めているか。

イ 資本配賦運営を行っている場合、オペレーショナル・リスク計量手法で算出された結果を踏まえ、資本配賦運営の方針を策定しているか。計量対象外のオペレーショナル・リスクがある場合には、計量対象外としたことについて合理的な理由があるか。また、当該対象外のリスクを十分に考慮してリスク資本を配賦しているか。

ウ 理事は、オペレーショナル・リスク計量手法によるオペレーショナル・リスクの総合的な管理に積極的に関与しているか。

② オペレーショナル・リスクの計量

ア オペレーショナル・リスク量を、各種オペレーショナル・リスクに共通した統一的な尺度で定量的に把握しているか。仮に、統一的な尺度で十分な把握・計量を行っていないオペレーショナル・リスクが存在している場合には、補完的な情報を用いることにより、経営上の意思決定に際して、必要な全ての要素を勘案していることを確保しているか。

イ オペレーショナル・リスク量の計量は、例えば、統計的手法を用いたVaR法等の、合理的、かつ、客観的で精緻な方式を採用して行っているか。

ウ 計量手法として個々のオペレーショナル・リスク損失事象を統計的に処理することで一定の信頼水準における最大損失額をオペレーショナル・リスク量として算出する場合、以下の項目に留意しているか。

(ア) 内部損失事象を適切に用いているか。

(イ) 信頼水準及び保有期間の設定は適切なものとなっているか。

(ウ) 低頻度高額損失事象を適切に捕捉した合理的な計量手法となっているか。

エ オペレーショナル・リスク計量手法の開発から独立した者により、開発時点及びその後定期的に、オペレーショナル・リスク計量手法、前提条件等の妥当性について検証されているか。仮に、オペレーショナル・リスク計量手法、前提条件等に不備が認められた場合には、適切に修正を行っているか。

オ オペレーショナル・リスク計量手法、前提条件等について、合理的な理由によらずに改変することができないような体制、内部規程等を整備し、その定められた内部規程等に従って適切にオペレーショナル・リスク計量手法等の管理を行っているか。

③ オペレーショナル・リスク計量手法に関する記録

オペレーショナル・リスク計量手法、前提条件等を選択する際の検討過程及び決定根拠について、事後の検証や計量の精緻化・高度化のために必要な記録等を保存し、継承できる態勢を整備しているか。

4. 外部委託業務のオペレーショナル・リスク管理について

(1) 着眼点

オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、外部委託業務においても外部委託管理部門と連携し、外部委託の実施前に当該外部委託業務に内在するオペレーショナル・リスクを特定し、サービスの質や存続の確実性等のリスク管理上の問題点を認識した上で、外部委託業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置を講ずることが求められる。

(2) チェックリスト

① オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、外部委託管理部門と連携し、委託契約において、提供されるサービス水準、外部委託先との責任分担について定めていることを確認するための措置を講じているか。

- ② オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、外部委託管理部門と連携し、外部委託した業務について、定期的にモニタリングを行うための措置を講じているか。
- ③ オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、問題点等を発見した場合には、外部委託管理部門と連携して速やかに是正する措置を講じているか。

5. 事務リスク管理態勢について

事務リスク管理態勢については、別紙1を参照。

6. システムリスク管理態勢について

システムリスク管理態勢については、別紙2を参照。

7. その他オペレーショナル・リスク管理態勢について

当該系統金融機関がオペレーショナル・リスクと定義したリスクのうち、事務リスク及びシステムリスクを除いたリスク管理態勢（以下「その他オペレーショナル・リスク管理態勢」という。）については、別紙3を参照。

## (別紙1) 事務リスク管理態勢について

### 【事務リスクについて】

- ・ 事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより系統金融機関が損失を被るリスクをいう。

## 1. 管理者の役割・責任について

### (1) 着眼点

管理者は、事務リスク管理方針に基づき、事務リスクの特定、評価及びモニタリング方法を決定し、これに基づいた事務リスクのコントロール及び削減に関する事務リスク管理規程を策定し、事務処理体制を整備することが求められる。

### (2) チェックリスト

- ① 事務リスク管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、事務リスクの管理に必要な取決めを網羅し、適切に規定されているか。
- ② 管理者は、事務リスク管理方針及び事務リスク管理規程に基づき、適切な事務リスク管理を行うため、事務リスク管理部門の態勢を整備し、けん制機能を発揮させるための施策を実施しているか。
- ③ 管理者は、事務リスク管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。
- ④ 管理者は、理事会等が設定した報告事項を理事会等及びオペレーショナル・リスクの総合的な管理部門に報告する態勢を整備しているか。
- ⑤ 管理者は、継続的に事務リスク管理部門（注）の職務の執行状況に関するモニタリングを実施しているか。また、事務リスク管理態勢の実効性を検証し、必要に応じて事務リスク管理規程及び組織体制の見直しを行い、又は理事会等に対し改善のための提言を行っているか。

（注）事務リスク管理部門として以下に記載のある事務統括部門、事務指導部門の管理部門について、組織形態としてこれらの部門が設置されているかを検証するのではなく、これらの部門の役割・責任が機能として果たされているかを検証する。

また、独立した事務リスク管理部門を設置しない場合（他のリスク管理部門と統合した一つのリスク管理部門を構成する場合のほか、他の業務と兼担する部署が事務リスク管理を担当する場合や、部門や部署ではなく責任者が事務リスク管理を担当する場合等）は、当該系統金融機関の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、その態勢の在り方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。

## 2. 事務リスク管理部門の役割・責任について

### (1) 着眼点

- ① 事務統括部門は、事務リスク管理に関する基本方針及び事務リスク管理規程に沿って、事務規程を整備し、問題点の発生原因分析・再発防止策の検討を行った場合

は、事務規程の見直しの検討を行うことが求められる。また、事務リスクに関する情報が事務統括部門に集約される体制を整備し、報告漏れを防ぐためにモニタリングを行うことが求められる。

- ② 事務指導部門は、各業務部門及び支所・支店（事務所）において内部規程に沿った事務処理が行われるように、支所・支店（事務所）の実態を理解した上で、事務指導及び研修等を実施することが求められる。

## （２）チェックリスト

### ① 事務統括部門の役割・責任

ア 事務統括部門は、事務規程を整備しているか。事務規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、網羅的かつ法令等に則って、適切に規定されているか。また、事務規程は、支所・支店（事務所）の事務だけでなく、各業務部門の事務についても規定しているか。

イ 事務統括部門は、関係する他のリスク管理部門等と連携し、監査結果、不祥事件、業務上の事故、苦情・問合せ等で把握した問題点の発生原因分析・再発防止策の検討を講じているか。その結果、必要に応じて事務規程を見直し、改善しているか。

ウ 事務統括部門は、法令等の外部環境が変化した場合等について、必要に応じて事務規程を見直し、改善しているか。

エ 事務統括部門は、各業務部門及び支所・支店（事務所）の事務管理態勢を常時チェックする措置を講じているか。

オ 事務統括部門は、各業務部門及び支所・支店（事務所）による自所（自店）検査等の実施基準、実施要領について、内部監査部門の意見を踏まえた上で策定しているか。

カ 事務統括部門は、各業務部門及び支所・支店（事務所）において実施した自所（自店）検査結果の報告を受けているか。また、実効性のある自所（自店）検査となっているか検証を行っているか。

### ② 事務指導部門の役割・責任

ア 事務指導部門は、各業務部門及び支所・支店（事務所）において事務処理が適切に行われるよう事務指導及び研修を行っているか。

イ 事務指導部門は、内部監査部門の監査結果を活用して、各業務部門及び支所・支店（事務所）の事務水準の向上を図っているか。

ウ 事務指導部門は、事務処理に係る各業務部門及び支所・支店（事務所）からの問合せ等に迅速かつ正確に対応しているか。

## 3. 各業務部門及び支所・支店（事務所）における事務処理態勢について

### （１）着眼点

各業務部門の管理者及び支所・支店（事務所）長は、部門及び支所・支店（事務所）に内在するリスクを把握し、当該リスクを伴う事務について厳正な事務管理を行うこ

とが求められる。また、自部署の事故・不正等の未然防止、利用者への被害拡大の防止のため、事務リスクの高い事項について定期的に事務処理の不備の有無を検査することが求められる。

## (2) チェックリスト

### ① 各業務部門の管理者及び支所・支店（事務所）長の役割

- ア 適正な事務処理・事務規程の遵守状況、各種リスクが内在する事項についてチェックを行っているか。
- イ 担当する各業務部門又は支所・支店（事務所）の事務処理上の問題点を把握し、改善しているか。特に便宜支払い等の異例扱いについて、厳正に対処しているか。
- ウ 事務規程外の取扱いを行う場合については、事務統括部門及び関係業務部門と連携した上で、責任をもって処理をしているか。

### ② 厳正な事務管理

- ア 精査・検印は実質的かつ厳正に行っているか。
- イ 現金事故は、発生後直ちに各業務部門の管理者又は支所・支店（事務所）長へ連絡し、かつ事務統括部門・内部監査部門等必要な部門に報告しているか。
- ウ 便宜支払い等の異例扱いについては、必ず各業務部門の管理者、支所・支店（事務所）長又は役席等の承認を受けた後に処理しているか。
- エ 事務規程外の取扱いを行う場合には、事務統括部門及び関係業務部門と連携した上で、必ず各業務部門の管理者又は支所・支店（事務所）長の指示に基づき処理をしているか。

### ③ 自所（自店）検査の適切性

- ア 各業務部門及び支所・支店（事務所）における事故、不正等の未然防止、利用者への被害拡大を防ぐため、実施基準、実施要領に基づき、実効性のある自所（自店）検査を実施しているか。
- イ 自所（自店）検査の結果等について、自所（自店）検査の実施者から、事務統括部門及びリスク管理部門（第2線）に対して、報告しているか。
- ウ 自所（自店）検査の結果を事務の改善に活用しているか。

## 4. 市場取引の事務管理態勢について

### (1) 着眼点

市場部門及び市場取引の事務管理部門の管理者は、為替、資金、証券取引等及びこれらの派生商品取引を行う上で内在するリスクを把握し、リスクを伴う事務について厳正な事務処理を行う態勢を構築することが求められる。

### (2) チェックリスト

#### ① 厳正な事務処理

為替、資金、証券取引等及びこれらの派生商品取引については、各市場取引の内

部規程・業務細則等に沿った厳正な取扱いを行っているか。

② 取引内容、残高等の照合

市場部門と市場取引の事務管理部門における取引データの突合を行うとともに、誤差等がある場合には、速やかにその原因究明を行い、あらかじめ定められた方法に基づき補完しているか。

(別紙2) システムリスク管理態勢について

【システムリスクについて】

- ・ システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴いシステム金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることによりシステム金融機関が損失を被るリスクをいう。
- ・ インターネットを利用したサービスの普及等に伴い利用者利便性が飛躍的に向上する一方で、サイバー攻撃の手口が巧妙化して影響も世界的規模で深刻化しており、金融機関においてはサイバーセキュリティを確保することが喫緊の課題となっている。  
経営陣においては、サイバー攻撃による利用者、取引先の被害を防止し、安定したサービスを提供するため、サイバーセキュリティ管理態勢を構築し、状況の変化に対応して継続的に改善していくことが求められている。
- ・ 検査官は、システムリスク管理態勢の確認検査を行うに当たっては、個別システムの重要度及び性格に十分留意する。
- ・ システムの重要度とは、当該システムの利用者取引又は経営判断への影響の大きさを表す。
- ・ システムの性格とは、コンピュータセンターにおける中央集中型の汎用機システム、クライアントサーバーシステム等の分散系システム、ユーザー部門設置の単体システム等のそれぞれの特性を表し、それぞれに適した管理手法がある。

1. 管理者の役割・責任について

(1) 着眼点

- ① 管理者は、システムリスク管理方針に沿ってシステムリスク管理規程を策定し、これに基づいた適切なシステムリスク管理を行うため、システムリスク管理部門の態勢を整備し、けん制機能を発揮させるための施策を実施することが求められる。
- ② 管理者は、システムリスク管理部門の職務の執行状況をモニタリングし、必要に応じて管理規程及び組織体制の見直しを行うことが求められる。

(2) チェックリスト

- ① システムリスク管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、システムリスクの管理に必要な取決めが網羅されているか。
- ② 管理者は、システムリスク管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。
- ③ 管理者は、理事会等が設定した報告事項を理事会等及びオペレーショナル・リスクの総合的な管理部門に対して報告する態勢を整備しているか。
- ④ 管理者は、定められた方針、基準及び手順に従ってセキュリティが守られているかを適正に管理するセキュリティ管理者を設置し、管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。
- ⑤ 管理者は、システムの安全かつ円滑な運用と不正防止のため、システムの管理手順を定め、適正に管理するシステム管理者を設置し、管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。

また、EUC（エンドユーザーコンピューティング）（注1）等ユーザー部門等が独自にシステムの企画、開発及び運用を行うシステムについても、システム管理者を設置しているか。

（注1）EUC（End-User Computing）とは、情報システム部門以外の担当者が、自らの業務のためにソフトウェア、アプリケーション、システムを構築・運用することをいう。

- ⑥ 管理者は、データについて機密性、完全性及び可用性の確保を行うためにデータ管理者を設置し、管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。
- ⑦ 管理者は、ネットワーク稼動状況の管理、アクセスコントロール及びモニタリング等を適切に管理するために、ネットワーク管理者を設置し、管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。
- ⑧ 管理者は、継続的にシステムリスク管理部門の職務の執行状況に関するモニタリングを実施しているか。また、システムリスク管理態勢の実効性を検証し、必要に応じてシステムリスク管理規程及び組織体制の見直しを行い、又は理事会等に対し改善のための提言を行っているか。

## 2. システムリスク管理部門の役割・責任について

### （1）着眼点

システムリスク管理部門は、システム全般についてリスクを認識・評価し、当該系統金融機関のシステムリスクの状況をモニタリングすることが求められる。また、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切なシステムリスク管理方法となっているかを定期的に検証し、見直しを行うことが求められる。

### （2）チェックリスト

#### ① システムリスクの認識・評価

ア システムリスク管理部門は、勘定系、情報系といった業務機能別システムのリスクの評価を含め、システム全般に通じるリスクを認識・評価しているか。

イ システムリスク管理部門は、EUC等ユーザー部門等が独自にシステムを構築する場合においても当該システムのリスクを認識・評価しているか。

ウ システムリスク管理部門は、利用者チャネルの多様化による大量取引の発生や、ネットワークの拡充によるシステム障害等の影響の複雑化・広範化など、外部環境の変化によりリスクが多様化していることを踏まえ、リスクを認識・評価しているか。

エ システムリスク管理部門は、システムの処理能力に関するリスクを認識・評価しているか。

オ システムリスク管理部門は、新規商品等の導入時又は商品内容の変更時に、システム開発の有無にかかわらず、関連するシステムのリスクを認識・評価しているか。

カ システムリスク管理部門は、インターネット等を利用した取引においては、非対面性、トラブル対応、第三者の関与等の問題が特に顕在化する可能性があるな

ど、インターネット等を利用した取引のリスクを認識・評価しているか。

② モニタリング

ア システムリスク管理部門は、システムリスク管理方針、システムリスク管理規程等に基づき、当該系統金融機関の内部環境（リスク・プロファイル等）や外部環境の状況に照らし、当該系統金融機関のシステムリスクの状況を適切な頻度でモニタリングしているか。

イ システムリスク管理部門は、システムリスク管理方針、システムリスク管理規程等に基づき、システムリスクの状況に関して、理事会等及びオペレーショナル・リスクの総合的な管理部門が適切に評価及び判断できる情報を報告しているか。

③ コントロール及び削減

ア システムリスク管理部門は、システムの制限値を超えた場合のシステム面・事務面の対応策を検討しているか。また、評価された重要なシステムリスクに係るコントロール方法について、理事会等が意思決定できる情報を報告しているか。

イ システムリスク管理部門は、システムリスクを削減する方策を実施する場合、新たなリスクの発生に注意を払っているか。

④ 検証・見直し

システムリスク管理部門は、業務環境の変化、リスク・プロファイルの変化を把握し、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切なシステムリスク管理方法であるかを検証し、見直しているか。

3. 情報セキュリティ管理について

(1) 着眼点

セキュリティ管理者は、重大な障害・事故・犯罪等に関するセキュリティ上の問題、システム、データ、ネットワーク管理上のセキュリティに関するリスクを把握し、これらのリスクによる利用者及び系統金融機関自らの被害の防止、不正の防止等の観点から内部規程等を定めるなど、態勢を構築することが求められる。

(2) チェックリスト

① セキュリティ管理者等の役割・責任

ア セキュリティ管理者は、重大な障害・事故・犯罪等に関するセキュリティ上の問題について、システムリスク管理部門に報告しているか。

イ セキュリティ管理者は、システム、データ、ネットワーク管理上のセキュリティに関することについて統括しているか。

ウ セキュリティ管理者は、セキュリティ意識の向上を図るため、全役職員に対するセキュリティ教育（外部委託先におけるセキュリティ教育を含む。）を行っているか。

- エ システム管理者は、各業務部門、支所・支店（事務所）及びコンピュータセンターについて、それぞれの設備・機器の適切かつ十分な管理を行っているか。
- オ システム管理者は、外部に持ち出すコンピュータに対する管理を行っているか。
- カ データ管理者は、データの管理手順及び利用承認手順等を内部規程・業務細則等として定め、関係者に周知徹底させることにより、データの安全で円滑な運用を行っているか。
- キ データ管理者は、データ保護、データ不正使用防止について適切かつ十分な管理を行っているか。
- ク ネットワーク管理者は、ネットワークの管理手順及び利用承認手続等を内部規程・業務細則等として定め、関係者に周知徹底させることにより、ネットワークの適切かつ効率的で安全な運用を行っているか。
- ケ ネットワーク管理者は、ネットワークがダウンした際の代替手段を考慮しているか。

## ② 情報資産の保護

- ア システム金融機関が責任を負うべき利用者の重要情報を網羅的に洗い出し、把握、管理しているか。なお、利用者の重要情報の洗い出しに当たっては、業務、システム、外部委託先を対象範囲としているか。
- イ 洗い出した利用者の重要情報について、重要度判定やリスク評価を実施しているか。
- ウ 機密情報について、暗号化やマスキング等の管理ルールを定めているか。また、暗号化プログラム、暗号鍵、暗号化プログラムの設計書等の管理に関するルールを定めているか。  
なお、「機密情報」とは、暗証番号、パスワード、クレジットカード情報等、利用者に損失が発生する可能性のある情報をいう。
- エ 機密情報の保有・廃棄、アクセス制限、外部持ち出し等について、業務上の必要性を十分に検討し、より厳格な取扱いをしているか。
- オ 情報資産について、管理ルール等に基づいて適切に管理されていることを定期的にモニタリングし、管理態勢を継続的に見直しているか。

## ③ 不正使用防止

- ア 不正使用防止のため、業務内容や接続方法に応じ、接続相手先が本人又は正当な端末であることを確認する態勢を整備しているか。
- イ 不正アクセス状況を管理するため、システムの操作履歴を監査証跡として取得し、事後の監査を可能とするとともに、定期的にチェックしているか。
- ウ 端末機の使用及びデータやファイルのアクセス等の権限については、その重要度に応じた設定・管理方法を明確にしているか。

## ④ コンピュータウイルス等

コンピュータウイルス等の不正なプログラムの侵入を防止する方策を取っているとともに、万が一侵入があった場合速やかに発見・除去する態勢を整備しているか。

⑤ インターネットを利用した取引の管理

ア インターネットバンキングを利用した犯罪の手口が高度化・巧妙化し、被害が拡大していることを踏まえ、リスク分析、セキュリティ対策の策定・実施、効果の検証（利用者に対する対策普及状況を含む。）、対策の評価・見直し等を行う態勢を整備しているか。

イ インターネットバンキング等の不正利用を防止するため、電話番号やメールアドレスなど貯金者への通知や本人認証の際に利用される情報について、不正な登録・変更が行われないよう適切な手続が定められているか。

ウ セキュリティ対策については、犯罪の手口に対する個々のセキュリティ対策の強度を検証した上で、利用者属性を勘案し、複数の対策を組み合わせるなど、犯罪の手口の高度化・巧妙化に対応した対策（注2）を講じているか。

なお、「フィッシング対策ガイドライン」（フィッシング対策協議会）や全国銀行協会の申し合わせ等（注3）には、実効的な認証方法や不正防止策を用いたセキュリティ対策事例が記載されていることに留意する。

（注2）具体的には、以下の対策が考えられる。

- ・ ログイン、出金など、重要な操作時におけるフィッシングに耐性のある多要素認証の実装及び必須化
- ・ 利用者が身に覚えのない第三者による不正なログイン・取引を早期に検知するため、電子メール等により、利用者に通知を送信する機能の提供
- ・ 認証に連続して失敗した場合、ログインを停止するアカウント・ロックの自動発動機能の実装及び必須化
- ・ 利用者のログイン時の挙動の分析による不正アクセスの検知及び事後認証に資するログイン・取引時の情報の保存の実施
- ・ 不正アクセスの評価に応じて追加の本人認証を実施するほか、当該不正が疑われるアクセスの適時遮断、不正アクセス元からのアクセスのブロック等の対応の実施
- ・ 不正なログイン・異常な取引等を検知し、速やかに利用者に連絡する体制と仕組みの整備

（注3）詳細については、「インターネット・バンキングにおける預金等の不正な払戻しについて」（平成28年6月14日一般社団法人全国銀行協会）等を参照。

エ メールやSMS（ショートメッセージサービス）内にパスワード入力を促すページのURLやログインリンクを記載しない（法令に基づく義務を履行するために必要な場合など、その他の代替的手段を採り得ない場合を除く。）、利用者に対して正規のウェブサイトのブックマークや正規のアプリからログインすることを促す、送信ドメイン認証技術の計画的な導入、フィッシングサイトの閉鎖促進等、業務に応じた不正防止策を講じているか。

- オ システムのダウン又は不具合により、適正な処理がなされなかった場合、それを補完する態勢となっているか。また、システムダウン等が発生した場合の責任分担のあり方についても、明確に示しているか。
- カ 利用者情報の漏えい、外部侵入者及び内部の不正利用による利用者データの改ざん、書き換え等を防止する態勢を整備しているか。
- キ インターネットを利用した取引が非対面であるということに鑑み、利用者との取引履歴等について改ざん・削除等されることなく、必要に応じて一定期間保存されているか。
- ク 利用者に求められるセキュリティ対策事例を利用者に対して十分に周知しているか。利用者自らによる早期の被害認識を可能とするため、利用者が取引内容を適時に確認できる手段を講じているか。また、新たな犯罪の手口が発生するなど必要な場合、速やかにかつ利用者が容易に理解できる形で周知しているか。
- ケ 不正取引を防止するための対策が利用者に普及しているかを定期的にモニタリングし、普及させるための追加的な施策を講じているか。
- コ 不正取引に係る損失の補償については、利用者対応方針を定め、利用者対応態勢を整備しているか。

⑥ 偽造・盗難キャッシュカード対策

- ア 偽造・盗難キャッシュカード対策として、ATMシステム等のセキュリティ・レベルを一定の基準に基づき評価しているか。当該評価を踏まえた体制面、技術面の検討を行い、適切な対策を講じているか。
- イ 不正払戻し防止のために、適切な認証技術の採用、情報の漏えいの防止のための情報システムの整備等の措置を講じているか。
- ウ 異常な取引に関する基準や把握時の対応等を定め、異常な取引が把握された場合には適切な措置を講じているか。

4. サイバーセキュリティ管理について

(1) 着眼点

セキュリティ管理者は、サイバーセキュリティの重要性を認識し、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」（令和6年10月金融庁）を踏まえ、サイバー攻撃等に対する態勢を構築することが求められる。

(2) チェックリスト

① サイバーセキュリティ対策

- ア サイバー攻撃に備え、入口対策、内部対策、出口対策といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。
  - (ア) 入口対策（外部からの不正なアクセスを防止するための取組（ファイアウォールの設置、抗ウイルスソフトの導入、不正侵入検知システム・不正侵入防止システムの導入等））
  - (イ) 内部対策（内部からの不正なアクセスを防止するための取組（特権ID・パス

- ワードの適切な管理、不要なIDの削除、特定コマンドの実行監視等)
- (ウ) 出口対策(情報流出を防止するための取組(通信ログ・イベントログ等の取得と分析、不適切な通信の検知・遮断等))
- イ サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するための措置を講じているか。
- ウ システムの脆弱性<sup>ぜい</sup>について、OSの最新化やセキュリティパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか。
- エ サイバーセキュリティについて、ネットワークへの侵入検査や脆弱性診断等を活用するなど、セキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セキュリティ対策の向上を図っているか。
- オ サイバー攻撃を受けた場合、被害の拡大防止のための措置(通信の遮断やシステム停止等)を講じているか。また、システム停止等を行う場合、時間帯や期間、停止するサービスの範囲に応じた業務への影響を洗い出し、代替手段を講じているか。
- カ サイバー攻撃により被害が発生した原因を除去(マルウェアの駆除、パッチの適用等による脆弱性の修正等)するとともに、セキュリティを高めるための対策(ネットワークの監視レベルの引き上げ、ファイアウォールやセキュリティ装置の設置及びアクセス制御の適切な実施等)を講じているか。

② コンティンジェンシープランの策定

サイバー攻撃を想定したコンティンジェンシープラン(緊急時対応計画)を策定し、訓練や見直しを実施しているか。また、必要に応じて、業界横断的な演習に参加しているか。

③ 人材育成

サイバーセキュリティに係る人材について、育成、拡充するための計画を策定し、実施しているか。

5. 防犯・防災・バックアップ・不正利用防止について

(1) 着眼点

理事は、系統金融機関の業務を適切に遂行するため、防犯、防災、システム等のバックアップ・不正利用等の防止について、これらに対応するための態勢を構築することが求められる。

(2) チェックリスト

① 防犯対策

- ア 犯罪を防止するため、防犯組織を整備し、責任者を明確にしているか。
- イ コンピュータシステムの安全性を脅かす行為を防止するため、入退室管理・重要鍵管理等、適切かつ十分な管理を行っているか。

② コンピュータ犯罪・事故等

コンピュータ犯罪及びコンピュータ事故（ウイルス等不正プログラムの侵入、CD/ATMの破壊・現金の盗難、カード犯罪、外部者による情報の盗難、内部者による情報の漏えい、ハードウェアのトラブル、ソフトウェアのトラブル、オペレーションミス、通信回線の故障、停電、外部コンピュータの故障等）に対して、十分に留意した態勢を整備し、点検等の事後チェック態勢を整備しているか。

③ 防災対策

ア 災害時に備え、被災軽減及び業務の継続のための防災組織を整備し、責任者を明確にしているか。

イ 防災組織の整備に際しては、業務組織に即した組織とし、役割分担ごとに責任者を明確にしているか。

ウ 防火・地震・出水に係る対策を確保しているか。

エ 重要データ等の避難場所をあらかじめ確保しているか。

④ バックアップ

ア 重要なデータファイル、プログラムの破損、障害等への対応のため、バックアップを取得し、管理方法を明確にしているか。

イ バックアップを取得するに当たっては、分散保管、隔地保管等保管場所に留意しているか。

ウ バックアップ取得の周期を文書化しているか。

エ 業務への影響が大きい重要なシステムについては、オフサイトバックアップシステム等を事前に準備し、災害、システム障害等が発生した場合等に、速やかに業務を継続できる態勢を整備しているか。

⑤ コンティンジェンシープランの策定

ア 災害等によりコンピュータシステムが正常に機能しなくなった場合に備えたコンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）を整備しているか。また、理事の果たすべき役割・責任やとるべき対応について具体的に定めるとともに、理事が自ら指揮を執る訓練を行い、その実効性を確保しているか。

イ コンティンジェンシープランの策定及び重要な見直しを行うに当たっては、理事会による承認を受けているか。（上記以外の見直しを行うに当たっては、理事会等の承認を受けているか。）

ウ コンティンジェンシープランの策定に当たっては、災害による緊急事態を想定するだけでなく、系統金融機関の内部又は外部に起因するシステム障害等も想定しているか。また、バッチ処理が大幅に遅延した場合など、十分なリスクシナリオを想定しているか。

エ コンティンジェンシープランの策定に当たっては、決済システムに及ぼす影響や、利用者に与える被害等を分析しているか。

オ コンティンジェンシープランは、他の金融機関におけるシステム障害等事例や中央防災会議等の検討結果を踏まえるなど、想定シナリオの見直しを適宜行っているか。

カ コンティンジェンシープランに基づく訓練は、系統金融機関ごとに全体的なレベルで行い、複数の金融機関の業務を受託するセンター等の外部委託先等と合同で、定期的を実施しているか。

## 6. 外部委託管理について

### (1) 着眼点

システムリスク管理部門は、システムの安全性とサービスの質を維持するため、外部委託業務に内在するリスクを特定し、定期的なモニタリングを行うことが求められる。

### (2) チェックリスト

#### ① 外部委託業務の管理

ア システムリスク管理部門は、外部委託管理部門と連携し、外部委託（二段階以上の委託を含む。以下同じ。）の実施前に当該外部委託業務に内在するシステムリスクを特定しているか。

イ システムリスク管理部門は、外部委託管理部門と連携し、委託契約において、提供されるサービス水準、外部委託先との役割分担や責任分担、監査権限及び再委託手続等について定めていることを確認するための措置を講じているか。

ウ 外部委託先が遵守すべきルールやセキュリティ要件を外部委託先へ提示し、契約書等に明記しているか。

エ システムリスク管理部門は、外部委託管理部門と連携し、外部委託した業務について、委託元として委託業務が適切に行われていることを定期的にモニタリングするために必要な措置を講じているか。

また、システムの共同化等が進展する中、外部委託先における利用者データの管理状況を、委託元が監視、追跡できる態勢を整備しているか。

オ システムリスク管理部門は、問題点等を発見した場合には、外部委託管理部門と連携して速やかに是正する措置を講じているか。

#### ② システム関係の業務委託先の検証

ア 業務委託を受けたシステム全般について、システムリスクを認識・評価しているか。

イ 系統金融機関から受託したシステム業務について、委託者による監査又は外部監査を定期的に受けているか。また、外部監査を実施した場合は、委託者に対して監査結果を報告しているか。

ウ 系統金融機関が求めるセキュリティ・レベルを設定し、その内容についてあらかじめ系統金融機関と合意しているか。

エ 企画段階、設計・開発段階、テスト段階において、系統金融機関によるユーザ

- ー レビューやユーザーテストが実施されているか。
- オ 開発標準ルールの遵守状況や品質管理状況について、品質管理部署等により客観的に評価する態勢を整備しているか。
- カ システムの運用状況について、系統金融機関に対して報告する事項を定め、定期的に報告しているか。
- キ システム障害等の発生時の連絡態勢を、あらかじめ定めているか。
- ク 複数の金融機関の業務を受託するセンターの場合、他の金融機関への影響等を速やかに判断し、対応する態勢を整備しているか。

## 7. 貯金口座の名寄せについて

### (1) 着眼点

農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第57条の2第4項及び第60条の3第1項に基づき、貯金口座の名寄せを遵守するための態勢を整備することが求められる。

### (2) チェックリスト

- ア 名寄せデータが適切に維持、登録される態勢となっているか。
- イ 名寄せデータ（名寄せ用カナ氏名、生年月日等）が正しく登録されているか。また、登録状況を検証しているか。
- ウ 新規商品等の取扱いに係るプログラム修正やシステム更改等を実施した場合におけるシステム対応は適切にとられているか。
- エ 保険事故発生から磁気テープ等を貯金保険機構に提出するまでの作業について、手順書・マニュアルが整備されているか。また、名寄せデータをシステムに反映するまでの作業及び当該データを用いずに支払対象決済用貯金を払い戻す作業についても同様の整備がなされているか。

## 8. 外部の決済サービス事業者等との連携について

### (1) 着眼点

理事は、連携サービス（注4）を狙う犯罪が発生していることを踏まえ、連携サービス全体のリスクを把握し、安全性を確保し、利用者保護を図るとともに、貯金口座の信認を確保するため、連携サービスに係るセキュリティ対策等に係る態勢を整備することが求められる。

（注4）連携サービスとは、スマートフォンのアプリ等を用いて、インターネット口座振替サービス等の方法により貯金口座と連携させる決済サービスをいう。

### (2) チェックリスト

#### ① 内部管理態勢

- ア 連携サービスに係る責任部署を明確化し、連携サービスに係る業務の実施状況（連携サービス提供事業者における業務の実施状況（連携サービスの内容を変更する場合を含む。）を含む。）を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、

連携サービス提供事業者において連携サービスに係る業務を適切に運営しているか確認する態勢が構築されているか。

イ 連携サービスに係る不正取引の発生状況や犯罪行為の手口、利用者からの相談等に係る情報を収集・分析し、セキュリティの高度化や連携サービスに係るリスクの早期検知・改善を行うなど、連携サービスに係る業務の健全かつ適切な運営が確保される態勢が構築されているか。また、金融関係団体と必要な情報・分析結果を連携する態勢が構築されているか。

ウ 連携サービスに係るリスク分析、対策の策定・実施、効果の検証、対策の評価・見直しからなるいわゆるPDCAサイクルが機能しているか。

## ② セキュリティの確保

ア 連携サービスに係る不正取引を防止し、利用者保護を図る観点から、連携サービス提供事業者と協力し、連携サービス全体のリスクを継続的に把握・評価し、当該評価を踏まえ、一定のセキュリティ・レベルを維持するために体制・技術、両面での検討を行い、適切な対策を講じているか。また、連携サービス提供事業者が行うリスク評価や検証に係る作業に協力しているか。

イ 貯金者へのなりすましによる不正取引を防ぐため、連携サービス提供事業者において実施している当該サービス利用者に対する取引時確認や貯金者との同一性の確認の状況等を継続的に把握・評価し、当該評価を踏まえた適切なセキュリティ管理態勢を構築しているか。また、必要に応じて、連携サービス提供事業者の実施する貯金者との同一性の確認などに協力しているか。

ウ 貯金口座との連携を行う際に、サービスの内容に応じてフィッシング詐欺対策やフィッシング耐性のある多要素認証を実施すること等により、貯金者へのなりすましを阻止しているか。

エ 連携サービスに係る不正取引のモニタリングでは、犯罪の手口の高度化・巧妙化を含めた環境変化や不正取引の発生状況等を踏まえた適切なシナリオや閾値を設定するなど、早期に不正取引を検知可能とするモニタリング態勢を構築しているか。また、不正取引を検知した場合、速やかに利用者に連絡する態勢が構築されているか。

オ 資金を事前にチャージして利用する連携サービスなど、系統金融機関が連携サービス利用者による取引をモニタリングすることが困難な場合には、当該連携サービス提供事業者による不正取引をモニタリングする態勢を確認するとともに、犯罪発生状況や犯罪の手口に関する情報を適切に共有するなど、利用者被害の拡大を防止する態勢が整備されているか。

カ 利用者が早期に被害を認識可能とするため、連携サービスに係る口座振替契約の締結時などに、利用者への通知などにより、利用者が適時に取引の状況を確認できる手段を講じているか。

キ 上記の過程で、連携サービス全体に脆弱性が認められる場合には、連携サービスを一時停止する等の対応を取り、脆弱性を解消してからサービス再開を行う態勢としているか。

ク 犯罪の手口の高度化・巧妙化を含めた環境変化や、犯罪発生状況を踏まえ、リスクを継続的に把握・評価し、必要に応じて認証方法の高度化を図るなど不正防止策の継続的な向上を図っているか。

③ 利用者保護

ア 連携サービスは、連携サービス提供事業者が直接的に利用者との接点を持つサービスであるが、系統金融機関においても、連携サービスの利用者が貯金者であること、貯金口座と連携した上で提供されるサービスであることを踏まえ、利用時における留意事項等を利用者に説明する態勢を整備するとともに、連携サービスに係る利用者からの相談を受け付ける態勢を整備しているか。

イ 連携サービスにおいて不正取引が発生した場合を想定し、連携サービス提供事業者との間で連絡体制の構築や被害の公表方針の策定といった被害拡大防止に係る適切な態勢を構築しているか。

ウ 事前に連携サービス提供事業者との間で業務運営に当たって生じる責任分担などが取り決められているか。

(別紙3) その他オペレーショナル・リスク管理態勢について

【その他オペレーショナル・リスクについて】

- ・ その他オペレーショナル・リスクとは、当該系統金融機関がオペレーショナル・リスクと定義したリスクのうち、事務リスク及びシステムリスクを除いたリスクをいう。

1. その他オペレーショナル・リスク管理部門のうち、主なリスク管理部門の役割・責任について

(1) 着眼点

リスク管理部門の管理者は、当該系統金融機関がオペレーショナル・リスクと定義したリスクのうち、事務リスク及びシステムリスクを除いたリスクについて確実に認識し、事務リスク及びシステムリスクを除いたリスクに対応するための態勢を構築することが求められる。

(2) チェックリスト

① 法務リスクを管理する部門

法務リスクを管理する部門は、利用者に対する過失による義務違反及び不適切なビジネス・マーケット慣行から生じる損失・損害（監督上の措置並びに和解等により生じる罰金、違約金及び損害賠償金等を含む。）など当該系統金融機関が法務リスクとして定義したものについて、当該系統金融機関が直面するリスクを認識し、適切に管理を行っているか。

② 人的リスクを管理する部門

人的リスクを管理する部門は、当該系統金融機関が、人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、就業環境を害する行為（セクシュアルハラスメント等）から生じる損失・損害など人的リスクとして定義したものについて、当該系統金融機関が直面するリスクを認識し、適切な管理を行っているか。

③ 有形資産リスクを管理する部門

有形資産リスクを管理する部門は、当該系統金融機関が災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害など有形資産リスクとして定義したものについて、当該系統金融機関が直面するリスクを認識し、適切な管理を行っているか。

④ 風評リスクを管理する部門

風評リスクを管理する部門は、当該系統金融機関が評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害など風評リスクとして定義したものについて、当該系統金融機関が直面するリスクを認識し、適切な管理を行っているか。

2. 危機管理態勢の適切性について

(1) 着眼点

危機発生時における初期対応や地域に対する情報発信等の対応が極めて重要であることから、系統金融機関は、平時より危機管理体制を構築しておくことが求められる。

(2) チェックリスト

ア 平時の危機管理を担当する担当者又は担当部門は、定期的な点検・訓練を行うなど危機発生時のリスク回避又は軽減の取組を行っているか。

イ 危機管理マニュアル等には、危機発生時の初期段階における的確な状況把握や客観的な状況判断を行うことの重要性や情報発信の重要性など、初期対応の重要性が盛り込まれているか。

ウ 危機管理マニュアル等については、自らの業務の実態やリスク管理の変化に応じ、不断の見直しが行われているか。

エ 危機管理マニュアル等には、危機発生時における責任態勢が明確化され、危機発生時の組織内及び関係者（関係当局を含む。）への連絡態勢等が明記されているか。

オ 業務継続計画（BCP）においては、テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、金融システムの機能の維持にとって必要最低限の業務の継続が可能となっているか。

カ 危機発生時の情報発信・収集態勢は、危機のレベル・類型に応じて十分なものになっているか。